

2017 年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に関する調査
報告

2019 年 3 月

編集代表

東京大学社会科学研究所

大沢真理

凡例：ゴシック体の用語については文末に解説を付している

目次

| | |
|-------------------------------------------------------------------|----|
| I 調査の概要 | 1 |
| (1) 調査の経緯・趣旨 | 1 |
| (2) 調査の内容 | 1 |
| (3) 結果の取りまとめの軸 | 2 |
| (4) 分析と解説 | 2 |
| II 調査結果の概要 | 2 |
| 補論 回答率と被災経験の有無などについて | 9 |
| III 調査結果 | 15 |
| 1. 防災分野での意思決定等における女性の参画について | 15 |
| (1) 防災会議の委員総数と女性委員数（市区町村 Q1、都道府県 Q1） | 15 |
| (2) 防災・危機管理部局への女性職員の配置状況（市区町村 Q2、都道府県 Q2） | 17 |
| (3) 防災会議で女性の登用率が低い理由（市区町村 Q16、都道府県 Q16） | 18 |
| (4) 防災会議以外の防災関係の検討会等で女性登用を促進する仕組みや取組みがあるか（市区町村 Q17、都道府県 Q17） | 19 |
| (5) 2008 年度以降の災害に応援・支援の職員を派遣したか（都道府県 Q3）、そのうちの女性の派遣（職種別）（都道府県 Q4） | 20 |
| 2. 要配慮者・避難行動要支援者を念頭に置いた取組みについて | 20 |
| (1) 要配慮者・避難行動要支援者の想定（市区町村 Q3） | 20 |
| (2) 要配慮者・避難行動要支援者等を念頭に置いた取組みについて（市区町村 Q4-1-7、都道府県 Q6-1-7） | 23 |
| (3) 防災訓練や研修等を実施する際、託児所やショートステイサービスを提供（市区町村 Q5） | 28 |
| (4) 都道府県と市区町村の合同の防災研修会やワークショップ（都道府県 Q5） | 28 |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 3. 地域防災計画等や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）について | 29 |
| (1) 地域防災計画等の策定に際して参加する組織・人（市区町村 Q 6、都道府県 Q 7） | 29 |
| (2) 避難所運営に関する指針等の作成において連携した部局・外部組織 （市区町村 Q 7、都道府県 Q 8） | 32 |
| (3) 避難所運営に関する指針等に記述されている項目 （市区町村 Q 8 - A、都道府県 Q 9） | 35 |
| (4) 避難所に設置すると記述している設備（市区町村 Q 8 - B、都道府県 Q 10） | 43 |
| (5) 災害時のボランティアの受け入れ体制（市区町村 Q 8 - C） | 49 |
| (6) 自主防災組織について（市区町村 Q 9） | 50 |
| (7) 地域防災計画等を策定後、訓練・対策の評価への住民参加 （市区町村 Q 10、都道府県 Q 11） | 51 |
| (8) 被災住民の車中泊への対応策を検討しているか（市区町村 Q 11） | 52 |
| 4. 備蓄について | 53 |
| (1) 災害時の緊急物資等にかかる備蓄・物流の基本方針 （市区町村 Q 12、都道府県 Q 12、Q 13、Q 14） | 53 |
| (2) 所定の物資集積拠点と外部組織とのあいだの応援協定・提携（市区町村 Q 13、 都道府県 Q 15）、その協定や提携についての広報啓発活動（市区町村 Q 14） | 54 |
| (3) 市区町村の備蓄（市区町村 Q 15 - A、Q 15 - B） | 56 |
| 5. まち・ひと・しごと総合戦略について | 68 |
| (1) 策定プロセスについて（市区町村 Q 18、都道府県 Q 18） | 68 |
| (2) 総合戦略の目標（市区町村 Q 19、都道府県 Q 19） | 69 |
| 用語の解説 | 71 |
| 調査票 | 75 |

I 調査の概要

(1) 調査の経緯・趣旨

2011年3月の東日本大震災・津波の被害からの復興も道半ばである間に、関東・東北豪雨（2015年）、熊本地震（2016年）、九州北部豪雨（2017年）などの大災害が起こってきた。直接の被災地はもとより、各地の市区町村・都道府県は、防災および災害リスク削減などの各種施策を鋭意講じている。

そうした施策について、全国知事会は2008年度に、全都道府県と市町村の協力を得て、『女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査』（以下、2008年度調査）を実施した。調査から明らかになったことの一つは、防災施策に男女共同参画・多様性の視点が不足しており、防災、災害時、復興の過程に女性が参画しにくい状況にあるという点であった。知事会調査から10年目にあたる2017年度に、同趣旨の調査を、その後の取組の進展を視野に入れて行うことが有意義であると判断された。

2008年以来の取組の進展としては、以下の3種類を踏まえることとした。

- (1) 関係法令の改正と指針の策定：2008年度の全国知事会調査にもとづく指摘も受けて、災害対策基本法改正（2012年・2013年）をはじめ関係法令が改正され、内閣府男女共同参画局によって「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」も策定された（2013年）。
- (2) 「仙台防災枠組」：2015年3月に仙台で国際連合の第3回防災世界会議が開催され、「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。同枠組では、防災の主流化、女性のリーダーシップなどが重視され、潜在的な災害リスクを発生・増幅させる要因として、人口変動や貧困・不平等の影響に注意を促している。
- (3) 「まち・ひと・しごと」総合戦略の推進：2015年度に、各地域の人口動態を踏まえた「まち・ひと・しごと」の持続可能な発展を図る総合戦略が、都道府県およびほぼすべての市区町村で策定された。これは、潜在的な災害リスクにも対処する取組として注目される。この戦略策定を促したのは、今後30-40年間で20-39歳の女性が5割以上減少する地域は、「消滅」という民間シンクタンクの予測である。

(2) 調査の内容

防災・災害リスク削減分野での意思決定等における男女共同参画の進展、災害時の要配慮者や避難行動要支援者の把握、なかでも女性の視点を踏まえた防災・災害リスク削減策について、現状と課題を把握するために実施した。

- (1) 調査名 「2017年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に関する調査」
(以下、本調査)
- (2) 調査設計 文部科学省科学研究費基盤（A）「災害・危機へのレジリエンスをジェンダー化する」（課題番号16H01900、研究代表者：大沢真理）アンケート調査チーム（大沢真理：東京大学社会科学研究所教授、堂本暁子：男女共同参画と災害・復興ネットワーク代表、池田恵子：静岡大学教育学部教授、貝塚康宣）
- (3) 調査協力 内閣府男女共同参画局および全国知事会が、同局長名、同会長名の協力依頼状

を発送（調査票等に同封）

(4) 調査の期間 2018年2月2日から2月23日

(5) 調査対象 都道府県（47）、市区町村（1806）

(6) 回収 株式会社サーベイリサーチセンターに委託（オンライン回答欄の製作、調査票等の発送、回答の集計）

(7) 回答数 都道府県 47（100%）、市区町村 1171（64.8%）

区の回答は、特別区（東京23区）中の19区である。政令指定都市の行政区は、独自の防災行政を実施しておらず、回答していない。

(3) 結果の取りまとめの軸

調査結果を概観すると、防災・災害リスク削減分野での意思決定等における男女共同参画の進展、および防災・災害リスク削減策の整備には、北海道、東北などの地方別、2008年度調査の調査完了（2008年10月17日）から今回の調査開始（2018年2月2日）まで（以下、当該期間）の被災経験の有無、市区町村の人口規模、高齢化の程度などにより、差が見られると考えられた。そこでこれらの要素を取りまとめの軸にすることとした。

ただし、10年近い当該期間には危機管理・防災の担当者の異動も少なくないと考えられたこともあり、アンケート調査ではこの間の被災の有無を尋ねていない。そこで回収後に「激甚災害」の指定により被災の有無を見ることとした。激甚災害の意味、その指定を被災経験の有無の判断に用いることの妥当性については、補論を参照いただきたい。

(4) 分析と解説

大沢真理と池田恵子が担当した。計量分析の専門家である鈴木富美子：東京大学社会科学研究所准教授より、助言と分析結果の提供を受けた。

II 調査結果の概要

1. 防災分野での意思決定等における女性の参画について

① 防災会議の女性委員比率：

市区町村では8%程度、都道府県では15.4%：[本文該当は15-17頁。以下同様]

（2008年度調査では市町村で2.7%、都道府県で3.4%）

防災会議以外の防災関係の検討会等に女性登用を促進する取組み：[19-20頁]

「ある」は、市区町村では8.3%、都道府県では44.7%

（2008年度調査では「ある」は市町村で5.5%、都道府県で19.1%）

防災会議に女性委員がゼロの市区町村は、平均では23.8%。それが北海道では62.6%であるのに対して、中国では9.0%、関東でも13.6%。女性委員がゼロの市区町村の比率が全国平均よりも多いのは、東北と北海道。中国地方は、女性委員が2割以上を占める市区町村が19.4%ある。

女性委員がゼロの市区町村は、被災経験がある市町村で 33.5%、ない市町村で 22.0%。人口規模が大きいほど女性委員の比率が高い。

市区町村では、女性委員比率を上昇させるうえでの困難が、10年前ほどの度合いでは認知されていないようである。いっぽう都道府県では女性委員比率が大きく伸びたが、比率を上昇させるうえでの困難は、10年前と同様の度合いで認知されているようである。

② 防災・危機管理部局の女性職員・女性管理職の比率：[17-18 頁]

市区町村では女性職員比率は 6%程度、女性管理職比率は 2.5%程度。

都道府県では女性職員比率 9.7%、女性管理職比率 3.4%。

(2008 年度調査では市町村で女性職員比率 6.1%、女性管理職比率 1.7%、

都道府県で女性職員比率 6.8%、女性管理職比率 0.3%)

2008 年度以降の災害に応援・支援の職員を派遣したか：[20 頁]

保健師と看護師以外のすべての職種で、女性職員を派遣する傾向は高まったらしい（それらの職種に就く女性職員が増えたと見ることもできる）。

人口規模が大きくなるにつれて防災・危機管理部局の職員総数が多くなるが、女性職員はそれほど多数配置されておらず、人口 5 万人以上では女性職員の比率は平均値の 6%より低い。女性管理職者数の比率も、平均値を上回るのは人口 1 万人未満と 1 万人以上 3 万人未満の市区町村である。

2. 要配慮者・避難行動要支援者を念頭に置いた取組みについて

① 要配慮者および避難行動要支援者として想定するか：[20-23 頁]

要配慮者としてより多様なカテゴリーを想定しているのは、四国・中国・九州。避難行動要支援者として乳幼児・妊産婦を想定している市区町村は、北海道で多く、近畿で少ない

② 要配慮者・避難行動要支援者等を念頭に置いた取組みについて：[23-27 頁]

要配慮者やその関係者、女性等の意見を聞くための各種の取組みを実施する市区町村の比率は低い。

ただし防災会議に女性委員が少なくとも 1 割いる市区町村では、それがゼロの市区町村に対して、研修会やワークショップ、ホームページの開設、各種団体の支援、マニュアルに記載などの取組をおこなう比率が 2 倍である。

2008 年度との対比では、ホームページの開設やヒアリング・タウンミーティングを実施する比率は、市区町村でも都道府県でも低下した。2008 年度は例示しなかったマニュアルに記載という取組が、2017 年度では相応の比率で実施されている。

③ 防災訓練や研修等を実施する際、託児所やショートステイサービスを提供：[28 頁]

市区町村の 4.4% (2008 年度は 1.8%)。

被災経験がない市区町村、人口規模が大きい市区町村で、提供の比率が高い。防災会議の女性委員比率では差が見られない。

④ 都道府県と市区町村の合同の防災研修会やワークショップ：[28-29 頁]

これまでに実施したことがないのは7県

3. 地域防災計画等や避難所運営に関する指針

① 地域防災計画等の策定に際して参加する組織・人：[29-31 頁]

市区町村では都道府県の担当部局が約70%、庁内の福祉担当が約72%、男女共同参画担当が約48%など。

都道府県では福祉担当と教育担当が100%、男女共同参画担当が約96%など。

男女共同参画担当部局が参加した市区町村の比率が最も高いのは中国地方(64.2%)、ついで関東と近畿で60%程度。最も低いのは北海道の16.8%、ついで低いのは九州と中部の43%程度。被災経験がない市町村、人口規模が大きい市区町村のほうが、広い対象に参加を求めている。男女共同参画担当部局の参加には、人口規模による差が大きい。

女性団体が参加した市区町村の比率は、四国と中国で40%強と高く、北海道は5.3%。

② 避難所運営に関する指針等の作成において連携した部局・外部組織：[31-35 頁]

市区町村では福祉担当が約50%、教育担当が約35%、男女共同参画担当は17.5%。

都道府県では福祉担当が約72%、男女共同参画担当と教育担当が約49%など。

(2008年度には、作成予定を含む458市町村のうち24(調査市町村1747のうち1.4%)が、男女共同参画担当と連携。都道府県では、32都道府県のうち11(全都道府県の23.4%)が男女共同参画と連携)。

男女共同参画担当部局が連携した比率が平均より高いのは、関東・中国・九州・近畿、低いのは北海道(5.3%)。四国では自主防災組織が参加する比率が高い(51.6%)。人口規模が大きいほど、各種の部局・人と連携した比率が高い。規模による差が大きいのは、男女共同参画担当部局および教育部局との連携。

③ 避難所運営に関する指針等に記述されている項目：[35-42 頁]

市区町村では約50%から60%強で、プライバシーの確保、情報伝達・コミュニケーションの確保、ペット対策、福祉避難所の設置などを記述。比率が10%に届かないのは、LGBTへの配慮、避難所内での託児所の設置、自宅で病人等の世話をしている家族への支援。

都道府県では7-8割で各種の項目を記述。比率が低い項目は、市区町村と同様

(2008年度との対比では、何らかの項目を記述した指針・マニュアルの作成は大きく進んだ)

すべての項目で記述があるとする比率は、北海道・東北・九州で低く、関東・中部・近畿・四国で高い。被災経験がない市町村のほうが高く、人口規模が大きいほど高い。高齢化の程度が高い市区町村で記述している比率が相当に低い。

防災会議の女性委員がゼロの市区町村に対して女性委員が少なくとも10%いる市区町村では、すべての項目について、記述している比率が倍近く、とくに人口1万人未満の市町村では、防災会議の女性委員比率によって、避難所運営に関する指針等の記述に顕著な差が出る。

また男女共同参画担当部局との連携の有無により、指針等の記述事項に相当の差があり、人口3万人以上10万人未満と人口10万人以上の人口区分で、男女共同参画担当部局との連携により、避難所運営に関する指針等の記載に大きな差が出る（防災会議の女性委員比率との関連が、もっぱら小規模市町村で見られたことは異なる）

④ 避難所に設置すると記述している設備：[43-49 頁]

市区町村では50%前後で、更衣室・授乳室・トイレ各種を記述。記述の比率が20%以下と低いのは、簡易調理施設・風呂・オムツ替えスペース。

都道府県では7-8割で各種を記述。記述の比率が40%以下と低いのは、簡易調理施設・オムツ替えスペース。

（2008年度との対比では、何らかの設備を記述した指針・マニュアルの作成は大きく進んだ）

すべての設備について、記述があるとする市区町村の比率は、北海道・東北・九州で低く、関東・中部・近畿・四国、とくに四国で、高い。記述している比率は、被災経験のない市町村のほうが高く、人口規模が大きいほど高い。高齢化率が全国平均より高い市区町村で、各種の設備を設置すると記述している比率が相当に低い。

人口1万人未満の市町村では、防災会の女性委員比率によって、設備の記述に顕著な差が出る。すべての設備で、男女共同参画担当部局と連携した場合に、記述している比率が高いが、男女共同参画担当部局との連携による記述の差は、人口3万人以上10万人未満の区分（331市区町村）で有意である。

⑤ 災害時のボランティアの受け入れ体制：[49-50 頁]

受け入れ体制が「すでにできている」市区町村は約48%、「作成中」は約13%、構築するか検討中は約28%、今のところ考えていないのは8%。

北海道では「すでにできている」および「作成中」とする市町村の比率が大幅に低い。受け入れ体制がより整っているのは、大規模な市区町村、高齢化率が低い市区町村、男女共同参画（防災・災害リスク削減分野での。以下同様）が進展している市区町村。

⑥ 自主防災組織について：[50-51 頁]

結成率は平均で約73%。結成率ゼロの市区町村は39、結成率100%は339。役員に1人も

女性がない自主防災組織が全防災組織に占める比率について、無回答が39.2%。回答した712市区町村では、女性役員ゼロの自主防災組織が占める比率は42%

結成率は、北海道では38%程度と低く（東北と関東も高くない）、四国では92%程度度高い。人口規模が大きい市区町村で高く、男女共同参画が進展している市区町村で高い。

女性役員がない自主防災組織の割合がゼロおよび90%未満の合計は、東北地方と九州・四国で50-55%と高く、関東地方で34%程度と低い。人口規模が大きい市区町村では、自主防災組織の結成率は高いものの、女性役員の存在についてはあまり把握していない。行政が把握している限りで、高齢化が進んだ市区町村のほうが自主防災組織に女性役員が見られる。しかしそれは女性役員を増やす施策の効果とはいえない。

⑦ 地域防災計画等を策定後、訓練・対策の評価への住民参加：[51-52 頁]

十分に参加が10.7%、かなり参加が22.7%と、

地方別では、東北・関東・中国で「十分に参加」と「かなり参加」の合計が高く、その合計が低いのは北海道と九州である。「十分」と「かなり」の合計は、人口規模が大きくなるにつれて高くなり、高齢化率が平均より低い市区町村で高い。男女共同参画が進展している市区町村で「十分」と「かなり」の合計が高い。

⑧ 被災住民の車中泊への対応策を検討しているか：[52 頁]

92 (7.9%) で検討ができており、244 (20.8%) で検討中、今後検討するとしたのは489 (42.2%)。338 (28.9%) では今のところ検討予定がない。

検討ができていない市区町村の比率は、四国・近畿・中部で1割を越えるが、北海道と九州では5%程度。検討ができていないか検討中である比率は、人口規模が大きく、高齢化率が低く、男女共同参画が進展している市区町村で、高くなる。

4. 備蓄について

① 災害時の緊急物資等にかかる備蓄・物流の基本方針を策定しているか：[53-54 頁]

市区町村では497 (42.4%) が策定しており、673 (57.5%) で未策定。

都道府県では37 (78.7%) が策定しており、10 (21.3%) で未策定

(2008年度では市町村の35.1%、都道府県の78.7%が、備蓄品目や量に関して規定やルールを定めていた)

市区町村では、北海道と近畿で策定済みが過半、中国・四国では50%前後、九州は策定率が36%程度と低い。策定した比率が高いのは、被災経験がない市町村、人口規模が大きい市区町村、高齢化率が低い市区町村、男女共同参画が進展している市区町村である。基本方針を策定した497のうち、備蓄情報の共有は、都道府県との共有が多いが、北海道の市区町村で道と情報共

有しているのは40%程度にすぎない。中国地方では県と共有している比率が85%にのぼる。

② 所定の物資集積拠点と外部組織とのあいだの応援協定・提携：[54-56頁]

市区町村が協定・提携をもつのは、県が48.7%、他市区町村が62.9%、民間企業と供給についてが79.9%、民間企業と受け入れ体制についてが28%、NOP等とは5.6%。

都道府県の協定・提携は、45（97.9%）で県レベル（ブロック知事会、ブロック外の県など）、44（93.6%）で民間企業と供給で、43（91.5%）で民間企業と受け入れ体制で、24（51.1%）で相互応援協定にもとづく他県他市、NPOは9（19.1%）。

九州地方の市区町村で、各種外部組織と協定や提携を結んでいる比率が低い。協定や提携を結んでいる比率は、人口規模が大きいほど高い。

③ 市区町村の備蓄：[56-67頁]

100%近くから8割の市区町村で常時備蓄されている品目は、毛布（97.2%）、主食（92.5%）、飲料水（87.3%）、簡易トイレ（87.3%）である。7割近くから5割程度の市区町村で常時備蓄されているのは、ブルーシート（69.9%）、小児用おむつ（53.3%）、およびサイズを配慮した成人用おむつ（51.2%）。それに続くのは、生理用品（48.8%）、ベッド・担架（47.8%）、簡易間仕切り（43.7%）、調製粉乳（42.4%）、哺乳瓶（39.6%）、アレルギー対応食（38.2%）。常時備蓄よりも協定備蓄で対応する市区町村が多い品目で、4割から2割の市区町村で協定備蓄されているのが、副食・調味料・おしりふき・離乳食。

（2008年度との対比では、常時備蓄の対象品目が増えた。2008年度にも備蓄されていた品目で、それらを常時備蓄する市区町村の比率が大幅に高まった）

多くの品目について、関東・中部・近畿、そして四国で、常時備蓄すると回答する市区町村が多い。多くの品目において、備蓄する市区町村の比率が最も低いのは東北である。被災経験がない市町村の方が、各種品目を備蓄している比率が高い。人口規模が大きい市区町村ほど回答率が高く（副食と毛布は別）、高齢化率が低い市区町村のほうが、大半の品も肉おいて備蓄している比率が高い。高齢者のニーズに応ずると考えられる備蓄が、高齢化が進んだ市区町村で整えられているとはいえない。

男女共同参画の進展との関連では、副食以外の全ての品目で、女性委員割合が10%台の市区町村で備蓄があると回答する比率が、女性委員がゼロの市区町村より高い。女性委員ゼロとの差が大きいのは、ブルーシート、間仕切り、洋式および簡易トイレ、生理用品、育児用品、成人用おむつ、介護食、アレルギー対応食である。男女共同参画担当部局が地域防災計画等の策定に参加した市区町村で、副食と離乳食以外の全ての品目で、備蓄すると回答する市区町村の比率が高い。それが顕著に高いのは、間仕切り（簡易、プライバシー確保）、各種トイレ、生理用品、哺乳瓶、調整粉乳、おむつ（小児、成人）、アレルギー対応食（小児、一般）など

5. まち・ひと・しごと総合戦略について：[67-70 頁]

策定ワーキンググループ等に住民参加があった市区町村は 57.2%、同じく若手職員の参加があったのは 35.9%、パブリックコメントを行ったのは 61.2%、策定後の住民周知の工夫を行ったのは 20.8%。

総合戦略の目標に防災・災害リスク削減が含まれる市区町村は 54.7%、若年女性の地域定着が含まれるのは、31.5%

都道府県では、策定ワーキンググループ等に住民参加があったのは 44.7%、同じく若手職員の参加があったのは 23.4%、パブリックコメントを行ったのは 87.2%、策定後の住民周知の工夫を行ったのは 83.0%。総合戦略の目標に防災・災害リスク削減が含まれるのは 65.1%、若年女性の定着が含まれるのは 53.2%

パブリックコメントを除く諸項目で、行ったとする市区町村の比率は、関東地方で低い。策定ワーキンググループへの住民参加は、北海道と四国で 65%を越えるというように高く、若手職員の参加は四国の 46.8%が最高であり、九州の 43.5%がこれに次ぐ。パブリックコメントを行った市区町村の比率は、関東と中国で 68%程度と高く、九州で 52.0%と低い。策定後の住民周知の工夫は、全体に高くないなかで、四国と東北で相対的に高い。被災の有無別では、若手職員の参加と策定後の住民周知の工夫において、被災経験がある市町村で、行ったとする比率が高く、被災経験がない市町村のほうが高いのはパブリックコメントである。

策定ワーキンググループへの住民参加および若手職員参加は、人口 1 万人以上 3 万人未満で最も比率が高く（人口 1 万人未満でも低くない）、以降は規模に応じて低くなり、都道府県でも低い。また高齢化率が高い市区町村で。住民・若手職員の参加が高い。

防災・災害リスク削減が目標に含まれる市区町村の比率が低いのは、北海道（35.9%）、東北（48.7%）、九州（53.7%）であり、若年女性の定着が目標に含まれる市区町村の比率は、四国（21.0%）および九州（27.1%）で低い。人口規模別では、双方の目標とも、規模が大きい市区町村で含まれる比率が高い。高齢化率が平均より低い市区町村で、防災・災害リスク削減が目標に含まれる比率が高く（66.4%）、高齢化が平均より進んだ市区町村では、若年女性の定着が目標に含まれる比率が低めである（30.0%）。

策定ワーキンググループ等への住民や若手職員の参加、パブリックコメント、策定後の住民周知の工夫という各プロセスで、そのプロセスを踏んだ市区町村において、防災・災害リスク削減も若年女性の地域定着も、目標に含まれるとする比率が明らかに高い。

補論 回答率と被災経験の有無などについて

2008年度調査では市町村からの回答率がほぼ100%（96.6%）だったが、本調査では64.8%だった。そこで回収後に回答・非回答の傾向を検討する必要があることを意識した。たとえば、都道府県別に見ると、本調査の回答率は36.8%（滋賀県）から、86.7%（新潟県）の間に分布している。県域を越えて被害をもたらす災害も少なくないことから、地方（東北、中部など）別ではどうか。その際に人口規模の小さい市区町村や高齢化が進んだ市区町村の分布との関連はどうか。とくに、2008年度調査の調査完了（2008年10月17日）から今回の調査開始（2018年2月2日）までの当該期間のあいだに災害を経験したか否かで、回答の傾向が異なることも推測された。

上記のように、アンケート調査ではこの間の被災の有無を尋ねていない。そこで回収後に「激甚災害」の指定により被災の有無を見ることとした。

内閣府の「防災情報のページ」の激甚災害制度の解説によれば、激甚災害は激甚災害法に基づき、内閣府が起案する指定政令により災害ごとに適用措置を指定するものである（通称「本激」）。指定の基準は、公共土木施設等や、農地・農業用施設等の災害復旧事業等について、その査定事業費と標準税収入の対比による（「本激A基準」は全国査定見込額が全国標準税収入の0.5%を越える）。激甚災害であると指定されると、査定事業費の市町村負担額（国庫補助残額）と当該市町村の標準税収入との見合いで、「特定地方公共団体」であるとされる。本激に指定されない災害においても、やはり査定事業費が市町村の標準税収入の数割にも及ぶ場合、「局地激甚災害」（局激）に該当することになり、年度末に一括して政令指定される。局激の場合も「特定地方公共団体」にあたるか否かが勘案される（<http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/index.html>）。そして、年度初めに前年度の「特定地方公共団体」のリストが災害情報のページに掲載される。

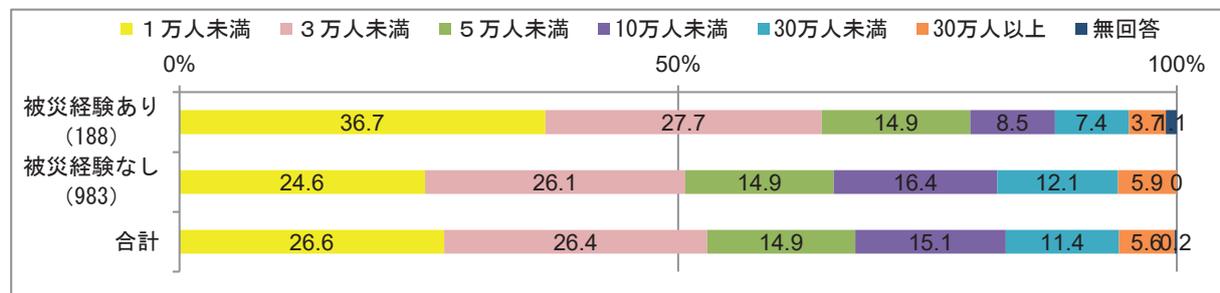
定義に見られるように、基準は施設や土地の復旧事業費の査定と標準税収入との見合いであり、人的被害ではない。「防災情報のページ」の激甚災害制度のQ & Aによれば、標準税収入は法定普通地方税（市町村では市町村民税・固定資産税など）を標準税率で課す場合の収入見込み額である。総務省の地方税制の解説によれば、市町村にとっての地方税収の内訳は、2018年度の地方財政計画において個人住民税と固定資産税の合計で77%にのぼる（http://www.soumu.go.jp/main_content/000537946.pdf）。要するに住民人口が多く、その収入が高く土地・建物が高額であれば、標準税収入も大きくなると考えられる。実際、標準税収入と近似の「基準財政収入額」¹に関して、2010年の1592市町村（岩手県・宮城県・福島県と東京23区を除く）を分析した結果によれば、

1 基準財政収入額 = 標準税収入 × 75 ÷ 100 + 地方譲与税等。地方譲与税は国税として徴収して地方に譲与されるもので、市町村にとっては自動車重量譲与税、ついで地方揮発油譲与税が大きいと考えられる。いずれも市町村道の延長と面積に応じて譲与されるため、広い道路が縦横に走っていれば譲与額も大きくなる。ただし、2010年度の市町村の普通収入の総額が18兆円（目的税も含め都道府県分を合計すると32.5兆円）であるのに対して、地方譲与税の合計は都道府県分を含めても1.9兆円である。（http://www.soumu.go.jp/main_content/000049066.pdf）。基準財政収入額は標準税収入の近似値と見てよいだろう。

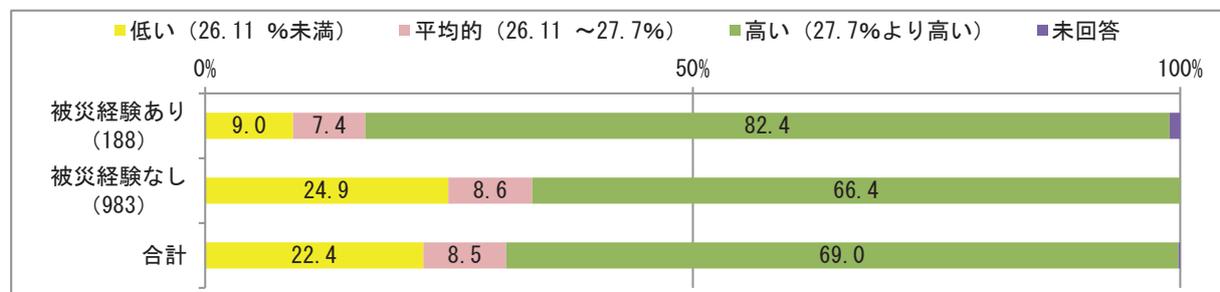
基準財政収入額は人口規模と高い相関をもち、とくに15－64歳人口との相関が高い²。

すると、仮に同等の復旧事業費を要する被災であっても、住民人口が少なく、とくに15－64歳人口が少なく、住民の収入・資産の額が低い市町村は、標準税収入が低い傾向にあり、激甚災害に指定されやすいことになる。実際、本調査の回答市区町村でも、下の図表のように激甚災害の指定を受けたことがある市町村では、指定を受けたことがない市町村にくらべて、人口規模が小さく高齢化が進んでいる（下記のように東日本大震災は特別扱い）。指定の有無別でなく人口規模と高齢化率を表側にすると、人口1万人未満、1万人以上3万人未満の市町村のそれぞれ22.2%、16.8%が指定を受けたことがあるが、10万人以上30万人未満、30万人以上の市町村では、それぞれ10.5%、10.8%にすぎない。また、高齢化率が全国平均（27%前後）より高い市町村全体の19.2%が指定を受けたことがあるが、高齢化率が平均より低い市町村では6.5%にすぎない。

図表 補1 被災経験の有無および人口規模別、回答自治体の比率（%）



図表 補2 被災経験の有無別・高齢化の度合い別、回答自治体の比率（%）



激甚災害の指定で被災の有無を識別することには問題があると思わなければならないが、市町村別に被災の状況をうかがい知るための情報は他にないため、本調査の分析でも激甚災害の「特定地方公共団体」を用いることとした。

ただし、東日本大震災については、激甚災害法ではなく2011年制定の「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法」で、「特定被災地方公共団体」（第1条）と「特定被災区域」（第2条）の指定がある。前者は9県178市町村、後者は222市町村に及ぶリストである（<http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/pdf/sikuchyouson.pdf>）。また2016年の熊本地震に

2 伊藤敏安（2015）「（研究ノート）人口構成の変化による普通交付税への影響—2020年における基準財政収入額・基準財政需要額の試算—」『地域経済研究』26、41－58頁。

については、内閣府の災害情報のページには市町村名のリストがない。熊本県が2017年11月に政府に提出した『平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る要望』に、公共施設の復旧事業にかかる「特定地方公共団体」として21市町村が列挙されている (https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=21421&sub_id=2&flid=124168)。また大分県では県の被害状況まとめ(表)が、別府市、日田市、竹田市、由布市を表頭に掲げている(他の市町村は「その他」として合計されている) (https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1038743_1288882_misc.pdf)。

東日本大震災の指定は、岩手県、宮城県、福島県について全ての市町村を指定しており、茨城県でも大多数の市町村が指定されている。しかし、東日本大震災の被害を大きくしたのは津波であり、沿岸部と内陸の被災を同様と見ることはできない。試みに、半年ごとに発行される報告で市町村別の死者数を見ることとした。本調査の直前に発行された東日本大震災『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第156報)』(2017年9月8日)の「別紙」1「被害の状況」表によれば、死者数は石巻市では3500人を越え、陸前高田市では1500人を越え、気仙沼市・東松島市・南相馬市では1000人を越えている。同表でも死者がゼロの市町村が大多数であり、同列に扱うことは適切とは考えがたい。試みに死者数5人以上の市町村を見ると53である。5人という数字に理由があるわけではないが、本調査の分析では東日本大震災の被災経験については、この53市町村に絞ることとした。

いっぽう熊本地震では県の危機管理防災課による「被害情報」のうち、本調査の直前に発行された第263報(2018年1月23日付)で、20市町村での死者を報告している。この20市町村は上記の「特定地方公共団体」と合致しておらず、激甚災害の指定と人的被害に乖離があることが分かる。注意すべきは、熊本地震では警察が検死により確認した死者数が50人であるのに対して(いわゆる直接死)、「市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」(いわゆる関連死)が200人と(263報以降も増加)、4倍にも及ぶ点である。関連死の3割のケースが、車中泊を経験したと報道されている(『毎日新聞』2018年1月4日)。直接死が起こった市町村は7つに限られる。本調査の分析では熊本地震について、熊本県では激甚災害の「特定地方公共団体」21、大分県では表頭に明示されている4市を、被災経験がある市町村と扱うこととした。

激甚災害では政令市の行政区は指定されないため、以下、市区町村と市町村の用語を適宜使い分けていく。当該期間の激甚災害(東日本大震災の53件を含む)は415件の指定であり、1市町村で複数回の指定があるため、市町村数としては282である。415件のうち313件(75.4%)は大雨とそれに起因する地滑りであり、地震(津波を含む)は83件(20.0%)、残りの19件は、低温(13)、融雪(3)、風浪(3)である。地震は、2011年3月11日の東日本大震災、2013年4月13日の淡路市地震、2014年11月22日の長野県北安曇郡および上水内郡の地震、2016年4月14日から発生した熊本地震、同年10月21日の鳥取県中部地震の5つの地震であり、合計83の市町村が被災した。

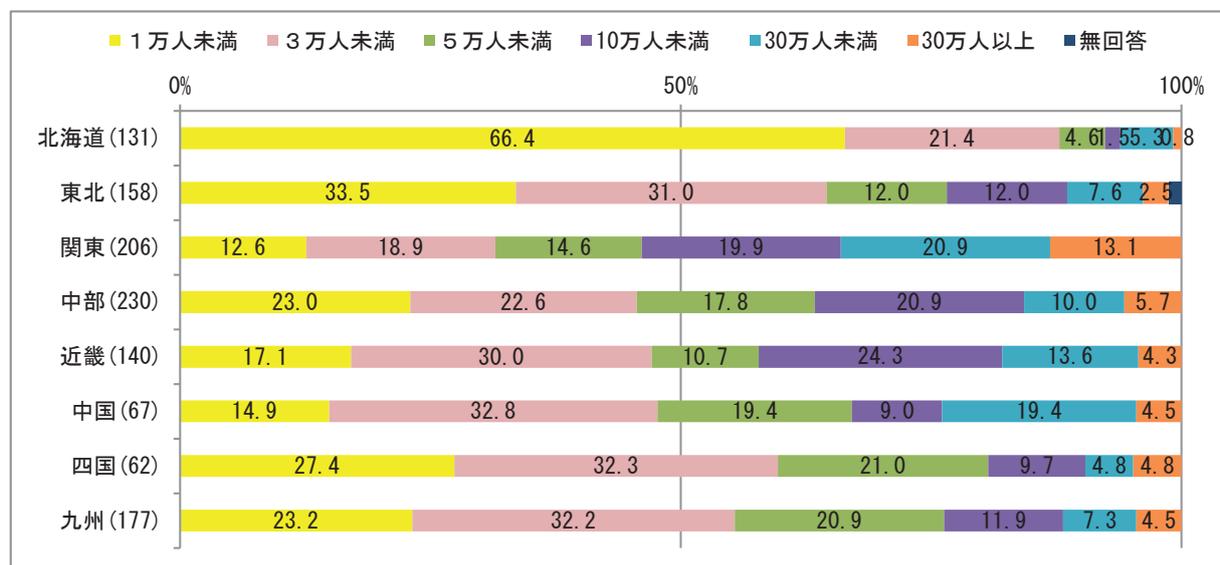
本調査に回答した1171市区町村のうち188(16.1%)に被災経験があった。被災経験は、回答率に影響を与えないか、被災している市町村のほうがわずかに回答率が低い(被災経験ありで66.7%、なしで67.2%)。被災の期間を上記のように区切ったこともあり、被災の有無には地方により差がある。すなわち、東北地方で32.3%、九州地方で22.6%、近畿地方で20.0%の市町村に

被災経験がある。いっぽう関東地方では2.9%、北海道地方では6.2%と被災経験がある市町村は少ない。中部、中国、四国の各地方では、13%から16%台である。

県別に回答状況を見ると、①回答率が4割を切る県（滋賀県、神奈川県）では被災市町村がゼロないし1である（東日本大震災の特別扱いの影響はない）、②滋賀県と神奈川県を除いて、被災市町村が稀（4以下）であるのは、青森県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、沖縄県の22都府県であり（下線を引いた県には東日本大震災の特別扱いの影響がある）、そのうち秋田県、群馬県、東京都、富山県、石川県、鳥取県、徳島県、愛媛県、長崎県では、被災市町村の回答率は100%である、③被災市町村数が10以上であるのは、北海道、岩手県、宮城県、福島県、長野県、奈良県、高知県、熊本県、鹿児島県の9道県であり（下線を引いた県には東日本大震災の特別扱いの影響がある）、そのうち岩手県・宮城県・福島県・長野県・奈良県・高知県では被災市町村のほうが回答率が低い（奈良県と高知県の被災はもっぱら大雨・地滑りであり、長野県は過半が大雨・地滑り）、熊本県・鹿児島県では被災市町村のほうが回答率が高い（鹿児島県の被災はもっぱら大雨・地滑りであり、熊本県の被災は件数の4分の3が地震）。

以上から、本調査で規定した被災の経験と回答の有無との間に、何らかの傾向は認められないと思われる。回答の内容と被災の経験との関連は、本文で順次説明していこう。

図表 補3 地域別・人口規模別、回答市区町村の比率

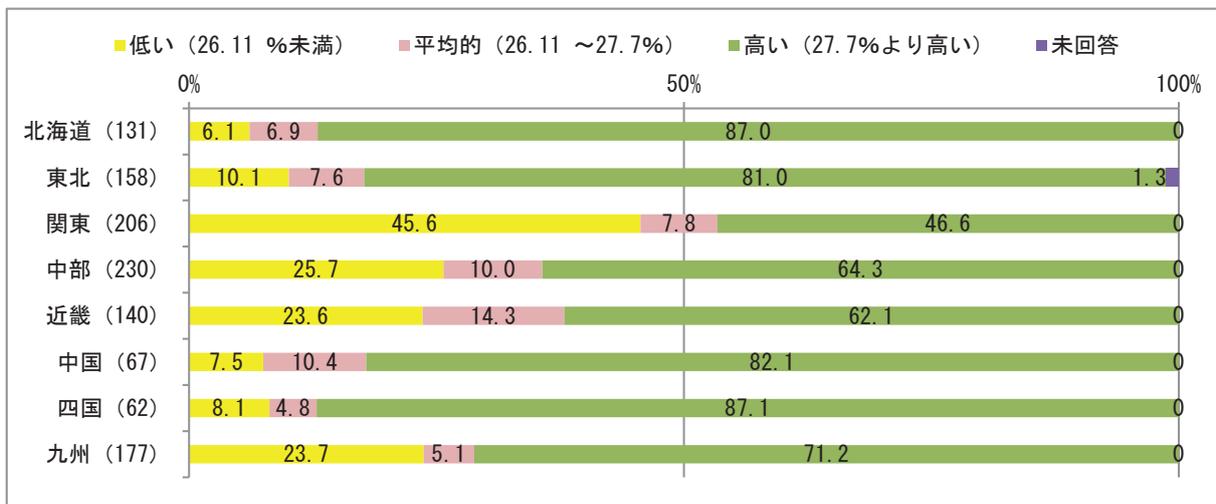


さて上記のように、本調査の回答市区町村で当該期間に激甚災害の指定を受けたことがある市町村では、人口規模が小さく高齢化が進んでいる。そこで図表補3のように、人口規模別の市区町村の分布を、地方ごとに見ると、本調査に回答した市区町村のなかで、人口が小規模な市区町村は、北海道（1万人未満66.4%、1万人以上3万人未満21.4%）、東北（同33.5%、31.0%）、四国（同27.4%、32.3%）、九州（同23.2%、32.2%）で多い。ただし上記のように、北海道では、当該期間に被災経験がある市町村は6.2%と少ないのに対して、東北・九州では被災経験がある

市町村がそれぞれ 32.3%、22.6%と多い。いっぽう人口 10 万人以上の市区町村は、関東（10 万人以上 30 万人未満 20.9%、30 万人以上 13.1%）、中国（19.4%、4.5%）をはじめとして、中部や近畿が多い。うち関東では被災経験がある市町村は 2.9%と少ないのに対して、近畿では被災経験がある市町村が 20%で多めである。

つぎに高齢化率を見ると、図表補 4 のように、回答市区町村の中で高齢化率が平均より高い市区町村は、北海道（87.0%）、東北（82.1%）、中国（82.1%）、四国（87.1%）で多く見られる。ただし北海道では被災市町村は少ない。高齢化率が平均より低い市区町村は、関東（45.6%）、中部（25.6%）、近畿（23.6%）、九州（23.7%）が多い。ただし九州と近畿では被災市町村が多い。

図表 補 4 地域別・高齢化の度合い別、回答市区町村の比率



Ⅲ 調査結果

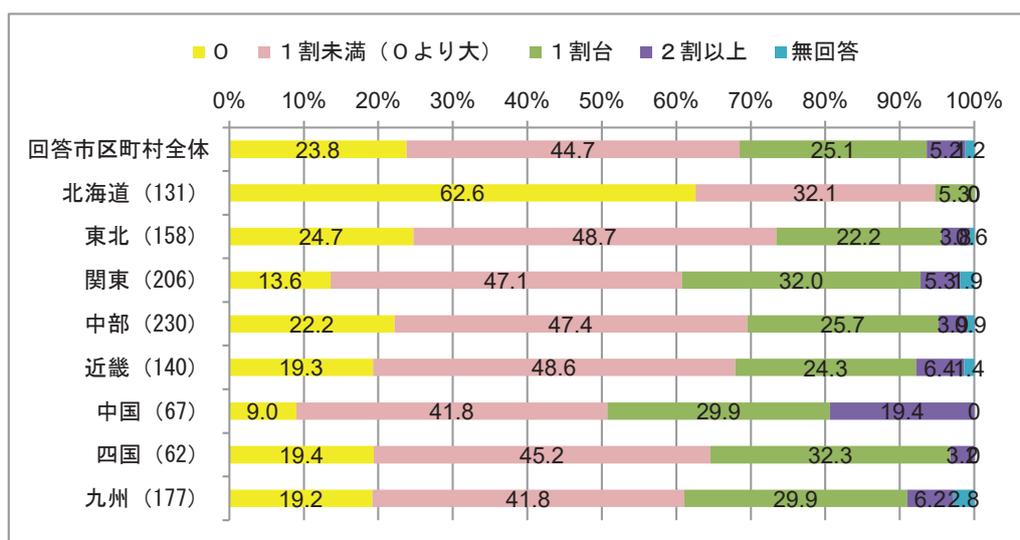
1. 防災分野での意思決定等における女性の参画について

(1) 防災会議の委員総数と女性委員数（市区町村 Q1、都道府県 Q1）

防災会議委員（ゴシック体の用語については文末に解説を付した。以下同様）の総数と女性委員数について尋ねた。回答があった1166市区町村の防災委員総数は3万3076人、委員数の平均は28.37人である。女性委員の数について回答があった1163市区町村の女性委員総数は2714人、女性委員数の平均は2.33人である。総数と女性委員数で、回答した市区町村数が異なるので精密ではないが、女性委員比率は8%程度と推測される。内閣府男女共同参画局による「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査によれば、2017年4月1日時点で市区町村の防災会議の女性委員比率は8.1%だった（『平成30年版防災白書』）。本調査の結果は全市区町村をカバーしていないが、内閣府男女共同参画局の報告と整合的である。市区町村防災会議の女性委員比率の分布を見ると、女性委員がゼロと回答した市区町村は279（23.8%）、1人以上から1割未満は523（44.7%）、1割台が294（25.1%）、2割以上は61（5.2%）である。

地方別には、防災会議の総委員数の平均は、北海道の22.95人から関東の33.02人までの間に分布している。平均女性委員数は、北海道で0.61人、中国地方で3.69人である。女性委員がゼロの市区町村は、北海道で62.6%を占め、全国平均の2.6倍であるに対して、中国では9.0%と低く、関東でも13.6%と全国平均の23.8%より低い。女性委員がゼロの市区町村の比率が全国平均23.8%よりも多いのは、東北と北海道である。中国地方は、女性委員が2割以上を占める市区町村が19.4%ある。

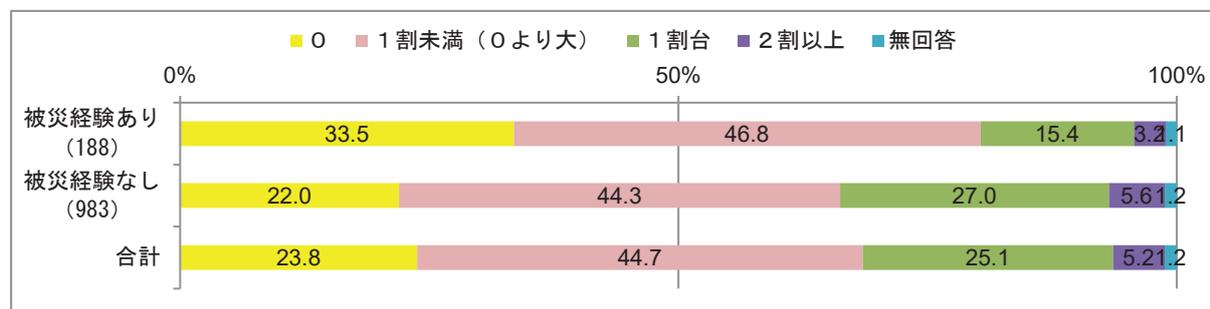
図表1 地域別・防災会議女性委員の割合別、回答自治体の比率



当該期間の被災の有無別では、防災会議の総委員数は、被災経験がある市町村で28.16人、ない市町村で28.41人とほぼ同じであるが、平均女性委員数は、それぞれ1.80人、2.44人で、被災経験がない市町村のほうが多い。女性がゼロの市町村は、被災経験がある場合で33.5%、ない場

合で 22.0%と、被災経験がある市町村のほうが多い。

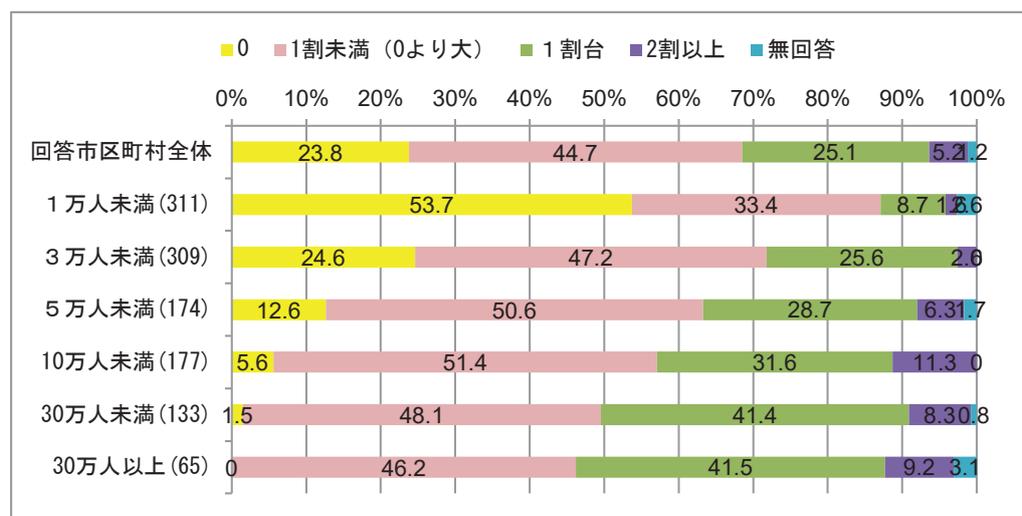
図表2 被災経験の有無別・防災会議女性委員の割合別、回答自治体（市町村）の比率



では人口規模別にはどうだろうか。本調査の集計での人口規模の区分は、2008年度調査の報告書に倣いつつも、(3万人以上)5万人未満という規模を追加している。人口1万人未満の市区町村は回答した1171市区町村のうち311(26.6%)、人口1万人以上3万人未満は309(26.4%)と、この2つの区分で回答市区町村数の過半となる。3万人以上5万人未満は174(14.9%)、5万人以上10万人未満は177(15.1%)、10万人以上30万人未満は133(11.4%)、30万人以上は65(5.6%)である。30万人以上都市のうち13は東京の特別区、あとは政令指定都市・中核市からの回答である。

防災会議委員の平均数は、人口規模が大きいほど多いが、人口1万人未満の自治体でも50人を越える場合があり、最大で80人である。女性委員の比率を人口規模別に示すと、図表のとおりである。人口規模が大きいほど女性委員の比率が高いと見られる¹。とはいえ、比率が2割以上であるのは、人口が大規模な市区町村でも10%程度に留まる。

図表3 人口規模別市区町村、防災会議委員の女性比率



1 鈴木富美子氏（東京大学社会科学研究所准教授）のご検討によれば、女性委員比率を、0、10%未満、10%以上に分け、人口規模との関連を見ると、1%水準で有意である。

人口規模と地方別を勘案すると、中国地方では人口規模が小さい市区町村が少ないことが、防災会議の女性委員比率が高いことと関連しているかもしれない。とはいえ関東や近畿など、大都市圏がある地方でも、女性委員が2割以上の市区町村の比率は全国平均とあまり変わらない。

いっぽう都道府県が回答した防災委員の総数は2849人（会議当たりの平均は60.62人）、女性委員数は439人（会議当たりの平均は9.34人）で、女性委員比率は15.4%である（内閣府男女共同参画局の調査による都道府県防災会議の女性委員比率は2017年4月1日時点で14.9%）。都道府県防災会議委員の女性委員比率の分布を見ると、ゼロという回答はなくなり、1人以上5%未満が3（6.4%）、1割未満が12（25.5%）、2割未満が26（55.3%）、3割未満が3（6.4%）、4割以上が3（6.4%）である。

2008年度調査によれば市町村の防災会議の委員総数は4万3924人、女性委員は1194人で、女性委員の比率は2.7%だった。市町村で防災会議の女性委員がゼロと回答したのは、1074（61.5%）と最多で、1人以上5%未満が317（18.1%）、5%以上10%未満は271（15.5%）、10%以上が85（4.9%）だった。都道府県の防災会議の委員総数は2410人、女性委員は81人で、女性委員の比率は3.4%だった。都道府県で防災会議の女性委員がゼロと回答したのは10（21.3%）、1人以上5%未満が26（55.3%）と最多で、5%以上10%未満が9（19.1%）、10%以上が2（4.3%）だった。

当該期間で防災会議の女性比率は上昇し、とくに都道府県で上昇幅が大きい。その背景にあると思われるのが、2012年6月に災害対策基本法が改正され、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大が、内閣府・消防庁から都道府県に促された点である。

（2）防災・危機管理部局への女性職員の配置状況（市区町村 Q2、都道府県 Q2）

防災・危機管理部局（消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし出先機関は除く）への女性職員の配置状況については、職員総数について1163市区町村から、女性職員数について1157市区町村から、回答があった。職員総数は1万9505人（うち兼務者2974.5人）、うち女性職員は1219.5人（うち兼務者365.5人）である。職員総数の平均は16.77人、女性職員数の平均は1.05人であり、回答市区町村の防災・危機管理部局の女性職員比率は平均6%程度と推測される。管理職者数については、1157市区町村から総数の回答があり、1144市区町村から女性管理職者数の回答があった。管理職者数は合計で3226人、女性管理職者数は81人である。管理職者数の平均は2.79人、女性管理職者数の平均は0.07人であり、回答市区町村の防災・危機管理部局の女性管理職比率は2.5%程度と推測される。都道府県の防災・危機管理部局では、職員総数2425人、うち女性職員は224人（9.7%）、管理職者数は441人、うち女性管理職は15人（3.4%）である。

地方別には、防災・危機管理担当部局に配置される女性職員が多いのは、関東地方で1.99人（職員総数の平均は32.95人）、中国地方で1.08人（同19.30人）である。女性職員の配置が少ないのは、北海道の0.54人（同11.52人）である。総職員に占める女性職員の割合も北海道で低い。

被災経験がある市町村で、防災・危機管理部局の平均職員数は9.66人、うち女性は0.66人で、女性の比率は6.83%である。被災経験がない市町村では、担当部署の平均職員数は18.13人、うち女性は1.13人で、女性の比率は6.23%と、被災の有無で差は見られない。防災・危機管理部局の女性管理職の比率は、被災経験がある市町村では平均より低く、実数でも最大数で1人であ

る（被災経験がない市町村では最大数6人）。

防災・危機管理部局の職員総数の平均は、当然ながら人口規模が大きいほど多いが、人口1万人未満でも平均5.02人を配置しており、3万人未満で6.67人、5万人未満で8.41人、10万人未満で14.06人、30万人未満で35.93人、30万人以上で116.32人である。うち女性職員数は、人口10万人未満までは0.6ないし0.7人ほどで差はなく、30万人未満で1.81人、30万人以上で5.84人である。人口規模が大きくなるにつれて職員総数が多くなるほどには女性職員は多数配置されておらず、女性職員の比率は人口5万人以上では平均値の6%より低い。女性管理職者数の比率も、平均値を上回るのは人口1万人未満と3万人未満の市区町村である。

さて2008年度調査によれば、防災・危機管理部局の職員は、市町村の合計で2万5122人、うち女性職員は1522人(6.1%)、防災部局の管理職者数は3952人、うち女性管理職は68人(1.7%)だった。都道府県の防災・危機管理部局では、職員総数が2123人、うち女性職員が145人(6.8%)、管理職者数は363人、うち女性管理職は1人(0.3%)だった。市区町村の防災・危機管理部局の女性職員比率は、この10年間で上昇したとはいえ、女性管理職比率は若干増えた。都道府県の防災・危機管理部局では、女性職員比率が上昇しており、女性管理職の比率も0.3%から3.4%に上昇した。

(3) 防災会議の女性委員比率が低い理由（市区町村 Q 16、都道府県 Q 16）

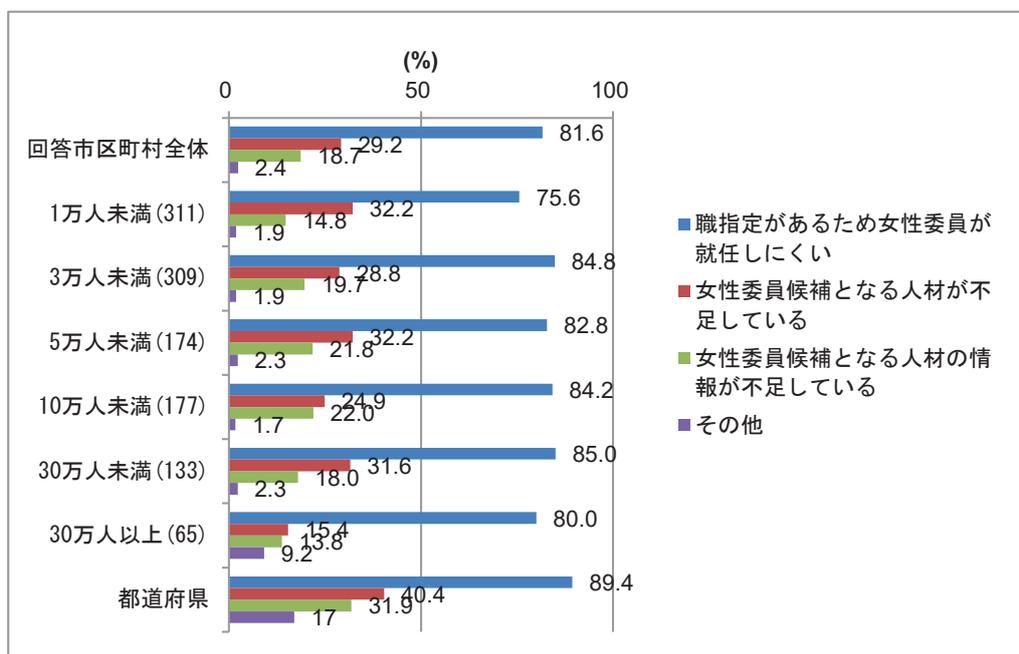
防災会議で女性委員の登用率が低い理由について、市区町村と都道府県に対して理由項目を示し、「はい・いいえ」で回答するように求めた結果は、図表4のとおりである。市区町村でも都道府県でも、人口規模1万人未満の市区町村を別として、80%以上の団体が、女性委員の登用率が低い理由として「職指定がある」ことに「はい」を記入している。市区町村で人口規模による差はあまり見られないが、人口30万人以上の市区町村では、人材そのものの不足や人材情報の不足という理由に「はい」を記入した比率が、低めである。

自由記述では、市区町村・都道府県とも、回答選択肢のいずれかをより具体的に記述したもののほか、設問で各種団体からの推薦に触れていないためか、推薦元の団体から女性の推薦がない、あるいは団体の役職に女性が就いていない、といった理由をあげている。市区町村ではその他に、「職指定があるため、女性委員が就任しづらい傾向はあるものの、本区では防火防災組織代表を婦人会から選出していただくなど女性委員の増加に取り組んでいる」という記述がある。反面で、「一般住民に就任依頼をしたが辞退される場合がある」、「なりたい人がいない。（なりたい人が居ない原因には、地域特性などもあると考えているが、これらを考慮せずに、全国レベルで目標数値を定められ、全国統一のものの考え方で物事を推進することが正しいのか疑問である。）」との記述もある。

2008年度調査では、同じ理由をあげて（「その他」を設けていない）、非常に思う、やや思う、あまりそう思わない、全くそう思わない、の4つの回答から選択するように求めた。その結果は、市町村では「非常に思う・やや思う」が、「職指定」について1591(91.3%)、「人材不足」について798(45.6%)、人材情報の不足について979(56.0%)だった。また47都道府県で「非常に思う・やや思う」は、「職指定」について47(100%)、「人材不足」については18(38.3%)、「人材の情報の不足」について17都道府県(36.2%)だった。

2008年度と2017年度では、回答選択肢が「非常に思う・やや思う・あまりそう思わない・全くそう思わない」から1つか（2008年度）、「はい・いいえ」を複数記入できるか（2017年度）、という違いがあり、2017年度では「その他」を設けたこともあって、厳密に比較はできない。それでも試みに対比すると、都道府県の回答は、2008年度と2017年度でほとんど同様であり、市区町村の回答はいずれの理由項目でも相当に低くなっている（「その他」はわずかである）。上記のようにこの10年間に都道府県の防災会議女性委員比率は、3.4%から15.4%へと上昇したが、都道府県では女性委員比率を上昇させるうえでの困難を、10年前と同様の度合いで認知していると思われる。いっぽう市区町村の防災会議女性比率は、2.7%から8%程度へと上昇し、女性委員比率を上昇させるうえでの困難は、10年前ほどの度合いでは認知されていないようである。

図表4 人口規模別市区町村と都道府県、防災会議の女性委員比率が低い理由



(4) 防災会議以外の防災関係の検討会等で女性登用を促進する取組み

(市区町村 Q 17、都道府県 Q 17)

防災会議以外の防災関係の検討会等で女性登用を促進するための仕組みや取組があるか否かを尋ねたところ、市区町村では「ある」が97で8.3%、「ない」は1068で91.2%だった（無回答は6で0.5%）。人口規模が大きい市区町村ほど「ある」の比率は高くなり、人口30万人以上では32.3%が「ある」としている。都道府県では「ある」が21で44.7%、「ない」は26で55.3%だった。

「ある」という場合の自由記述は、以下のとおりである。

人材リストについての記述が、4県である。

- ・「審議会等の委員への女性の登用推進要綱」において登用率35%の目標を掲げ、庁内男女共同参画推進員研修等における各課への働きかけ、委嘱前の事前協議の義務付け、女性人材リストの作成・活用等を行っている。
- ・県の審議会等の委員について「審議会等委員への男女の共同参画促進要綱」を制定し、一方の

性が4割に満たない場合は事前協議に求めるなど男女構成の数を均衡させるよう努めている。また女性委員リストを各所属に送付するなど男女それぞれから委員の適任者を登用するよう働きかけている。

- ・ 県独自に女性の人材情報リストを作成し、県及び市町で共有している。
- ・ 審議会等委員の改選時は女性の登用率45%に満たない場合の事前協議を必須とし、公募制を定着させてきた。また、研修会等の講師選定や審議会等の委員選任に役立てるために、「県女性人材リスト」を作成している。

2008年度調査では同様の設問に対して、96の市町村（調査1747市町村の5.5%）、9都道府県（19.1%）が、防災会議以外の防災関係の検討会等で女性登用を促進するための仕組みや取組みが「ある」と回答していた。2017年度の数値は高いとはいえないものの、10年前からは上昇した。

（5）2008年度以降の災害に応援・支援の職員を派遣したか（都道府県Q3）

派遣したと回答しているのは46県で、1県は不明と回答している。職員を派遣した46県には、職種を示してその職種の女性が参加したか否かを尋ねた（都道府県Q4）。医師では22県（46.8%）で女性医師を派遣しており、警察官では33県（70.2%）、保健師では43県（91.5%）、看護師では37県（78.7%）、防災担当職員では22県（46.8%）、建築・土木職員では31県（66.0%）、教職員では24県（51.1%）が、女性職員を派遣した。

その他の職種として記述されたもののうち、3県以上が回答したのは、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、農業関係職員、農業土木関係職員、林業関係職員である。原子力関係職員の派遣も1県が回答した。合計で36職種が派遣されている。

2008年度調査では2003年度以降の災害に対する職員派遣について尋ねた。47県すべてが派遣しており、派遣職員に女性が参加したと回答したのは、医師では10県（21.3%）、警察官では14県（29.8%）、保健師では45県（95.7%）、看護師では24県（51.1%）、防災担当職員では3県（6.4%）、建築・土木職員では5県（10.6%）、教職員ではゼロ県である。つまり2017年度では、保健師と看護師を除く職種で派遣したとする比率が相当に高くなった。その他の職種では、福祉行政職員（精神保健福祉相談員、児童福祉司）、臨床検査技師、薬剤師、ソーシャルワーカー、心理士の5職種があげられた。2017年度の36職種というのは、2008年から相当に増えたことが分かる。

もちろん、2003年から2008年の間と、2008年から2017年の間では、年数もその間の災害の回数や性質も異なり、直接の比較はできない。それでも、保健師と看護師以外のすべての職種で、女性職員を派遣する傾向は高まったと推測できるかもしれない（それらの職種に就く女性職員が増えたと見ることもできよう）。

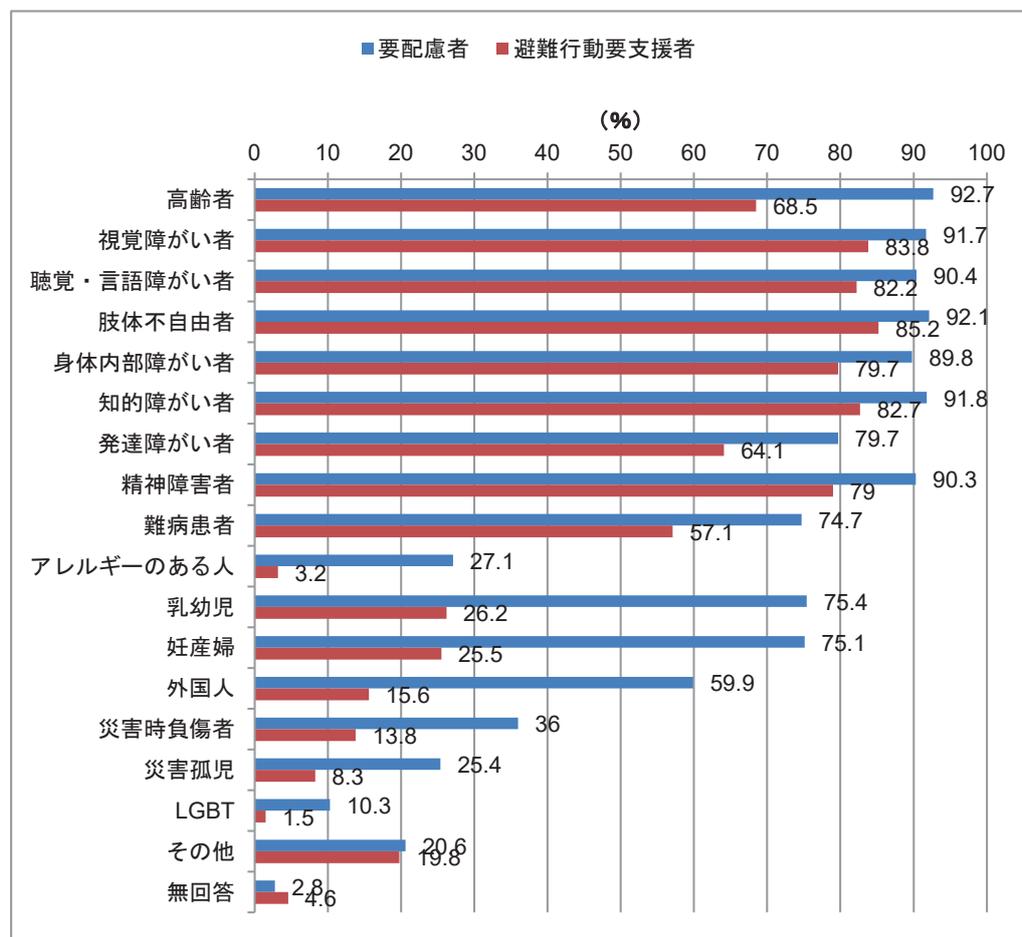
2. 要配慮者・避難行動要支援者を念頭に置いた取組みについて

（1）要配慮者・避難行動要支援者の想定（市区町村Q3）

本調査では、高齢者等の者について**要配慮者および避難行動要支援者**として想定するかどうか

尋ねた。図表5は、それぞれを想定すると回答した市区町村の数が、調査数（1171）に占める比率を示す。「その他」として記載があった者のうち、必ずしも障がい等が想定されない者としては、（自己申告ないし自治会の申告等に基づき）首長が認めた者、児童生徒などのほか、旅行者などが、見られる。

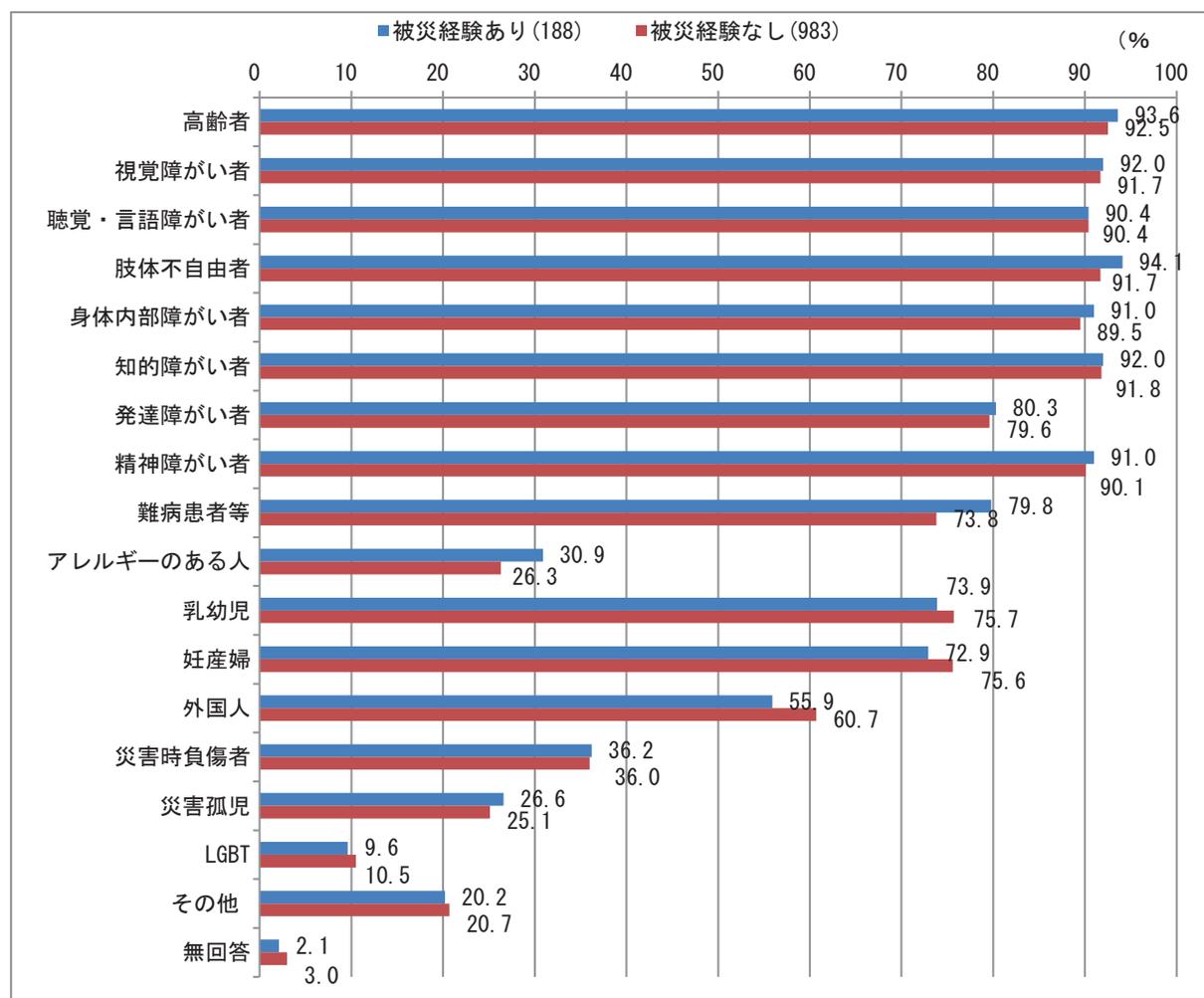
図表5 要配慮者・避難行動要支援者と想定する市区町村の比率



地方別に、各種の категорияが要配慮者として想定されている市区町村の比率が最も高い地方、2番目に高い地方、最も低い地方、2番目に低い地方をあげると、アレルギーのある人では、高いほうから四国（43.5%）、九州（31.6%）、低いほうから北海道（10.7%）、東北（20.9%）である。乳幼児では、高いほうから四国（87.1%）、中国（80.6%）、低いほうから近畿（70.7%）、東北（70.9%）である。難病患者、精神障がい者、発達障がい者、知的障がい者などでも同様に、いわば西高東低の傾向が見て取れる。

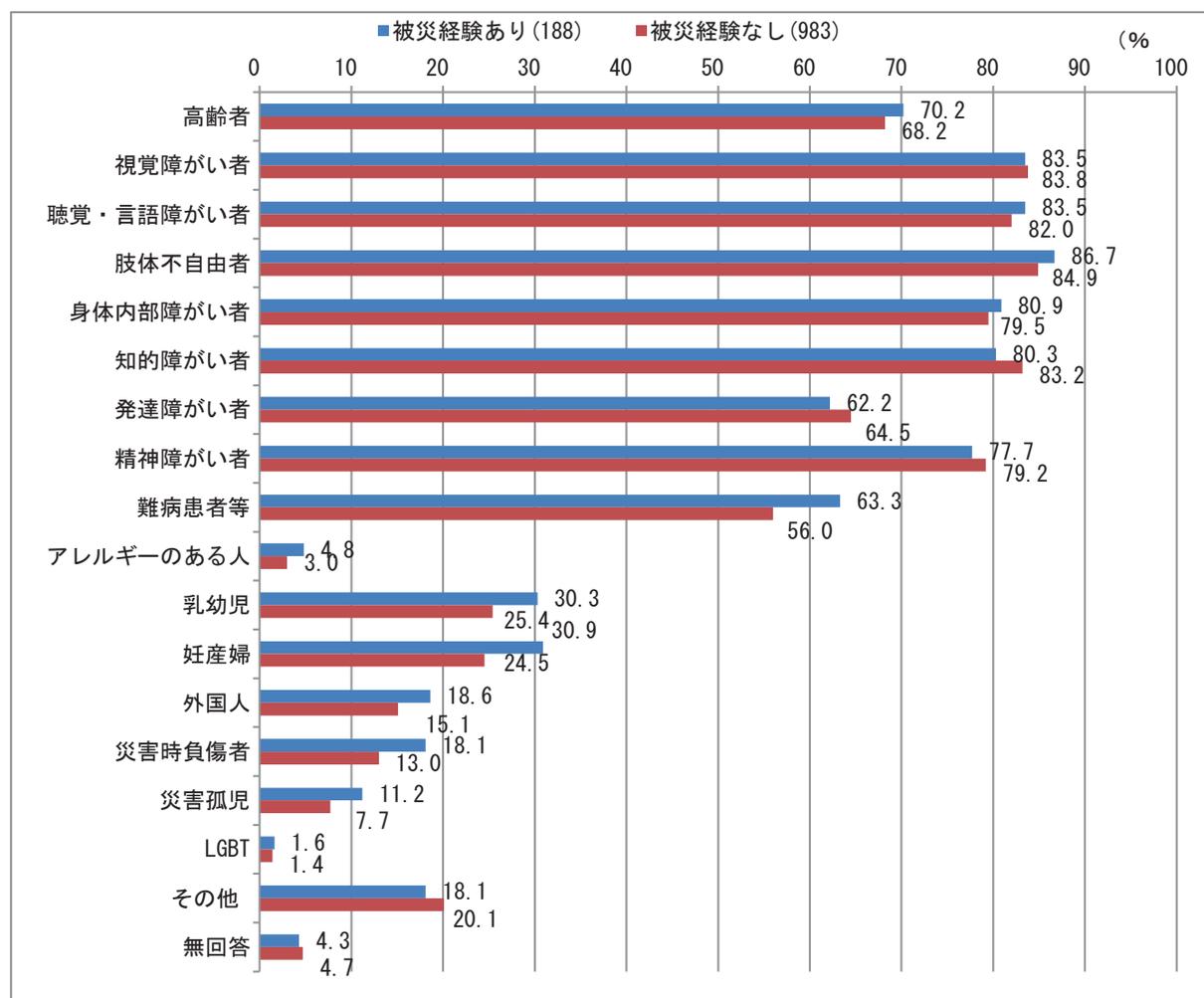
避難行動要支援者の想定では、乳幼児、妊産婦は、北海道で最も多くの市区町村で想定されている（それぞれ31.3%、32.1%）。いっぽう最も少ないのは近畿（それぞれ17.9%、17.1%）である。

図表6 被災経験の有無別、要配慮者と定義している回答市区町村の比率



被災の有無別では、全体に差は小さい。要配慮者において、高齢者以下アレルギーのある人までのカテゴリーは、被災経験がある市町村で含めている比率が高めである。乳幼児、妊産婦、外国人については、被災経験がない市町村で含めている比率が高めである。いっぽう避難行動要支援者については、難病患者等、アレルギーのある人、乳幼児、妊産婦、外国人、災害時負傷者、災害孤児は、被災経験がある市町村で含めている比率が高めである。

図表7 被災経験の有無別、避難行動要支援者と定義している回答市区町村の比率



人口規模別では、要配慮者について人口1万人未満の市区町村で、アレルギーのある人以降の
 カテゴリーを想定している比率が低いほかには、規模による差は見出せない。

高齢化率が全国の平均より高いか低い（高齢化の程度）の別では、要配慮者の想定として高
 齢者以下難病患者まででは、違いが見られず、アレルギーのある人、乳幼児、妊産婦、外国人と
 いうカテゴリーにおいて、高齢化の程度が平均より低い市区町村のほうが、想定しているとの回答
 が多い。避難行動要支援者の想定では、高齢者以下発達障がい者までは、高齢化の程度が平均よ
 り低い市町村のほうが想定しているとの回答が多く、逆に精神障がい者以下 LGBT までのカテゴ
 リーでは、高齢化の程度が平均より高い市区町村のほうが想定しているとの回答が多い。

(2) 要配慮者・避難行動要支援者等を念頭に置いた取組みについて

(市区町村 Q4-1-7、都道府県 Q6-1-7)

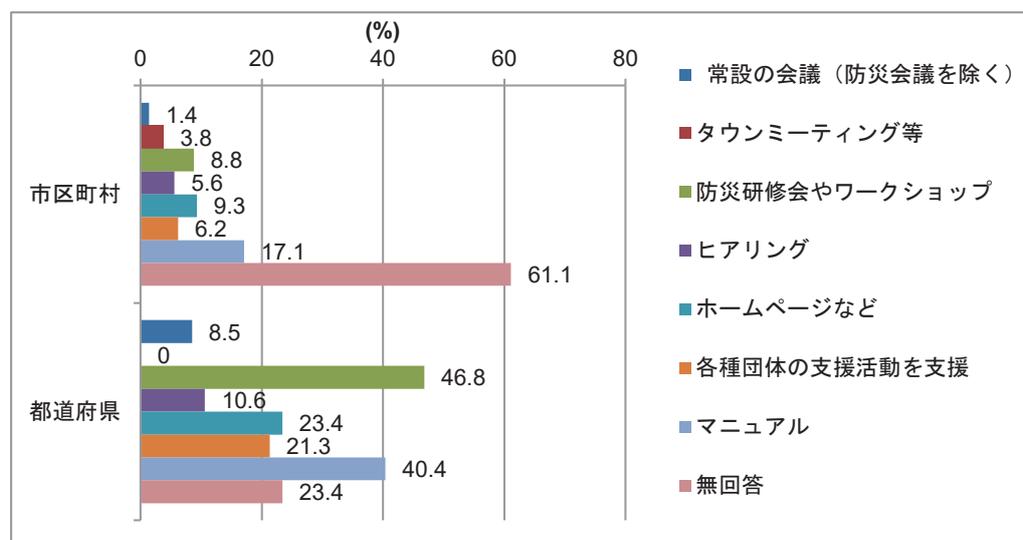
要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性に関して、男女の社会的役割や生
 理的事情などの違いを勘案した取組みとして、次の7種類を提示した（とくに(1)の取組みが
 ある場合は、その常設会議の名称を尋ねた）。

- (1) 要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性の意見を聞くための常設の会議を定期的で開催している。(防災会議を除く)
- (2) 必要に応じてタウンミーティング等を開催し、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性の意見を聞いている。
- (3) 必要に応じて要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性が参加する防災研修会やワークショップを実施している。
- (4) 必要に応じて要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性へのヒアリングを行っている。
- (5) ホームページなど、防災施策に関する意見を聞くための窓口を開設している。
- (6) NPO等の各種団体（自主防災組織を含む）が、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者等、とくに女性に対して、防災分野での支援活動を行う場合に、これらの活動を支援している。
- (7) 自主防災組織の避難所運営訓練が要配慮者等や、とくに女性等を念頭に置いて実施されるよう、マニュアルに記載している。

それらの取組みの有無を尋ねた結果が図表8である。(1)の常設の会議を定期的で開催している市区町村は16(1.4%)であり、その会議名称は、〇〇市防災会議、小地域ケア会議、〇〇町女性防災会、〇〇市女性防災会議(複数)、指定避難所連絡会議、ケア会議、民生委員会、〇〇町地域安全女性推進委員会、自主防災組織連絡協議会、〇〇市防災会議男女共同参画の視点を取り入れる部会、〇-NET研修会、〇〇市避難行動要支援者支援協議会、〇〇市男女共同参画行政推進会議などである。

無回答は、これらの取組みのいずれも行っていないことを意味する。その比率は市区町村では61.1%と過半であるのに対して、都道府県では23.4%である。なお市区町村の人口規模別では、30万人以上でのみ無回答が3割を切っている。

図表8 要配慮者・避難行動要支援者等を念頭に置いた取組みを行う市区町村と都道府県の比率

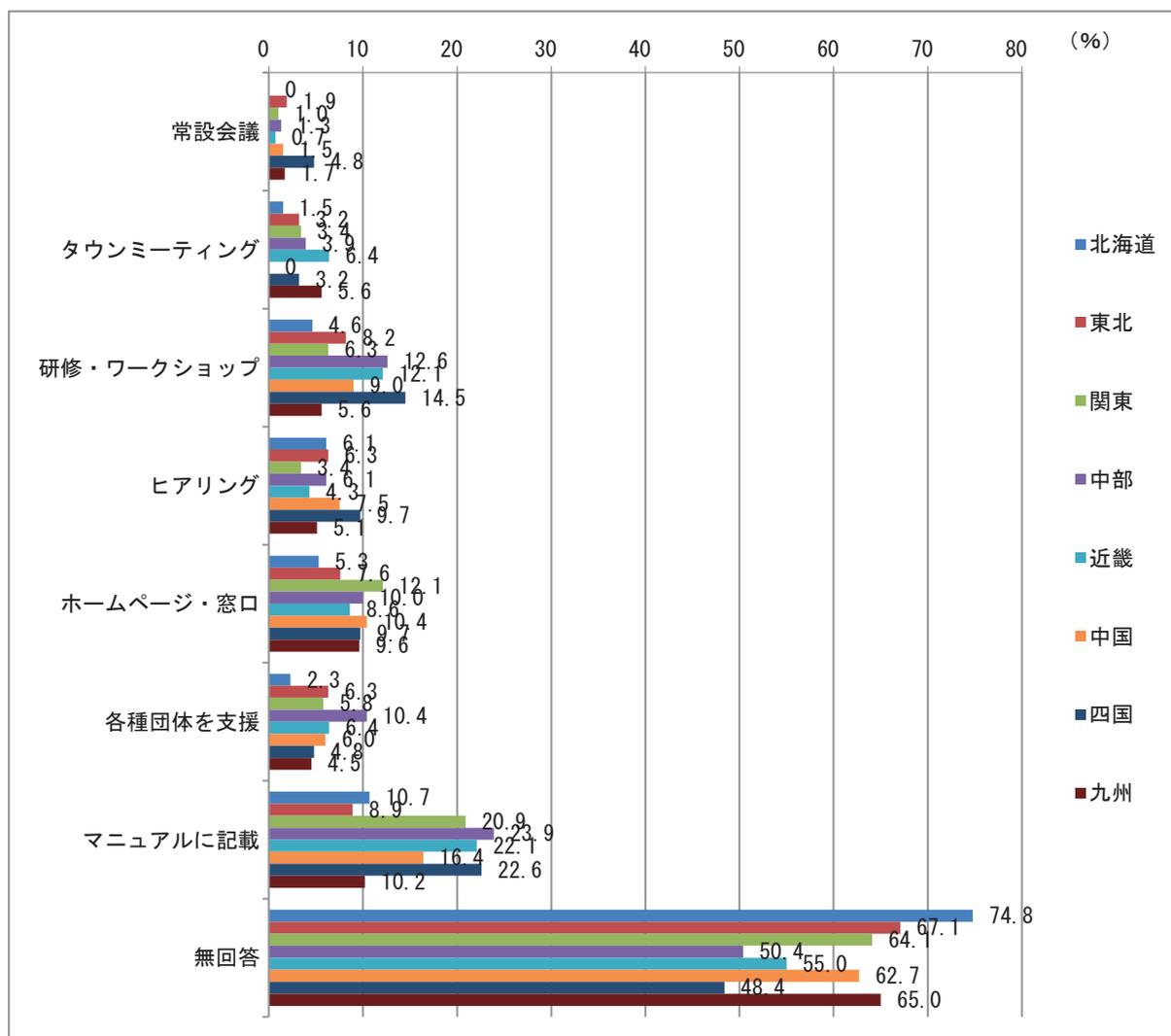


地方別では北海道と東北で、ヒアリングを別とする各項目で取り組む市区町村の比率が、低いことが目立つ（図表9）。

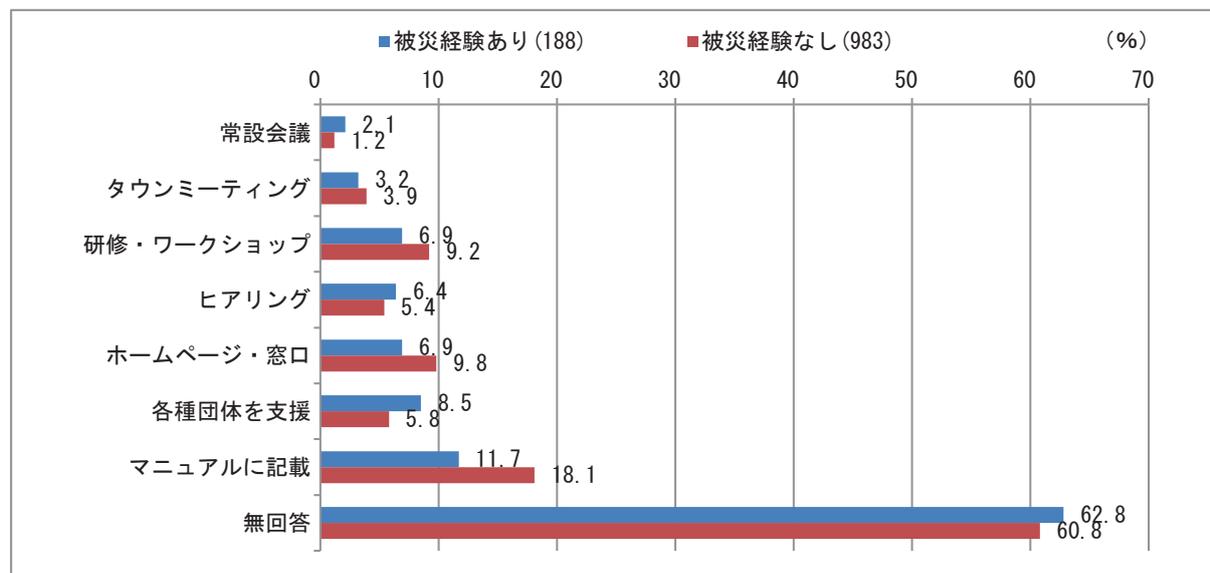
被災の有無別では、被災経験がある市町村で無回答が多い（図表10）。とはいえ被災経験がある市町村では、NPOや自主防災組織を直接支援したりヒアリングを行ったり、常設会議を持つなど、限られた人へ直接アプローチする方法が多いと見受けられる。これに対して被災経験がない市町村では、研修・ワークショップなど近年導入された手法、もしくはホームページやマニュアルなど広く一般の人にアプローチする手法がとられているように見える。

高齢化の程度の別では、高齢化の程度が平均より低い市区町村のほうが、マニュアル、各種団体の支援活動を支援、研修会・ワークショップに取り組むとする回答が多い。高齢化の程度が平均より高い市区町村では、無回答が約65%である。

図表9 地方別、男女の社会的役割や生理的事情などの違いを勘案した取組みを行っている回答市区町村の比率

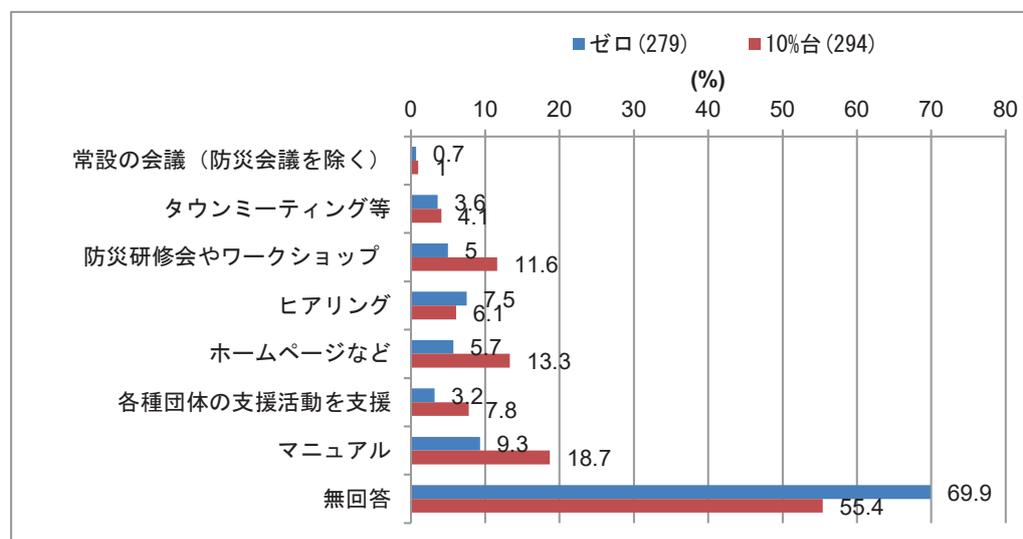


図表 10 被災経験の有無別、男女の社会的役割や生理的事情などの違いを勘案した取組みを行っている回答市区町村の比率



では、防災分野の意思決定等における男女共同参画の度合いにより、取組状況に差があるのだろうか。ここでは防災会議の女性委員比率による差を見よう。上記のように調査対象 1171 市区町村の防災会議では、女性委員の比率の平均は 8.2% であり、279 (23.8%) では女性委員はゼロ、523 (44.7%) では 1 割未満、294 (25.1%) では 1 割台、61 (5.2%) で 2 割以上である。構成比が同等の女性委員ゼロの市区町村と女性委員割合が 10% 台の市区町村を取り出すと、図表 11 のとおりである。防災会議に女性委員が少なくとも 1 割いる市区町村では、それがゼロの市区町村に対して、研修会やワークショップ、ホームページなど、各種団体の支援、マニュアルという取組みを行う比率が、2 倍であることが分かる。女性委員がゼロの市区町村では無回答が約 70% である。

図表 11 防災会議の女性委員比率別、要配慮者・避難行動要支援者等を念頭に置いた取組みを行う市区町村の比率

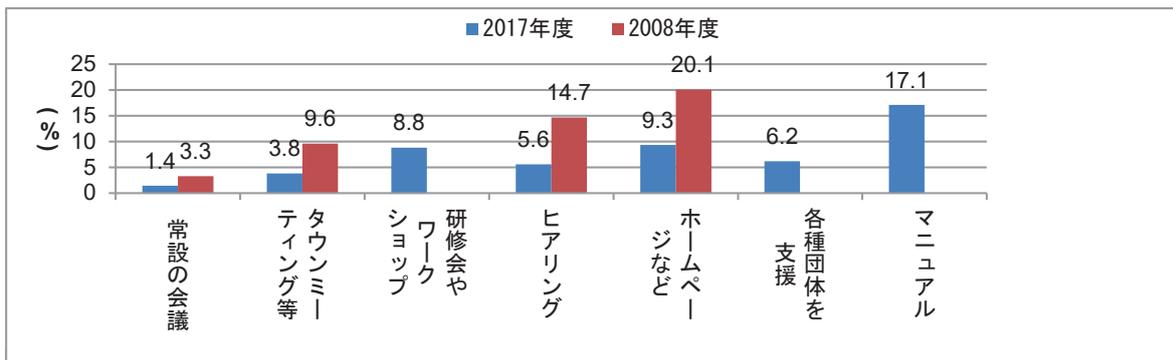


2008年度調査では、「災害時要援護者」や関係者、女性等の視点を反映させた防災施策を行うための意見聴取の実施状況を、次の4種類を提示して尋ねた。

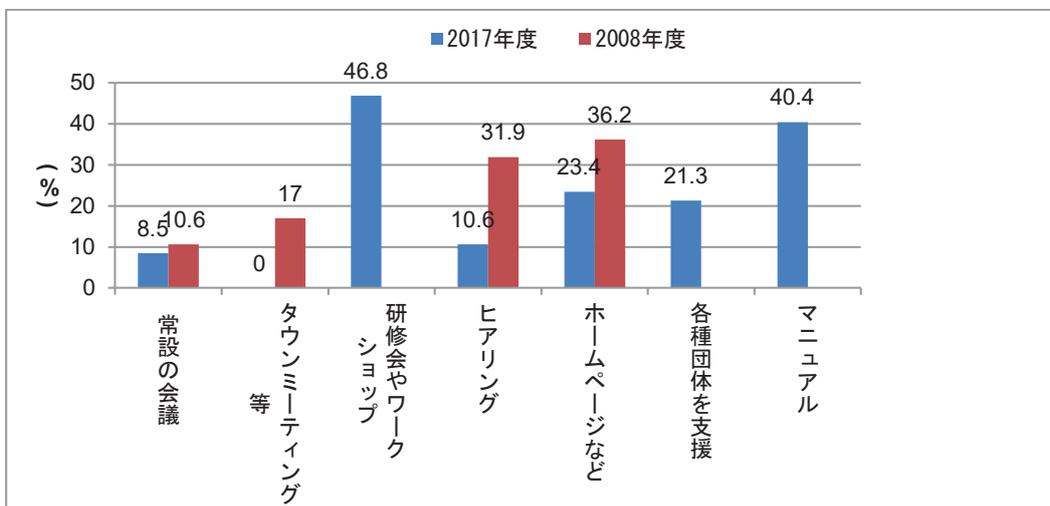
- (1) 災害時要援護者やその関係者、女性の意見を聞くための常設の会議を定期的で開催している。
(防災会議を除く)
- (2) 必要に応じてタウンミーティング等を開催し、災害時要援護者やその関係者、女性の意見を聞いている。
- (3) 必要に応じて災害時要援護者やその関係者、女性へのヒアリングを行っている。
- (4) ホームページなど、防災施策に関する意見を聞くための窓口を開設している。

これらは「要配慮者等」か「災害時要援護者」という用語の違い（法改正に伴う）のほかは、ほぼ同一の設問であり、本調査の結果に対して図表12および13のように対比することができる。マニュアルや研修会・ワークショップ、各種団体の支援という方法が相応の比率で存在し、ホームページでの窓口開設やヒアリング・タウンミーティングを実施する比率は、市区町村でも都道府県でも低下したと考えられる。

図表12 2008年度と2017年度、要配慮者・避難行動要支援者等を念頭に置いた取組みを行う市区町村の比率



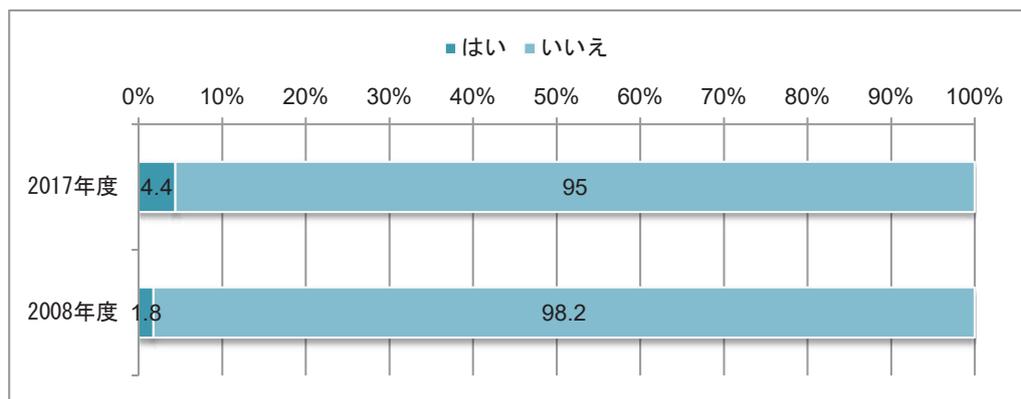
図表13 2008年度と2017年度、要配慮者・避難行動要支援者等を念頭に置いた取組みを行う都道府県の比率



(3) 防災訓練や研修等を実施する際、託児所やショートステイサービスを提供するなど、女性や育児・介護を担う人が参加しやすい体制をとっているか（市区町村 Q5）

この設問への回答を、2008年調査の結果（Q6）と対比して示すと、図表14のとおりである。本調査で「はい」と回答した市区町村は52（4.4%）である。「はい」は、被災経験がある市町村では2.1%、ない市町村では4.9%と、差が見られる。また、人口規模の大きい市区町村が平均以上に「はい」と回答している（人口30万人以上では23.1%）。

図表14 防災訓練や研修等に女性や育児・介護を担う人が参加しやすい体制をとる市区町村の比率



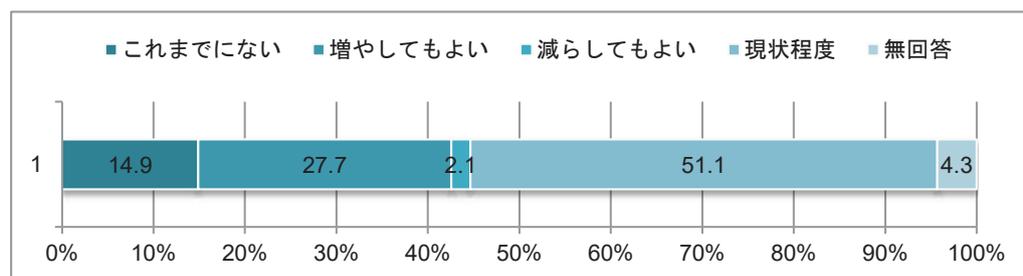
本調査のこの設問に「はい」と回答した市区町村に、具体的な体制の記入を求めたところ、（臨時）託児体制（幼児室・キッズルーム・カンガールームなどの設置、NPO等への委託を含む）が40市区町村、授乳室が3、休日の実施が3、手話通訳の提供が1、車いす対応トイレの提供が1、ケアマネージャーと連携したサービスが1、職員が出前しての訓練・研修が1などである（取り組みが複数の場合もある）。そのほかにやや詳しい記述としては、「実働訓練（避難所開設運営訓練）の3か月前から該当地域にある施設も交え、打ち合わせや事前演習を実施し、できる範囲で良いから少しずつでも参加できるような環境を整えている。保健福祉部局の職員も参加するため、前向きな施設が多い」がある。

体制をとっている市区町村の比率はやや増えたとはいえ、提供しない市区町村が大多数である。また防災会議の女性委員比率による提供比率の差は、あまり顕著でない。

(4) 都道府県と市区町村の防災部局の合同防災研修会やワークショップ（都道府県 Q5）

実施の有無を都道府県に尋ねた結果は、図表15のとおりである。これまでに実施したことがない都道府県が7県、実施したことがある県は38であり、うち今後の開催頻度について、24県（51.1%）が現状どおり、13県（27.7%）が増やしてもよいと回答し、減らしてもよいとしたのは1県（2.1%）である。年あたりの現状について合同開催の市区町村の箇所数と開催回数を尋ねたところ、現状どおりと回答した県（24県）では平均23.5箇所の市区町村と5.4回、増やしてもよいと回答した県（13県）では14.8箇所の市区町村と9.2回、減らしてもよいと回答した県（1県）は13箇所の市区町村と13回だった。

図表 15 市区町村の防災部局との合同防災研修会・ワークショップ実施に関する都道府県の回答



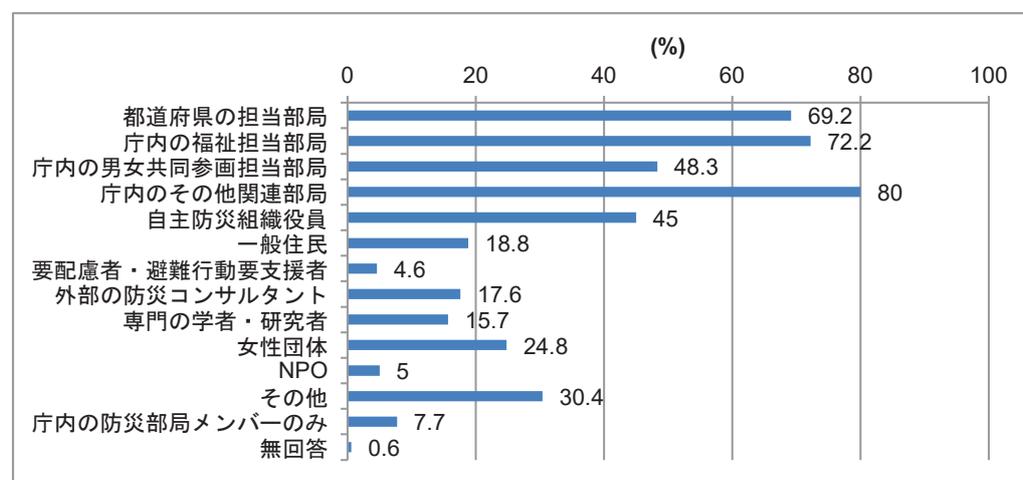
実施したことがある 38 の都道府県には、地域の自主防災組織や避難所運営委員会のメンバーなどが、その合同研修会やワークショップに参加するか否かを尋ねており、その結果は、参加ありが 18 県、参加なしが 18 県、無回答は 2 県である。

3. 地域防災計画等や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）について

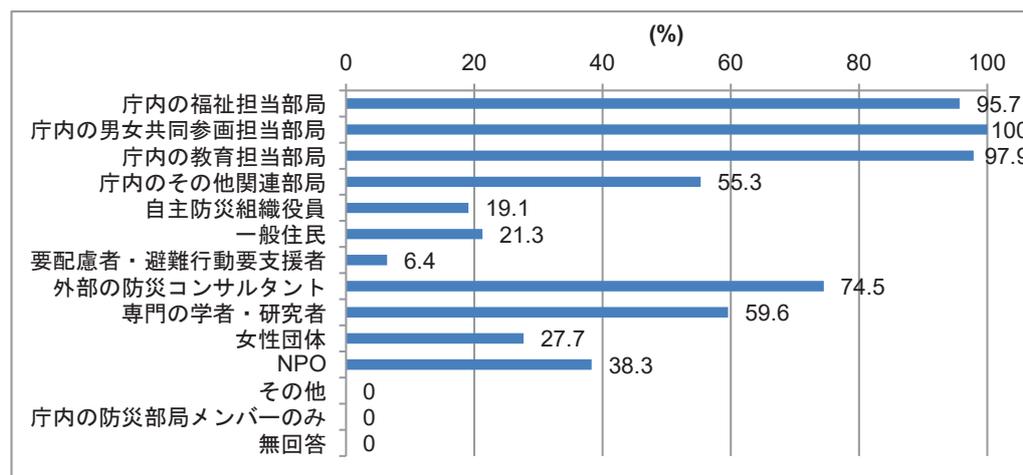
(1) 本調査では、**地域防災計画**等の策定に際して、検討の当初から、または節目で参加する組織・人につき、13 項目をあげて参加の有無を尋ねた（市区町村 Q6、都道府県 Q7）。その回答は、図表 16 および 17 のとおりである。見られるように、自主防災組織役員や一般住民といった地元の組織・人以外では、それぞれの組織や人が参加したとする回答の比率は、市区町村よりも都道府県で相当に高い。「庁内のその他関連部局」の記述では、市区町村では警察・消防が多く、医師会・自衛隊・社会福祉協議会なども散見される。都道府県で「その他」は、ほとんど指定（地方）公共・行政機関である。

くり返しになるが本調査の集計では、域防災計画等の策定に際して男女共同参画担当部局が参加することを、防災会議の女性委員比率と並んで、防災分野の意思決定等における男女共同参画の指標と見ることとする。

図表 16 地域防災計画等の策定に際して組織・人が参加した市区町村の比率



図表 17 地域防災計画等の策定に際して組織・人が参加した都道府県の比率

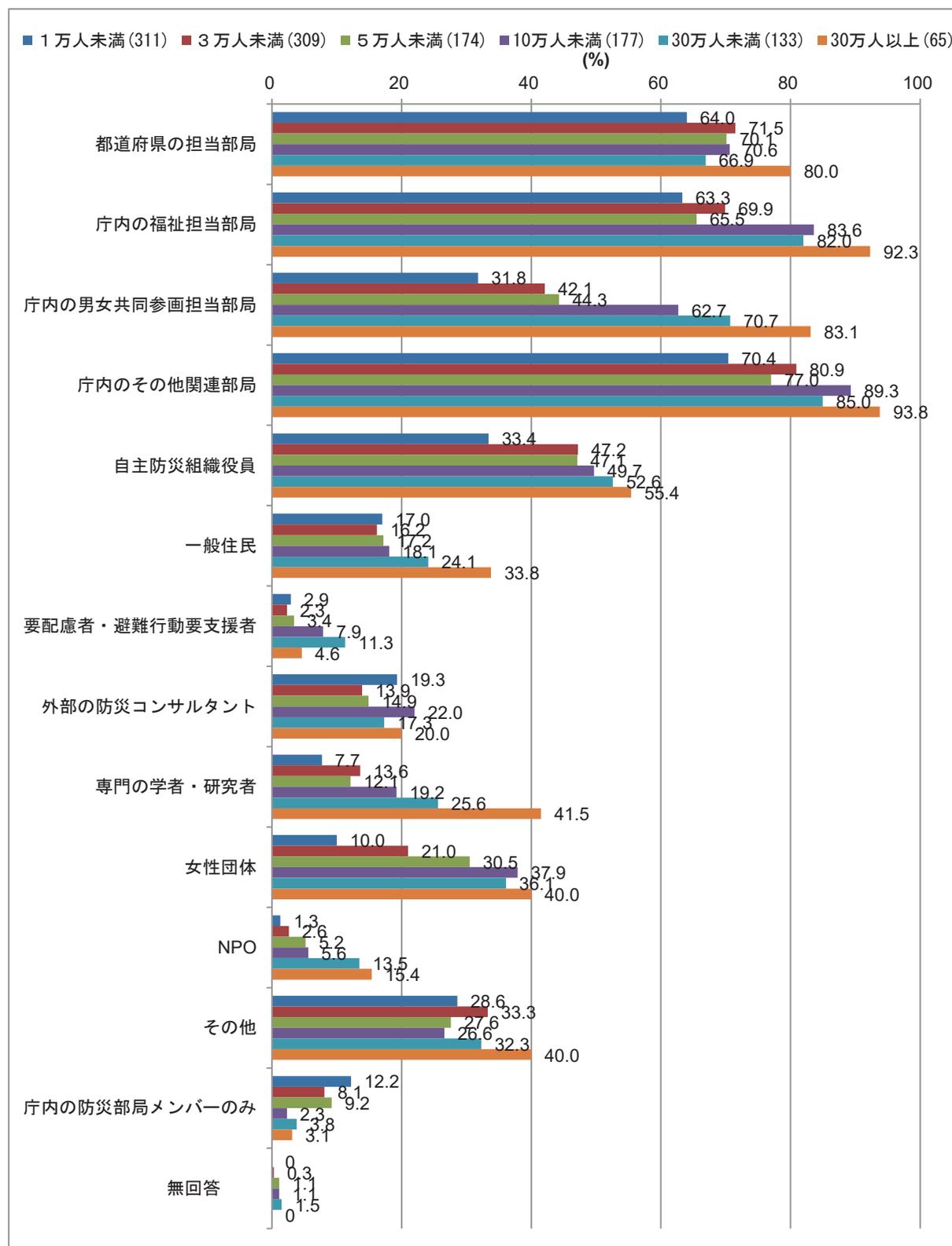


地方別では、地域防災計画等の策定に際して参加する組織・人のうち、男女共同参画担当部局が参加したとする市区町村が最も多かったのは、中国地方（64.2%）であり、ついで関東と近畿で60%程度、最も少ないのは北海道（16.8%）であり、ついで少ないのは九州・中部の43%程度である。女性団体が参加したとする比率は、四国（41.9%）、中国（40.3%）などが高いのに対して、北海道は5.3%である。

参加の状況を被災経験の有無別に見ると、都道府県担当部局（68-69%）、市区町村の福祉担当部局（約72%）・男女共同参画担当部局（約48%）、女性団体（24-25%）については、被災の有無によらず同程度である。被災経験がある市町村では、専門の学者・研究者が参加したとする比率が21.8%であるのに対して、被災経験がない自治体では14.5%である。被災経験がない市町村では、一般住民（19.5%、被災経験がある場合14.9%）、要配慮者・避難行動要支援者（5.1%、同2.1%）、外部のコンサルタント（18.0%、同15.4%）、NPO（5.4%、同3.2%）などで、参加がやや多くなる。被災経験がない市町村のほうが、広い対象に参加を求めているようである。

市区町村について人口規模別の回答を見ると、図表18のとおりである。概して人口規模が大きいほど、各種の組織・人が参加したと回答する市区町村の比率が高い（外部の防災コンサルタントは別）。規模による差が大きいのが、男女共同参画部局の参加である。人口規模と地方別を勘案すると、中国地方では人口規模が小さい市区町村が少ないことが、男女共同参画部局が参加した比率が高い（64.2%）ことと関連しているかもしれない。とはいえ、関東地方は中国地方以上に小規模市区町村が少ないものの、男女共同参画部局が参加した比率（60.7%）は、中国地方より高くない。人口規模だけの問題ではないことが分かる。人口30万人以上の市では、都道府県の状況に近くなるが、自主防災組織の役員・一般住民・女性団体などの地元の組織・人の参加は、都道府県よりも高く、コンサルタントや学者・研究者などの外部人材の参加は、都道府県よりも低い。

図表 18 人口規模別、地域防災計画等の策定に際して組織・人が参加した市区町村の比率



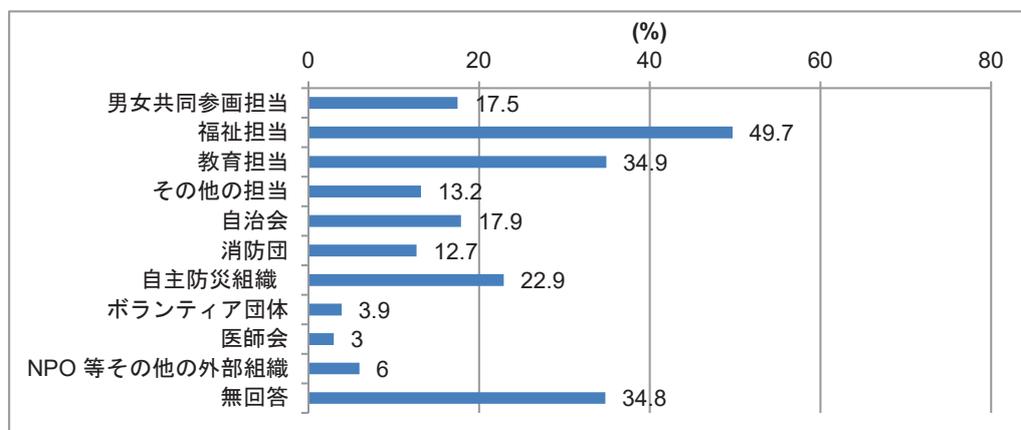
(2) 避難所運営に関する指針等の作成において連携した部局・外部組織

(市区町村 Q7、都道府県 Q8)

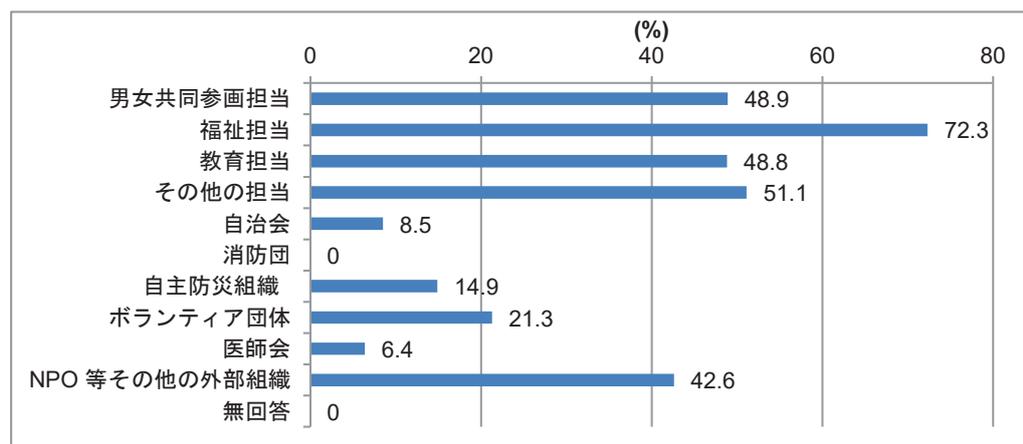
避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）の作成に際して、連携した部局や外部組織につき、項目をあげて連携の有無を尋ねた。避難所運営に関しては、本報告巻末の用語解説で述べるように、東日本大震災・津波の後 2013 年 8 月に、内閣府（防災担当）が「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、また 2016 年 4 月には、「避難所運営ガイドライン」「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」が同時に策定された。うち「避難所運営ガイドライン」は、一般の避難所の運営全般についてその取組の方向性と具体的な手順を詳細に示しており、運営をめぐる諸対応について、地方公共団体の中の関連する担当をすべてマトリクスで示し、横断連携で取り組むべきであることが具体的に示された（男女共同参画担当部局も含む）。

本調査の設問に対する回答結果は、図表 19 および 20 のとおりである。上記のように本調査の集計では、男女共同参画担当部局の連携を、防災会議の女性委員比率と並んで、防災分野における男女共同参画の指標と見ることとする。市区町村が「その他の担当」部局としてあげたのは保健衛生部局、「その他の外部組織」では、社会福祉協議会が見られる。都道府県が「その他の担当」部局としてあげたなかには、医療関係部局や国際・外国人担当部局などが見られ、「その他の外部組織」のなかには、社会福祉協議会とともに獣医師や動物愛護関係の組織が見られる。

図表 19 避難所運営に関する指針等の作成において部局等と連携した市区町村の比率



図表 20 避難所運営に関する指針等の作成において部局等と連携した都道府県の比率



市区町村では無回答が約 35%にのぼり、都道府県はすべてが回答した。後述するように、指針等の記述内容に関する設問では、市区町村の無回答率はより低いので、この設問での無回答は、避難所運営に関する指針等を策定していないか、策定に際して部局等と連携しなかった市区町村と考えられる。避難所運営に関する指針等の作成において各種担当・人と連携した比率は、自治会や消防団、自主防災組織といった地元の組織・人については市区町村での比率が高く、それ以外との連携は都道府県が相当に高い。

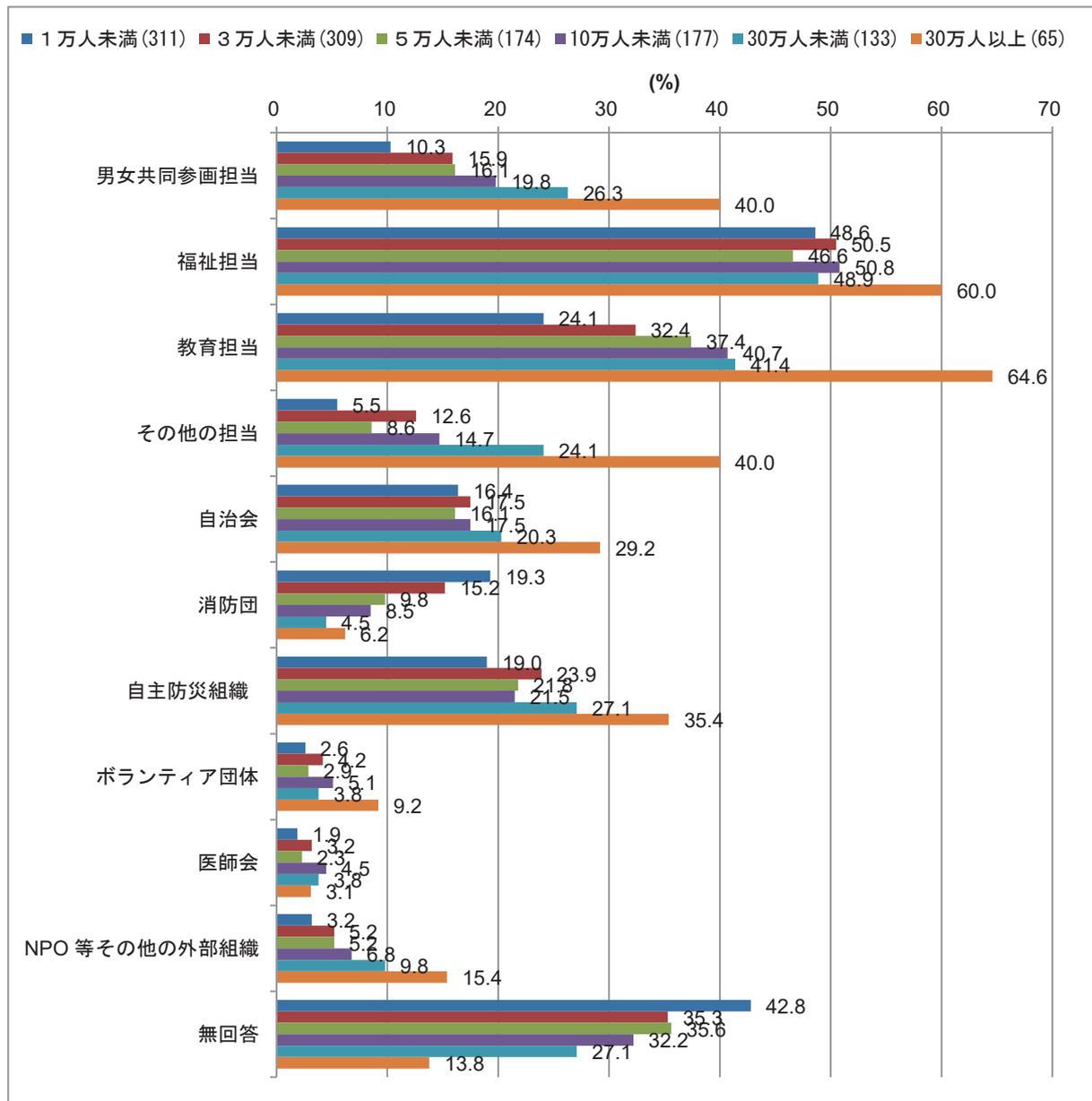
地方別では、避難所運営に関する指針の作成に際して庁内の男女共同参画部局と連携したとする市区町村の比率は、関東 (23.3%)、中国 (20.9%)、ついで九州 (20.3%)、近畿 (20.0%) で相対的に高く、最も低いのは北海道 (5.3%) である。四国では自主防災組織が参加する比率が高い (51.6%)。

被災の有無別では、おおむね大差はないが、被災経験がある市町村で、消防団・福祉担当部局と連携したとする比率が高い (自治会は逆)。

市区町村について人口規模別の回答を見ると、図表 21 のとおりである。概して人口規模が大きいほど、各種の部局・人と連携したと回答する市区町村の比率が高い (消防団は逆)。無回答はその逆で、小規模市区町村ほど、指針等を策定していないか、どの部局等とも連携していないと見られる。規模による差が大きいのが、男女共同参画部局および教育担当部局との連携である²。人口 30 万人以上の市では、都道府県の状況に近くなるが、教育担当部局と連携した市区町村の比率は都道府県よりも相当に高く、自治会・自主防災組織・消防団などの地元の組織・人との連携も、都道府県よりも高い。NPO 等その他の外部組織との連携は、大規模な市区町村であっても、都道府県より相当に低い。

2 地域防災計画の策定に対する男女共同参画担当部局の参加と人口規模のあいだには密接な関連がある (鈴木富美子氏によるご検討)。

図表 21 人口規模別、避難所運営に関する指針等の作成において部局等と連携した市区町村の比率



なお2008年度調査では、避難所運営に関する指針・マニュアル等の作成過程で、男女共同参画部局と連携したか否かを尋ねていた(市町村Q12、都道府県Q14)。市町村では458市町村(回答市町村1747の26.2%)が、都道府県では32都道府県(都道府県の68%)が、指針・マニュアル等を作成済み・作成中・作成予定だった。2008年度とは、上記のように内閣府(防災担当)から取組み指針等が発出される以前の時期であり、作成予定を含めても策定率は高くない。本調査では、仮に本設問に対する無回答率34.8%をすべて未策定とみなしても、市区町村の65%が策定していることとなる。また指針等の記述項目に関する次の設問に無回答だった23.1%を、未策定と見なすと、市区町村の77%が策定していることになる。つまり、作成予定を含めた2008年度の26.2%から、大きく上昇したといえる、

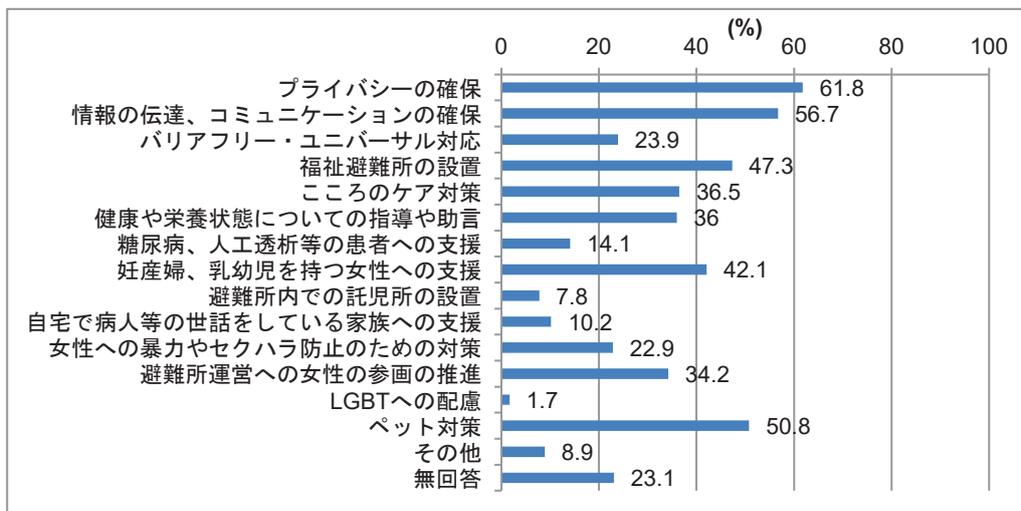
2008年度では、作成予定を含む458市町村のうち24(調査市町村1747のうち1.4%)が、男女共同参画担当部局と連携をとったと回答した。都道府県では、32都道府県のうち11(全都道

府県の23.4%)が男女共同参画担当部局と連携をとったと回答した。本調査では回答市区町村の17.5%、都道府県の48.9%が男女共同参画担当部局と連携をとっており、連携する比率は相当に上昇したといえる。

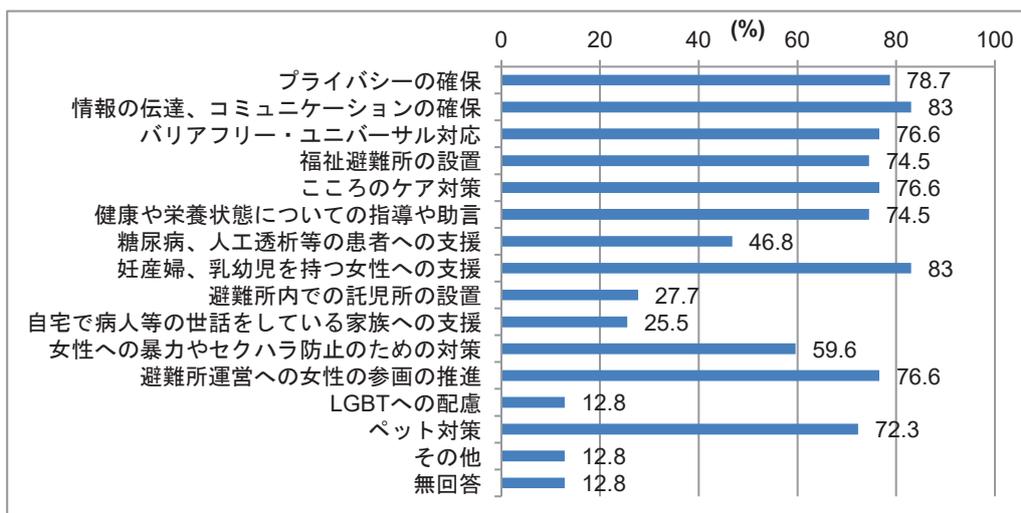
(3) 避難所運営に関する指針等に記述されている項目（市区町村 Q8-A、都道府県 Q9）

避難所運営に関する手引き・マニュアルに記述されている項目について、項目を示してその記述の有無を尋ねた結果は、図表 22 および 23 のとおりである。「その他」の記述のほとんどは、手引き・マニュアル等を未策定（策定中・検討中を含む）である。

図表 22 避難所運営に関する指針等に記述がある市区町村の比率



図表 23 避難所運営に関する指針等に記述がある都道府県の比率

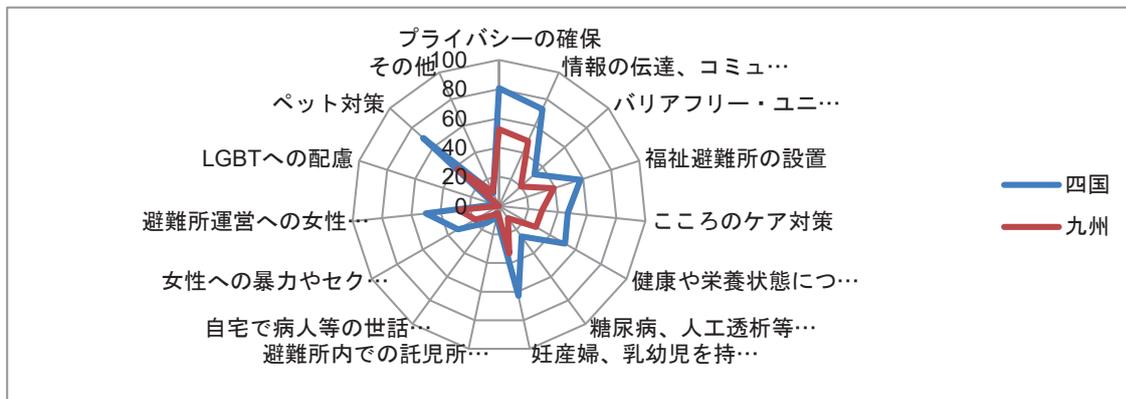


すべての項目で、記述があるとする比率は、都道府県が市区町村よりも相当に高い。都道府県での「その他」も、未策定が多い。

地方別では、すべての項目で、記述があるとする比率は、北海道・東北・九州で低く、関東・

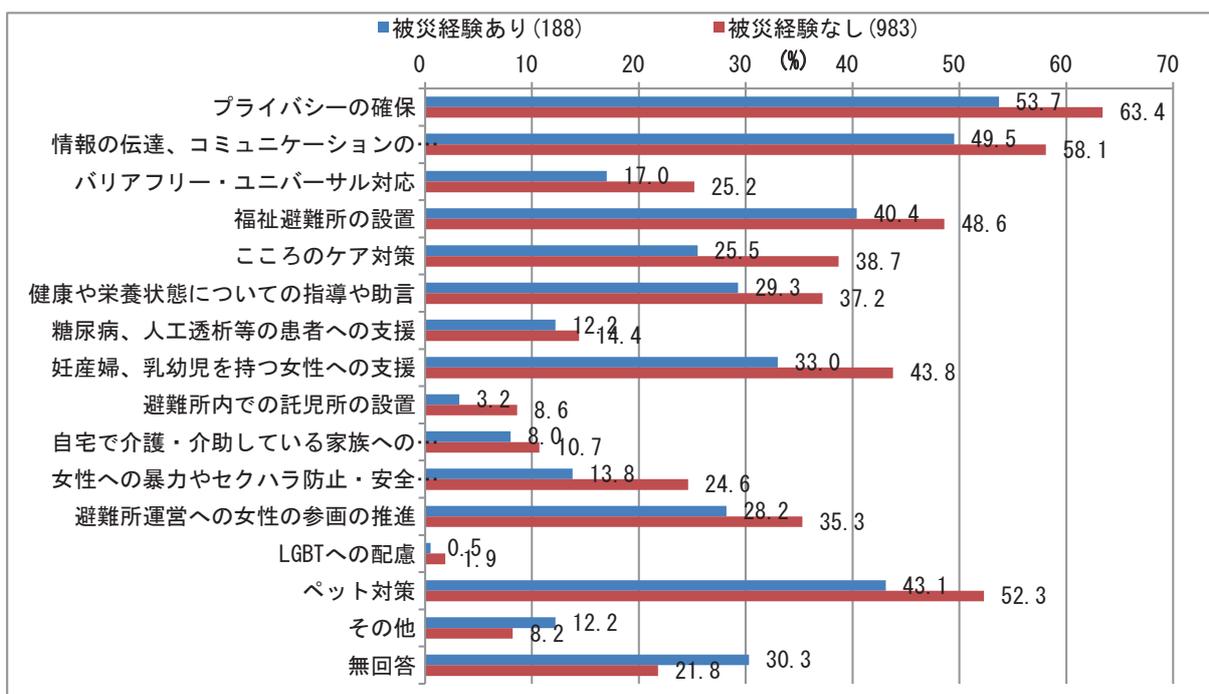
中部・近畿・四国で高い。これと下記の人口規模別を勘案すると、とくに北海道、そして東北で、人口規模の小さい市町村が多いことが関連しているかもしれない。とはいえ、九州と四国は人口規模別の市町村の分布では大差がないが、各種の項目で記述があるとする比率は、図表 24 のように異なる（無回答は四国で 8.1%、九州で 31.1%）。

図表 24 避難所運営に関する指針等に記述がある市区町村の比率、四国と九州



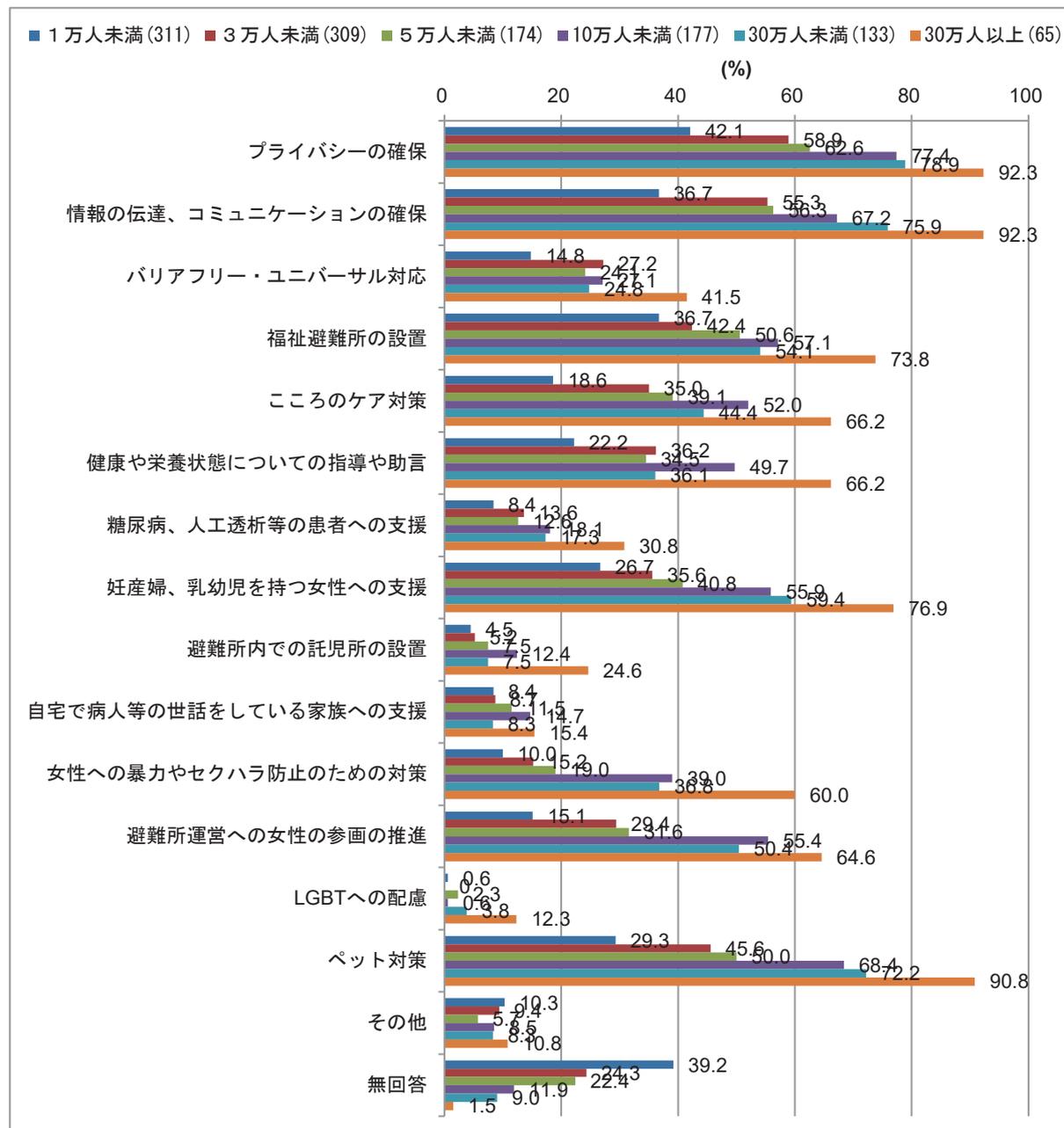
被災の有無別では、図表 21 に示すようにすべての項目において、被災経験がない市町村のほうが記述があるとする比率が高い（とはいえ、自宅で介護介助している人への支援や、暴力・セクハラ防止の対策の記述は、被災経験がない市町村でも 10 - 20% にすぎない）。市町村の人口規模や高齢化の程度を勘案しても、被災経験が、女性や子育て・介護を担う人のニーズに応ずる具体的施策の導入につながっているとはいえない。

図表 25 被災経験の有無別、避難所運営に関する手引き・マニュアルに記述がある市町村の比率



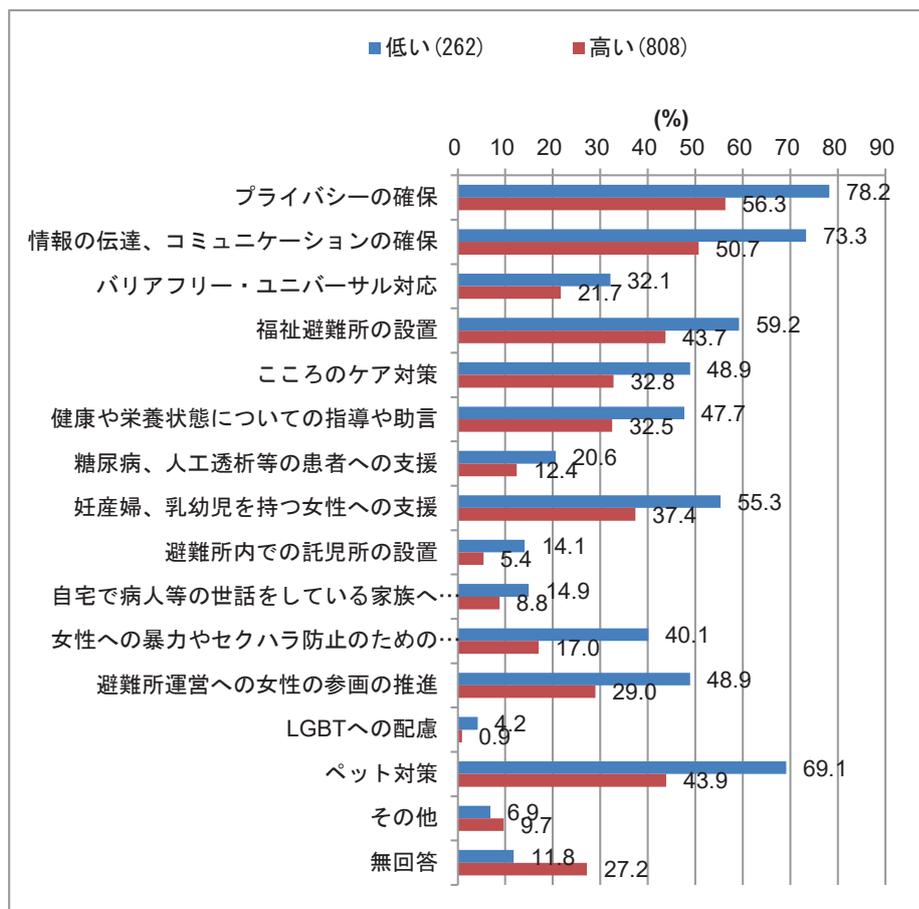
人口規模別の回答を見ると、図表 26 のとおりである。人口規模が大きいほど記述があるとする比率が高い。人口 30 万人以上の市区町村では、プライバシーの確保、情報の伝達・コミュニケーションの確保、ペット対策を記述する比率が、都道府県よりも高く、**福祉避難所の設置**の記述も都道府県より低くはない。

図表 26 人口規模別、避難所運営に関する指針等に記述がある市区町村の比率



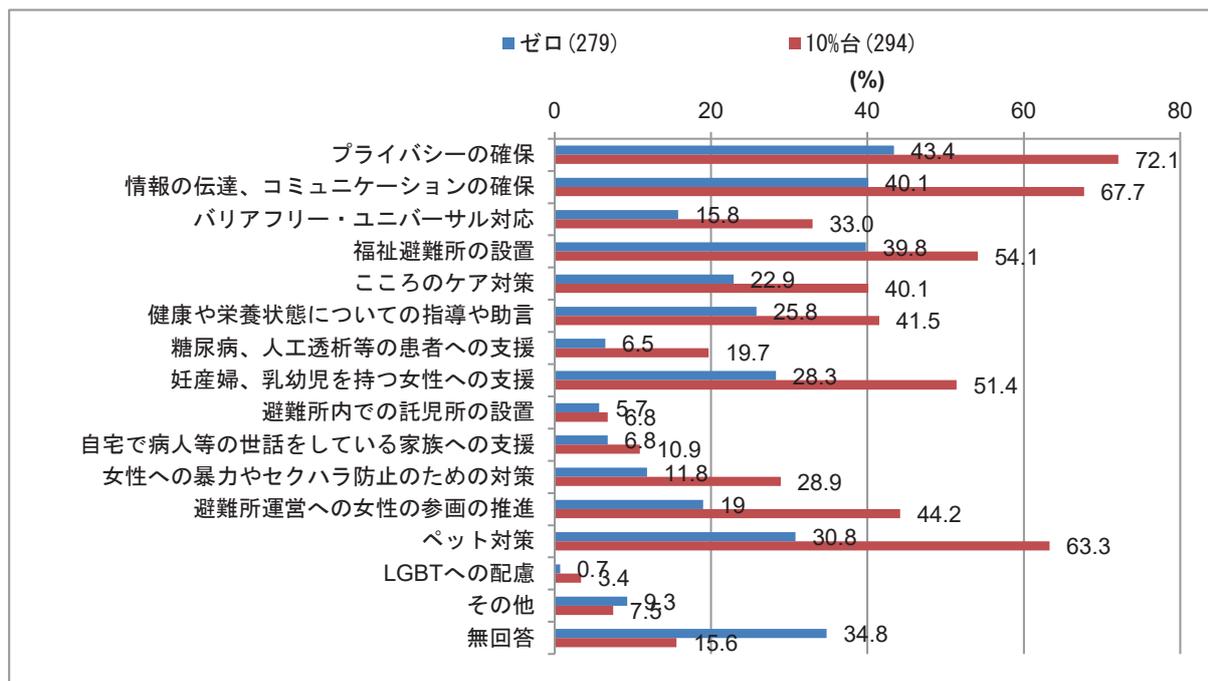
高齢化の程度による差も、図表 27 が示すように小さくない。すなわちすべての項目にわたって、高齢化の程度が高い市区町村で、記述している比率が相当に低い。

図表 27 高齢化の程度別、避難所運営に関する指針等に記述がある市区町村の比率



注：高齢化率が全国平均（27%）より高いか低いかで区別

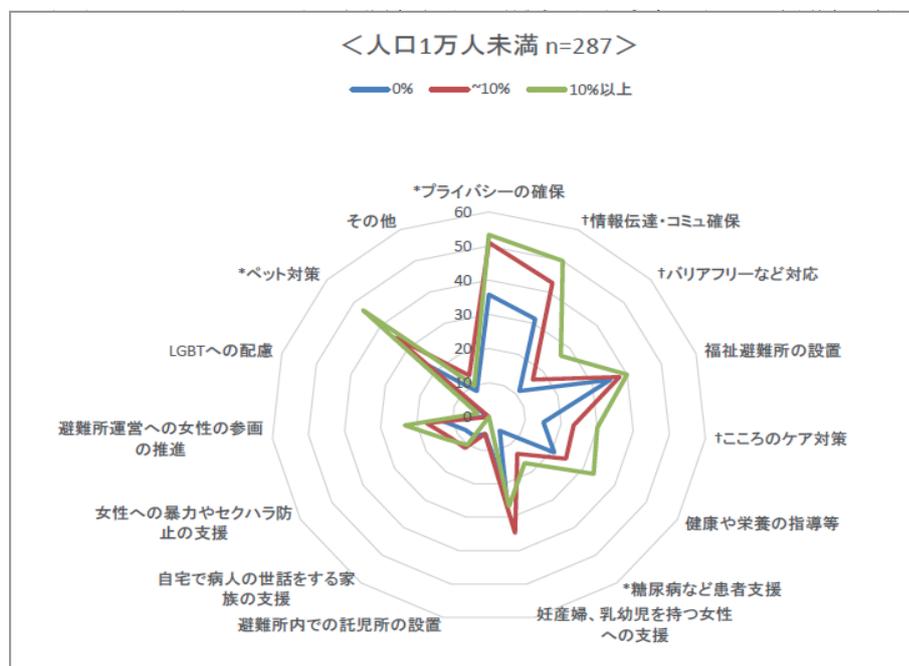
図表 28 防災会議の女性委員比率別、避難所運営に関する指針等に記述がある市区町村の比率



では、防災・災害リスク削減分野での意思決定等における男女共同参画との関連はどうか。防災会議の女性委員比率による記述項目の差を見よう。ここでも、構成比が同等の女性委員ゼロの市区町村と女性委員割合が10%台の市区町村を取り出すと、図表28のとおりである。女性委員が少なくとも10%いる市区町村では、すべての項目について、記述しているとする比率が倍近いという差がある。

上記のように防災会議の女性委員比率と人口規模のあいだには密接な関連がある。図表28の差は、もっぱら人口規模の差を反映するにすぎないだろうか。人口規模を区切って、避難所運営に関する指針等の記述と、防災会議女性委員比率の関連を見よう。すると、最も顕著な差が出るのは、人口1万人未満の小規模市町村である（図表29）。*や†の記号は、差が統計的に有意であることを示す。人口1万人以上となると、防災会議女性委員比率による差はあまり見当たらなくなる（鈴木富美子氏のご教示による）。

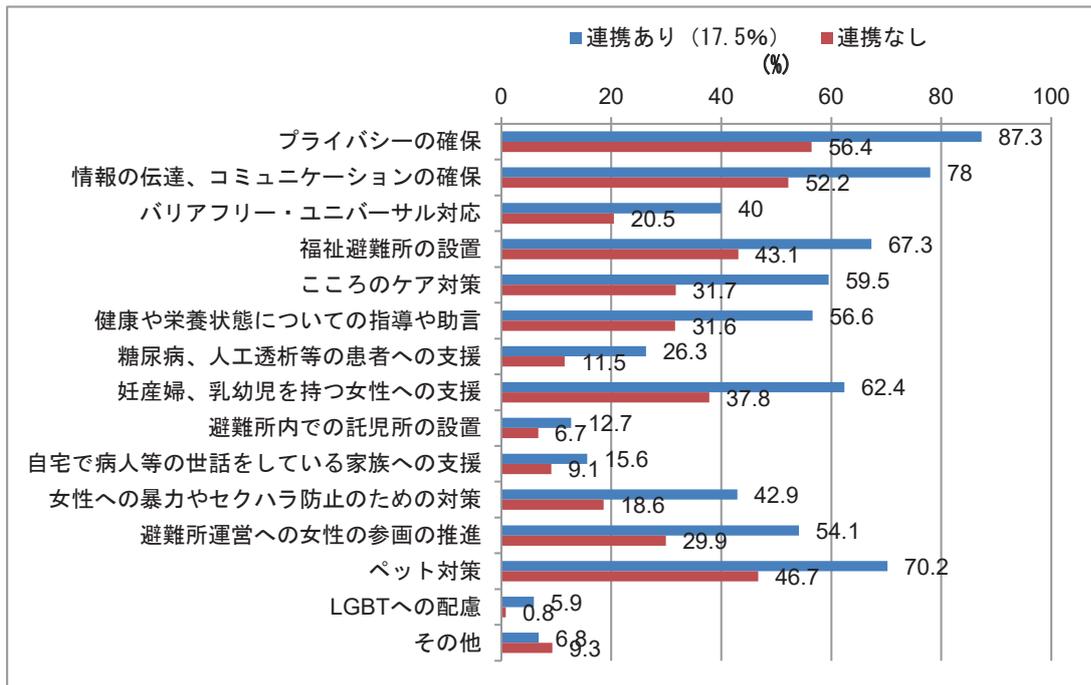
図表29 人口1万人未満、防災会議女性委員比率と避難所運営に関する指針等の記述



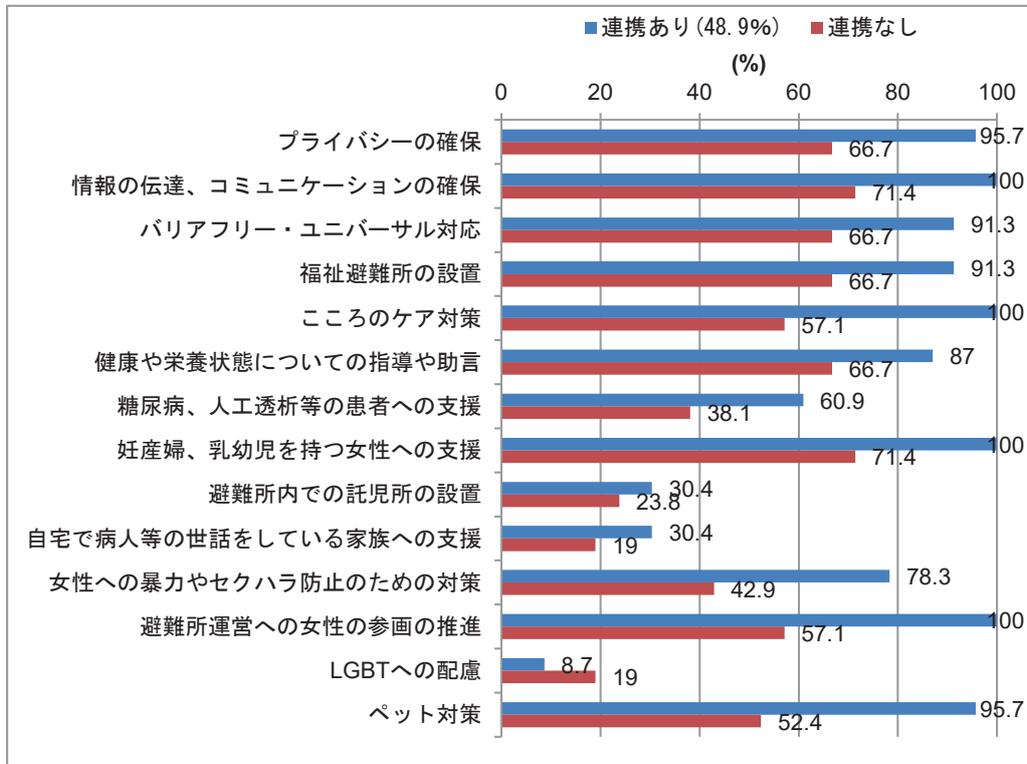
注：鈴木富美子氏が分析、作図

上記のように市区町村にはQ7で、都道府県にはQ9で、避難所運営に関する指針（手引き・マニュアル）の作成に際して連携した部局や外部組織を尋ねている。男女共同参画担当部局と連携したと回答したのは、205（17.5%）の市区町村、23（48.9%）の都道府県だった。男女共同参画担当部局と連携したという回答の有無で分けて、避難所運営に関する手引き・マニュアルに記述されている項目を見ると、図表30および31のとおりである。男女共同参画担当部局が連携する場合としない場合では、避難所運営に関する指針（手引き・マニュアル）の記述事項には相当の差が存在することが分かる。

図表 30 男女共同参画担当部局との連携の有無別、避難所運営に関する指針等に記述がある市区町村の比率



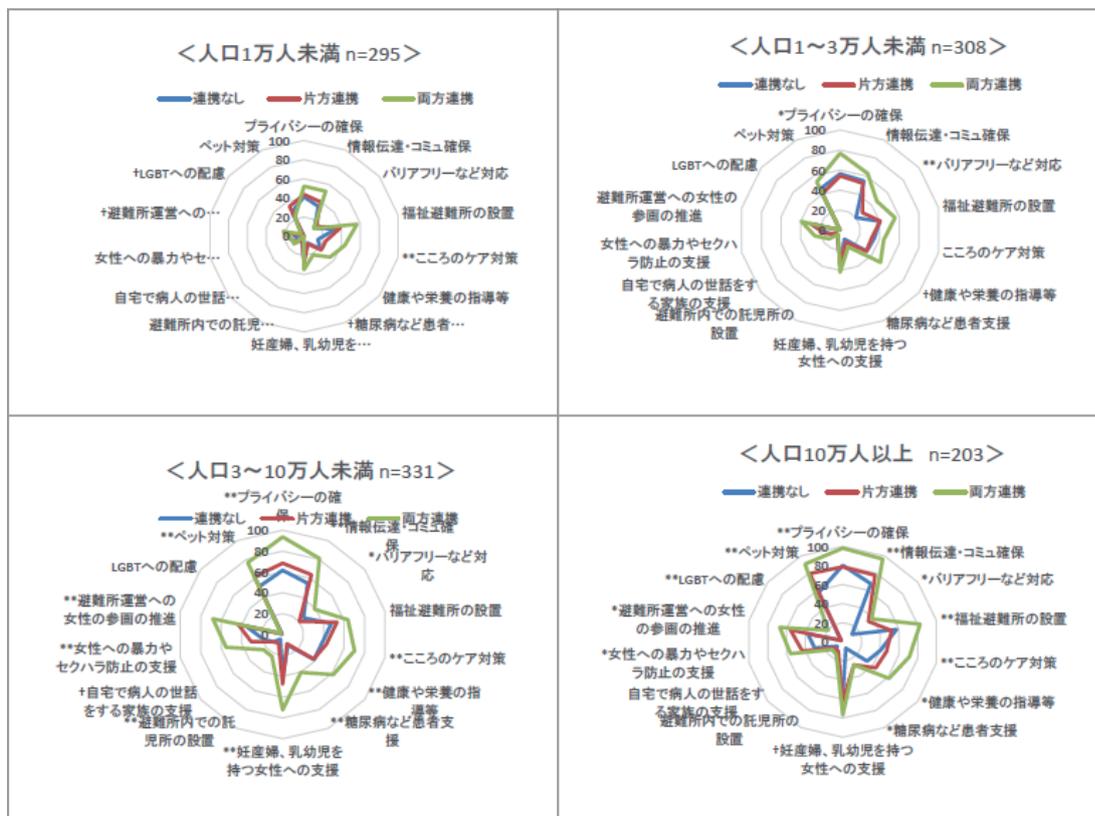
図表 31 男女共同参画担当部局との連携の有無別、避難所運営に関する指針等に記述がある都道府県の比率



ところで上記のように、避難所運営に関する指針の作成に男女共同参画担当部局が連携したとする比率は、人口規模が大きな市区町村ほど高い。上図は人口規模の差を反映するにすぎないだ

ろうか。人口規模を区切って、男女共同参画担当部局の連携と避難所運営に関する指針等の記述との差を見よう。ここでは、地域防災計画の策定への参加と避難所運指針の作成への連携について、いずれも参加・連携なし、いっぽうだけ参加・連携あり、双方とも参加・連携ありに分けている。すると図表 32 のように、人口 3 万人以上 10 万人未満と人口 10 万人以上の人口区分で、男女共同参画担当部局との連携により、避難所運営に関する指針等の記載に大きな差が出るのが分かる（防災会議の女性委員比率との関連が、もっぱら小規模市町村で見られたこととは異なる）（鈴木富美子氏のご教示による）。

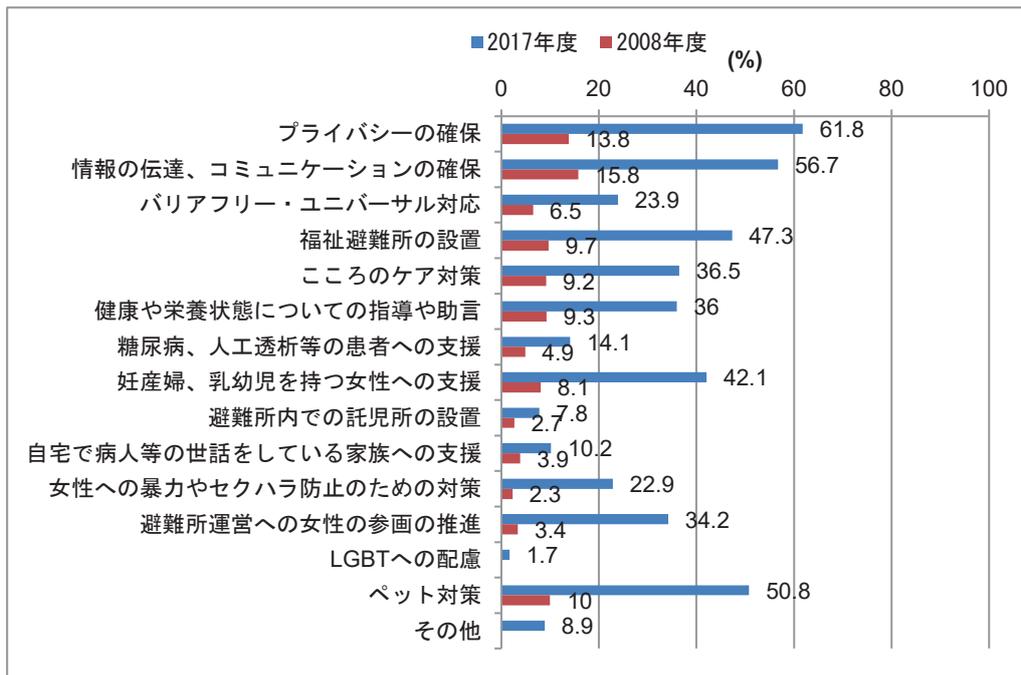
図表 32 人口規模別、男女共同参画担当部局との連携の有無別、避難所運営に関する指針等に記述がある市区町村の比率



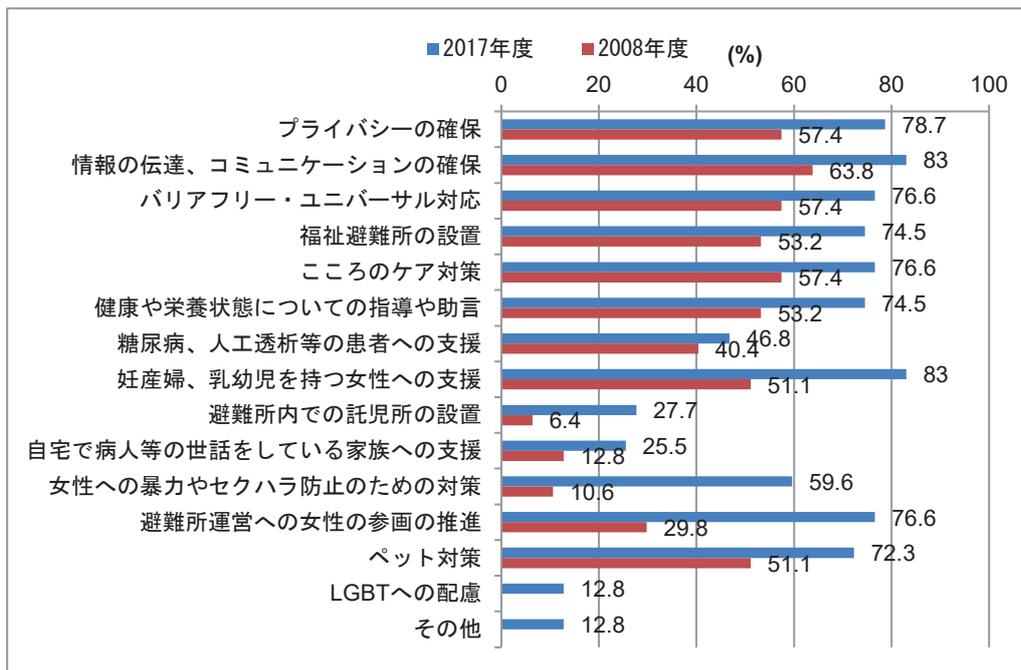
注：鈴木富美子氏が分析・作図

2008 年度調査では、避難所運営に関する指針・マニュアルを作成した都道府県・市町村に対して、項目を示してその記述の有無を尋ねた。当時に指針・マニュアルを作成していた（作成中・作成予定を含む）のは、458 市町村（調査市町村の 26.2%）、32 都道府県（68.1%）である。本調査のこの設問に対する無回答の比率は、271 市区町村（23.1%）および 6 都道府県（12.8%）であり、当該期間に何らかの項目を記述した指針・マニュアルの作成が大きく進んだことが分かる。ところで 2008 年度調査の報告書は、指針・マニュアル作成した都道府県・市町村について、項目の記述の比率を示している。ここでは未作成も含めた調査総数に対する比率をとって、本調査の結果と対比すると、図表 33 および 34 のとおりである。なお LGBT への配慮は、2008 年度調査では記述の有無を尋ねていない。

図表 33 2008年度と2017年度、避難所運営に関する指針等に記述がある市区町村の比率

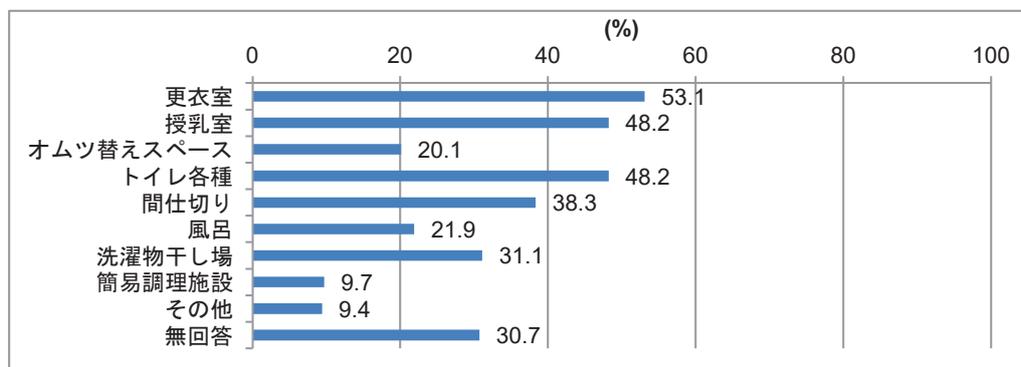


図表 34 2008年度と2017年度、避難所運営に関する指針等に記述がある都道府県の比率

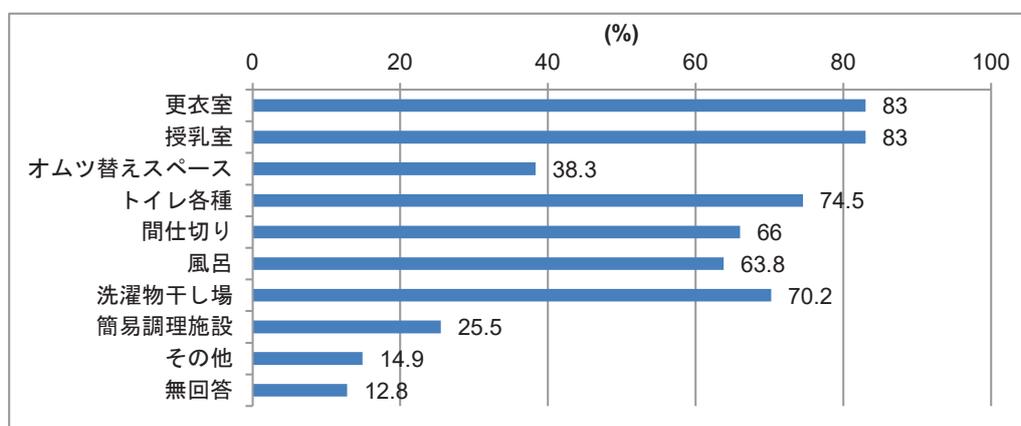


(4) 避難所に設置すると記述している設備（市区町村 Q8-B、都道府県 Q10）

図表 35 避難所に設置すると記述している市区町村の比率



図表 36 避難所に設置すると記述している都道府県の比率

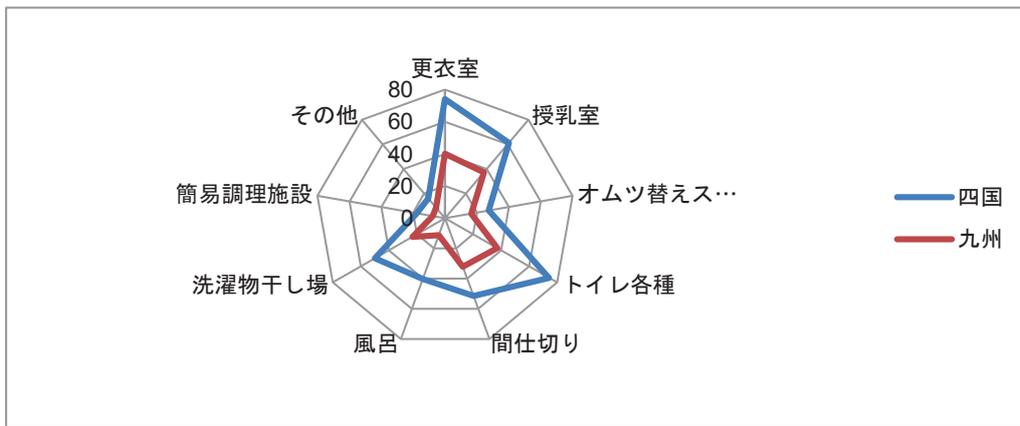


避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）で、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、また女性の視点などを考慮して、設置するように記述している設備について尋ねた結果は、図表 35 および 36 のとおりである。調査票では、オムツ替えスペースは（大人用、子供用）として尋ねており、トイレは、（男女別、車椅子使用者専用、多目的、オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）用として尋ねている。簡易調理施設については、（調乳や離乳食・介護食の調理等のため）と説明している。市区町村での「その他」の記述は、未策定（策定中を含む）が多い。都道府県での「その他」も同様である。

すべての設備について、記述があるとする比率は、都道府県が市区町村よりも相当に高い。

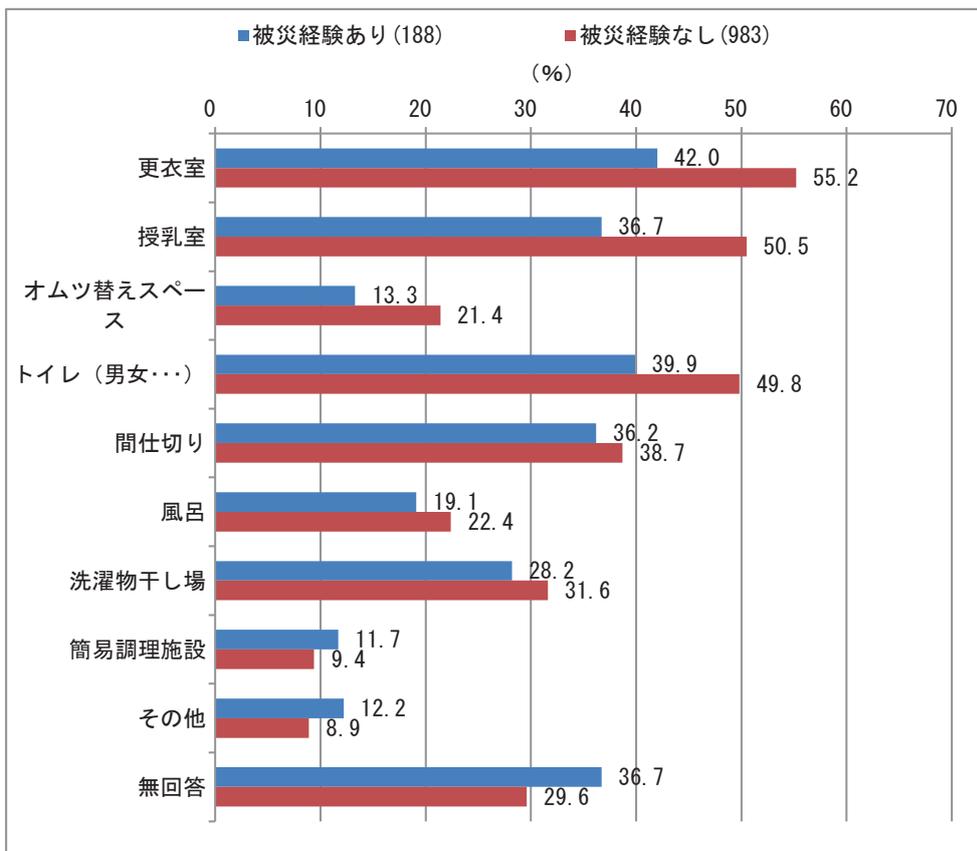
地方別では、すべての設備について、記述があるとする市区町村の比率は、北海道・東北・九州で低く、関東・中部・近畿・四国、とくに四国で、高い。これと下記の人口規模別を勘案すると、とくに北海道、そして東北で、人口規模の小さい市町村が多いことが関連しているかもしれない。とはいえ、九州と四国は人口規模別の市町村の分布では大差がないが、各種の設備で記述があるとする比率は、図表 37 のように異なる（無回答は四国では 12.9%、九州では 42.4%）。

図表 37 避難所に設置すると記述している市区町村の比率、四国と九州



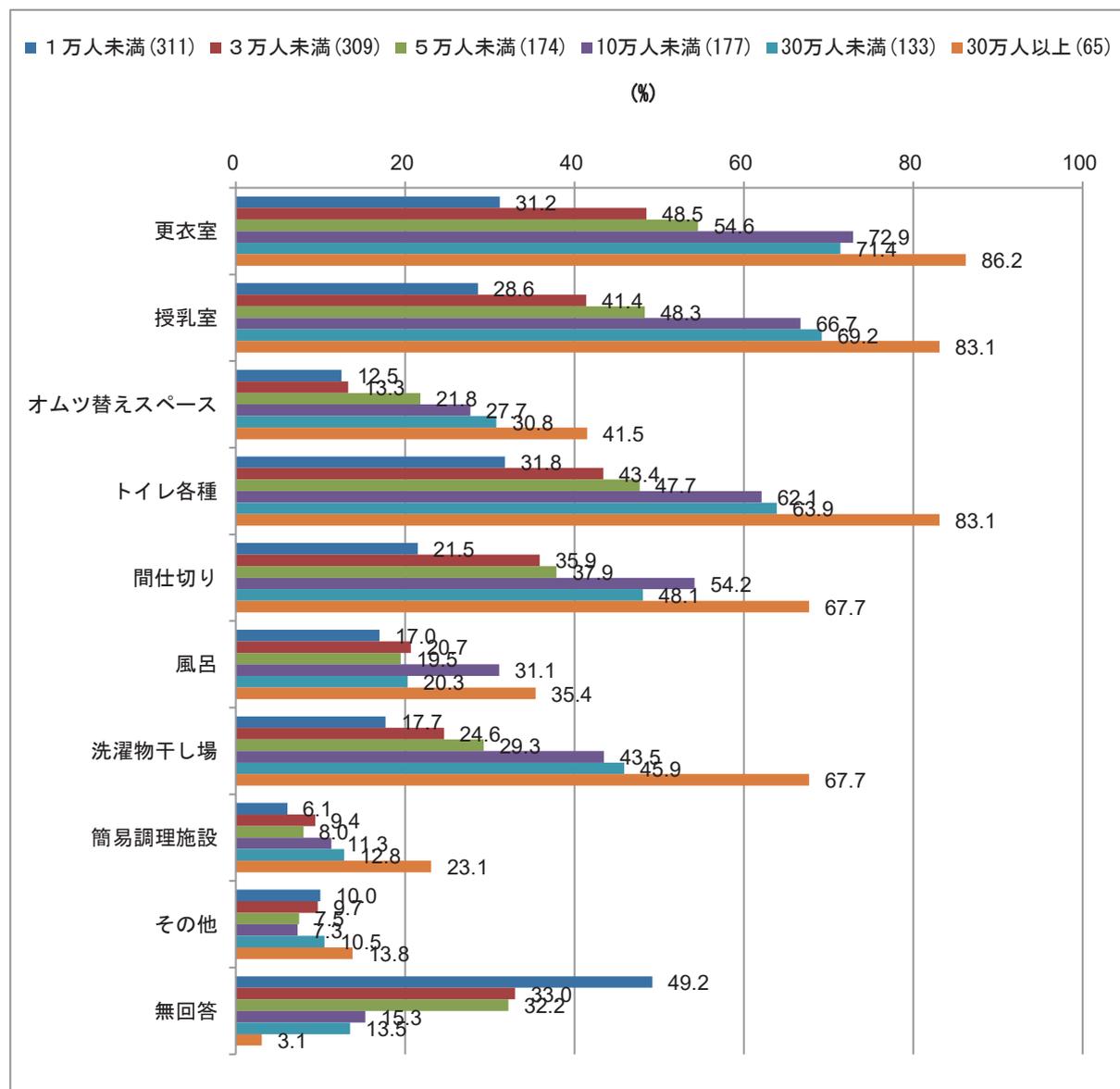
被災の有無別で、各種の設備の記述があるとする比率は、図表 38 のとおりである。更衣室・授乳室・トイレ各種において、被災経験がある市町村での比率が、被災経験がない市町村での比率よりも相当に低い。

図表 38 被災経験の有無別、避難所運営に関する手引き・マニュアルに記述（女性・要配慮者等の視点を考慮）がある市町村の比率



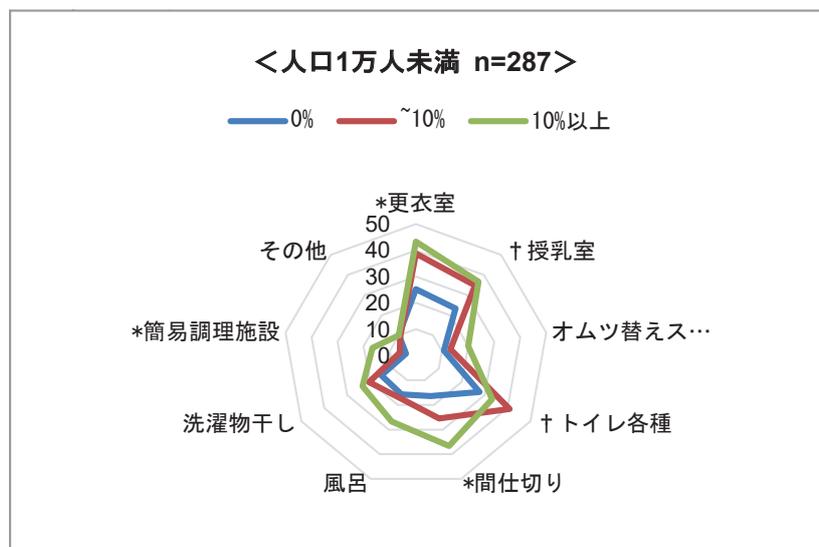
市区町村について人口規模別の回答を見ると、図表 39 のとおりである。人口規模が大きいほど記述があるとする比率が高い。人口規模 30 万人以上の市区町村では、風呂の記述を除くと、都道府県と変わらない比率である。

図表 39 人口規模別、避難所に設置すると記述している市区町村の比率



上記のように人口規模と防災会議の女性委員比率とのあいだには密接な関連がある。ここでも人口規模を区切って、避難所に設置すると記述している設備と、防災会議女性委員比率の関連を見よう。すると、最も顕著な差が出るのは、やはり人口1万人未満の小規模市町村である（図表 40）。*や#の記号は、差が統計的に有意であることを示す。人口1万人以上となると、防災会議女性委員比率による差はあまり見当たらなくなる（鈴木富美子氏のご教示による）。

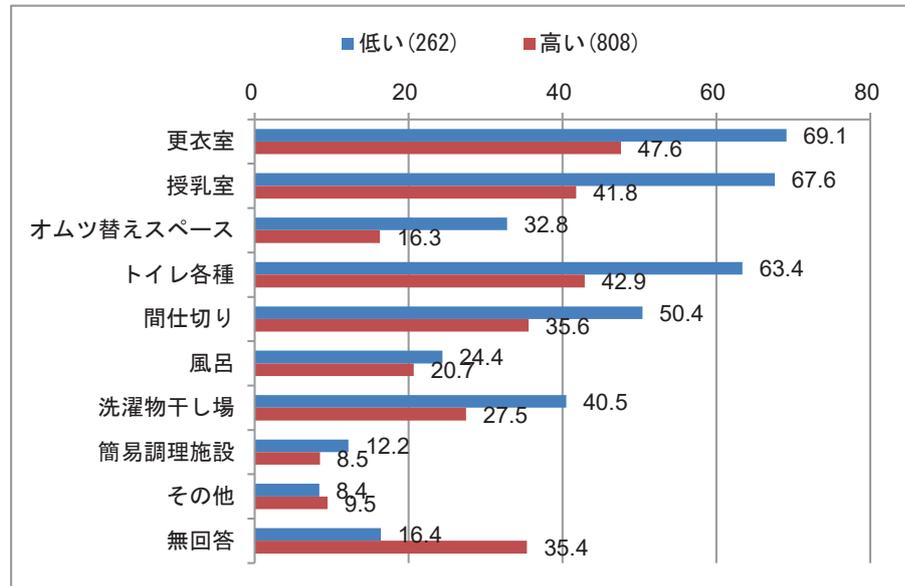
図表 40 人口1万人未満、防災会議女性委員比率別、避難所に設置すると記述している市区町村の比率



注：鈴木富美子氏が分析・作図

高齢化の程度別では、すべての項目にわたって、高齢化率が全国平均より高い市区町村で、設置すると記述している比率が相当に低い。

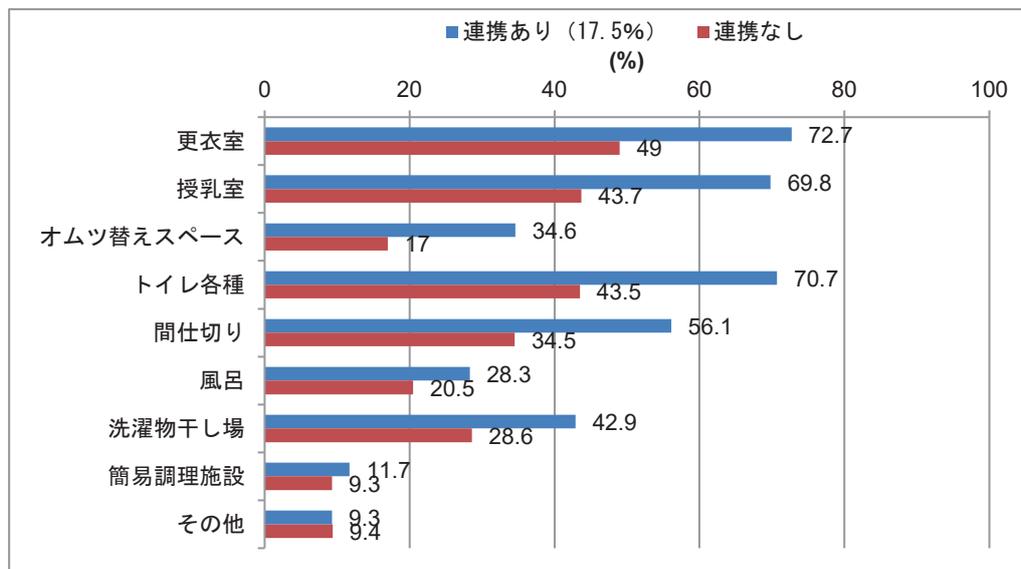
図表 41 高齢化の程度別、避難所に設置すると記述している市区町村の比率



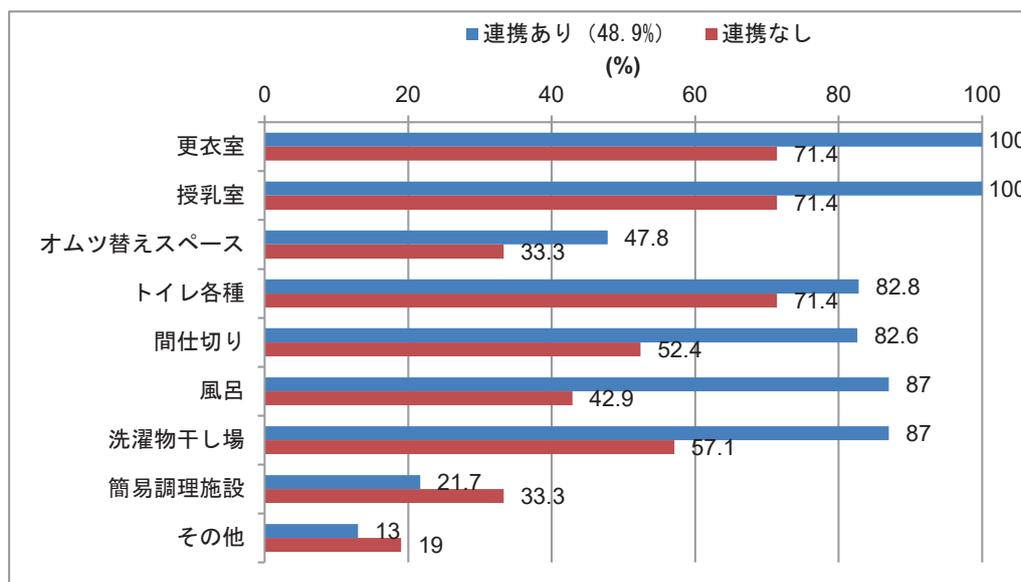
注：高齢化率が全国平均（27%）より高いか低いかで区別

避難所運営に関する指針（手引き・マニュアル）の作成に際して男女共同参画担当部局と連携したか否かで設備の記述の状況を分けると、図表 42 のとおりである。都道府県の簡易調理施設を別として、すべての設備で、男女共同参画担当部局と連携した場合に、記述している比率が高い。

図表 42 男女共同参画担当部局との連携の有無別、避難所に設置すると記述している市区町村の比率



図表 43 男女共同参画担当部局との連携の有無別、避難所に設置すると記述している都道府県の比率

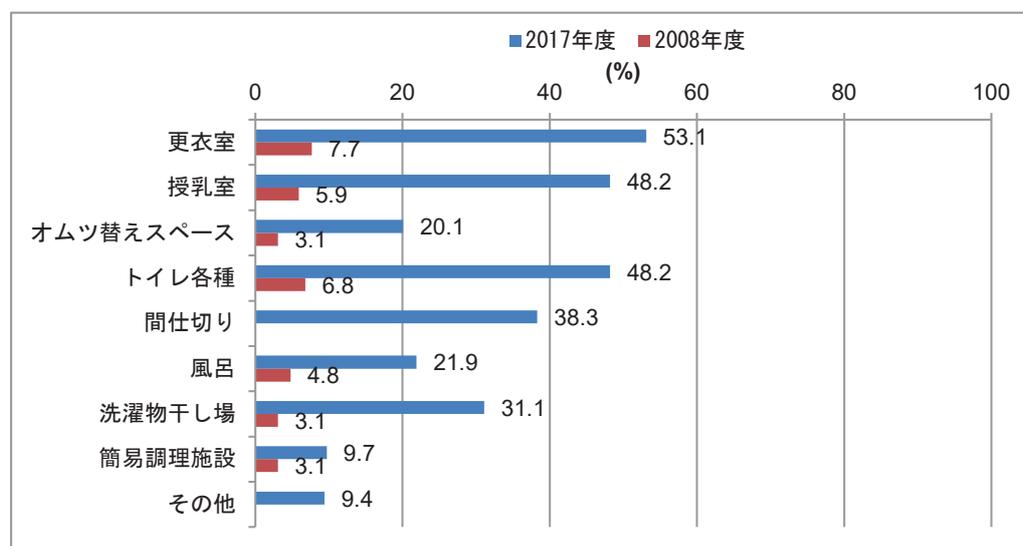


ところで上記のように、地域防災計画の策定や避難所運営に関する指針の作成に男女共同参画担当部局が連携したとする比率は、人口規模が大きな市区町村ほど高い。市区町村に関する上図は人口規模の差を反映するにすぎないだろうか。人口規模を区切って、男女共同参画担当部局の連携と避難所運営に関する指針等の記述との差を見よう。ここでは、地域防災計画の策定への参加と避難所選指針の作成への連携について、いずれも参加・連携なし、いっぽうだけ参加・連携あり、双方とも参加・連携ありに分けている。すると、人口3万人以上10万人未満の区分(331市区町村)で、有意な差が出た(鈴木富美子氏のご教示による)。市区町村に関する図表42は、ある程度、人口規模の差を反映していると考えられる。それでも、中堅的な市町村で男女共同参

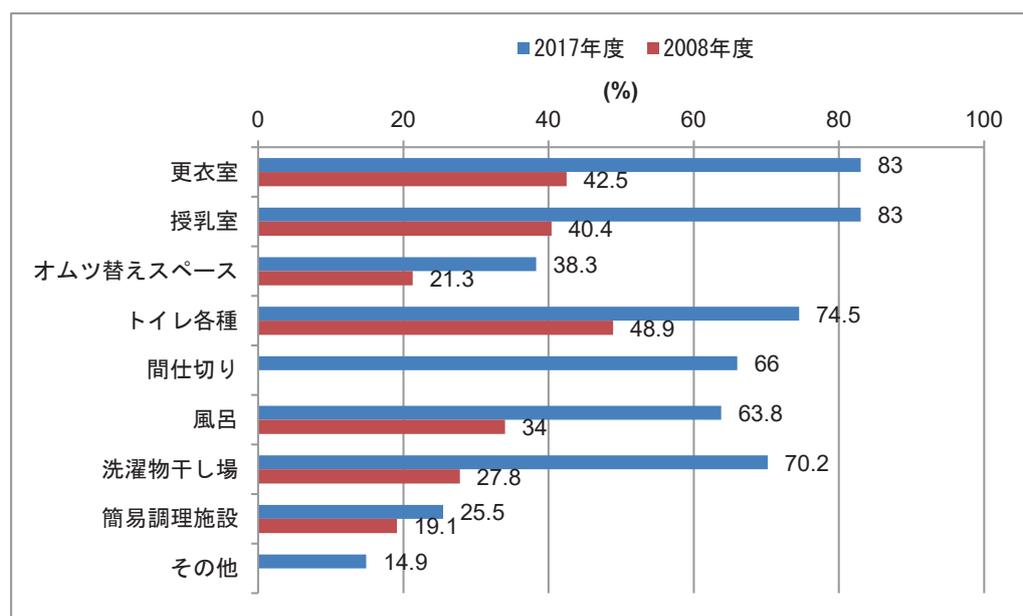
画担当部局との連携が差をもたらしたことは、興味深い。

2008年度調査では、避難所運営に関する指針・マニュアルを作成した都道府県・市町村に対して、設備を示してその記述の有無を尋ねた。上記のように2008年度に指針・マニュアルを作成していた(作成中・作成予定を含む)のは、458市町村(調査市町村の26.2%)、32都道府県(68.1%)である。本調査のこの設問に対する無回答の比率は、360市区町村(30.7%)および6都道府県(12.8%)で、当該期間に何らかの設備を記述した指針・マニュアルの作成が大きく進んだことが分かる。2008年度調査の報告書は、指針・マニュアル作成した都道府県・市町村について、設備の記述の比率を示している。

図表 44 2008年度と2017年度、避難所に設置すると記述している市区町村の比率



図表 45 2008年度と2017年度、避難所に設置すると記述している都道府県の比率、

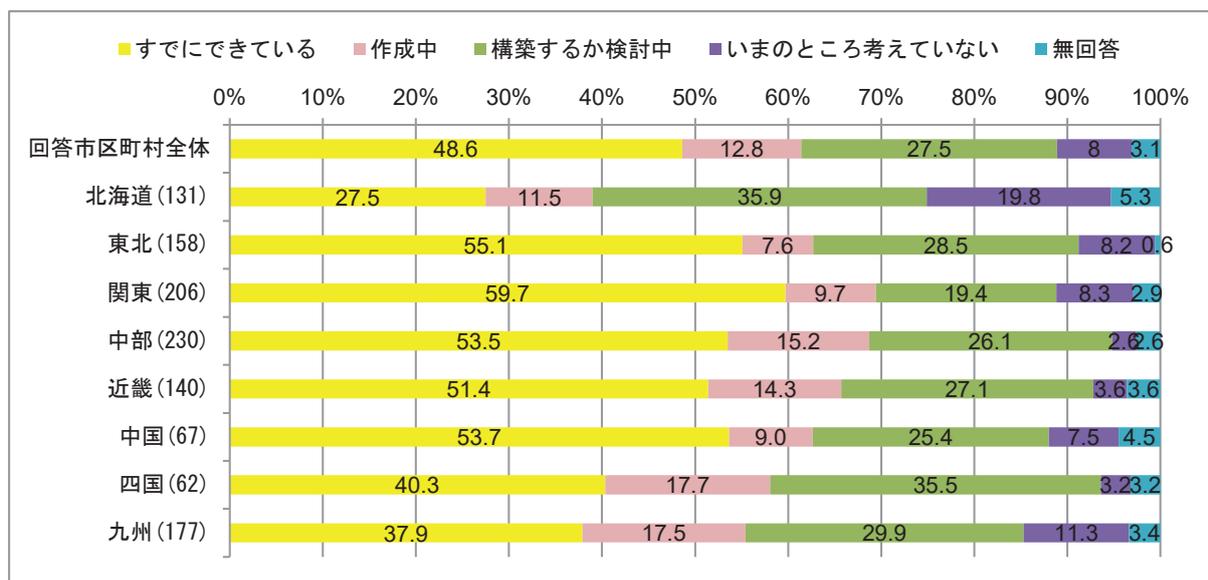


ここでは未作成も含めた調査総数に対する比率をとって、本調査の結果と対比すると、図表 44 および 45 のとおりである。なお 2008 年度調査では間仕切りの記述の有無について尋ねていない。

(5) 災害時のボランティアの受け入れ体制（市区町村 Q8-C）

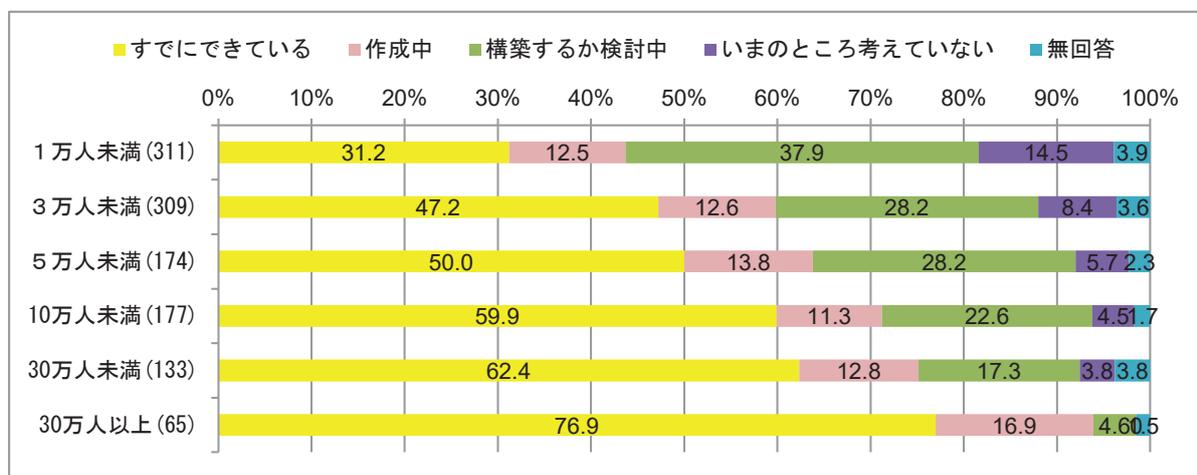
市区町村に対して、災害時に各種団体や NPO などボランティアを受け入れる体制ができてい
るか尋ねた結果のうち、回答した全市区町村と地方別の結果は、図表 46 のとおりである。北海道
では「すでにできている」および「作成中」とする市町村の比率が大幅に低い。被災の有無別
では差が認められない。

図表 46 各種団体・NPO などボランティアを受け入れる体制（回答市区町村の比率）



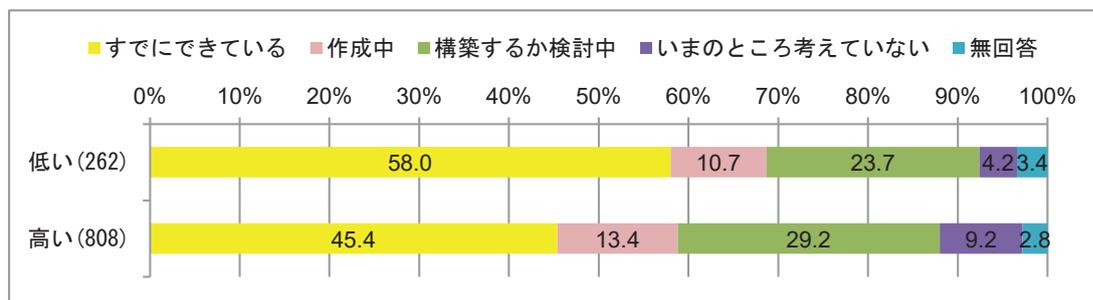
人口規模別では次の図表のとおりであり、大規模な市区町村のほうが受け入れ体制がより整っ
ている。

図表 47 人口規模別、各種団体・NPO などボランティアを受け入れる体制（回答市区町村の比率）



高齢化の程度別では、高齢化率が全国平均より低い市区町村で、受け入れ体制がより整っている。

図表 48 市区町村、高齢化の程度別、各種団体・NPO などボランティアを受け入れる体制



注：高齢化率が全国平均（27％）より高いか低いかで区別

防災分野での意思決定等における男女共同参画の度合いとの関連では、防災会議の女性委員比率、地域防災計画等や避難所運営の指針等の策定に男女共同参画担当部局が参加・連携という意味で、男女共同参画が進展している市区町村で、受け入れ体制がより整っている。

（6）自主防災組織について（市区町村 Q9）

市区町村において自主防災組織の結成率（自主防災組織構成世帯数／全世帯数×100％）は、73.1％である（無回答53）。結成率がゼロの市区町村が39ある反面で、100％の市区町村が339あり、それが最頻値である。回答はその間に薄く分散している。

地方別に平均結成率を見ると、北海道で38％程度と低く（東北と関東も高くない）、四国では92％程度と高い。人口規模別では、1万人未満の小規模市町村で62％程度であり、規模が大きい市区町村で値が高くなる。被災の有無別には被災経験がある市町村で78.1％、ない市町村で72.1％である。なお高齢化の程度では、自主防災組織の結成率に傾向を見いだせない（高齢化率が全国平均並みの市区町村で結成率が高く、高齢化の程度が平均より低いまたは高い市区町村では、それより低いレベルで同等である）。防災分野での意思決定等における男女共同参画の度合いとの関連では、防災会議に女性委員が一人もいない市区町村で自主防災組織の結成率が低く（平均73.1％に対して61.2％）、地域防災計画の策定や避難所運営指針の作成に際し男女共同参画部局が参加・連携した市区町村（計画では回答市区町村の48.3％、指針等では17.5％）では76.8％の結成率であるのに対して、関与していない市区町村では69.1％である。また、防災会議以外の防災関係の検討会等で女性登用を促進するための仕組みや取組みがある市区町村（回答市区町村の8.1％）で、結成率が81.9％と高い（その仕組みや取組みがない市区町村では72.4％の結成率）。つまり防災分野での意思決定等における男女共同参画が進展している市区町村で、自主防災組織の結成率が高い。

この質問では、役員に女性が一人もいない自主防災組織が、全防災組織に占める比率を尋ねている。459市区町村（39.2％）が無回答であり、回答した712市区町村の平均で42％である。比率がゼロ、つまり全ての自主防災組織に女性役員がいるとする市区町村は207あり、90％未満は335（回答市区町村の中の最頻値）、反面で女性役員がいない自主防災組織が100％とする回答が63、それに90％以上を加えると170となる。女性役員がいない自主防災組織がどのくらいの比

率を占めるかは、市区町村によって相当に異なる。

地方別では、女性役員がいない自主防災組織の割合がゼロおよび90%未満の合計は、東北地方と九州・四国で50-55%と高く、関東地方で34%程度と低い（ただし関東では無回答が54.4%）。人口規模別では、まず規模が大きいほど無回答の比率が高く、人口10万人以上では無回答率が6割近くなる。本調査への回答市区町村の過半を占める人口3万人未満では、無回答率は3割程度である。人口規模が大きい市区町村では、上記のように自主防災組織の結成率は高いものの、女性役員の存在についてはあまり把握していないと見ることができよう。

役員に女性が一人もいない自主防災組織の比率に、被災経験の有無による差があるとはいいいにくい。高齢化の程度では、高齢化率が平均より低い市区町村で無回答率が5割近く、逆に平均より高齢化した市区町村の無回答率は35%程度である。女性役員がいない自主防災組織の割合がゼロおよび90%未満の合計は、高齢化率が平均より低い市区町村では43.6%、平均より高い市区町村では47.6%である。つまり行政が把握している限りで、高齢化が進んだ市区町村のほうが自主防災組織に女性役員が見られることになる。

自主防災組織の役員に女性を増やすための施策は、100市区町村（8.5%）で実施されるのみで、1052市区町村（89.8%）では実施されていない（無回答は19で1.6%）。実施している施策の自由記述では、「呼びかけ・必要性を説明」が62件と最多で、「育成・講座実施」の23件がこれに続く。自治会役員に女性参画を推進する事業への補助金制度や国・県の補助による「防災士養成講座」への言及も見られるが、5件に止まる。

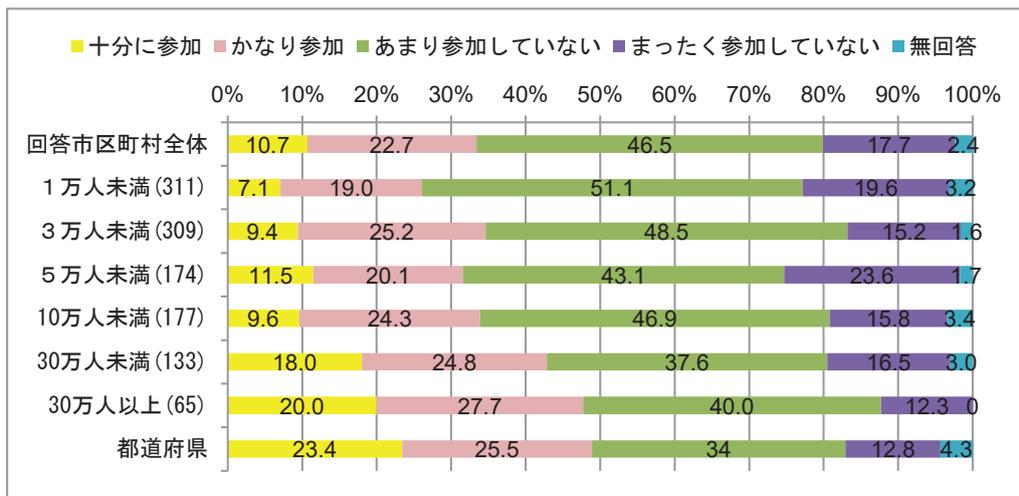
被災経験がない市町村の9.0%、被災経験がある市町村の6.4%のみが、女性役員を増やす施策を実施している。高齢化の程度別では、高齢化率が平均より高い市区町村で実施している比率が5.3%と低い。上記のように高齢化が進んだ市区町村のほうが、自主防災組織に女性役員がいると行政に把握されているが、それは女性役員を増やす施策の効果とはいえないようである。

（7）訓練や対策の評価への住民参加（市区町村 Q 10、都道府県 Q 11）

地域防災計画等や指針を策定した後の訓練や対策の評価を行う際に、地域の住民が参加しているか否か、市区町村と都道府県に尋ねた。「十分に参加」、あるいは「かなり参加」と回答した場合には、参加住民の女性割合の記入を求めた。その結果は図表49のとおりである。「十分に参加」（125）と「かなり参加」（266）と回答した391市区町村のうち、女性割合の記述は297あり、平均の割合は3.7割だった（地方別、被災の有無、人口規模、高齢化の程度、防災会議の女性委員比率などによる差は小さい）。

地方別では、東北・関東・中国で「十分に参加」および「かなり参加」の合計が高く、その合計が低いのは北海道と九州である。被災の有無別ではあまり差がない。人口規模別では図表のように、人口規模が大きくなるにつれて「十分」と「かなり」の合計が高くなり、人口30万人以上では都道府県の状況に近い。高齢化の程度では、高齢化率が平均より高い市区町村で、「十分」と「かなり」の合計が32%程度と低い。防災分野での意思決定等における男女共同参画との関連では、男女共同参画が進展している市区町村で「十分」と「かなり」の合計が高い。

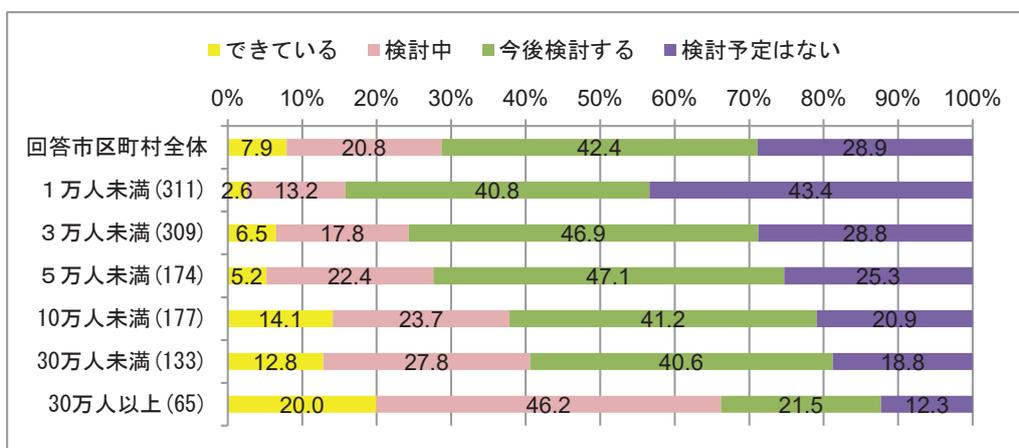
図表 49 訓練や対策の評価への住民参加



(8) 被災住民の車中泊への対応策（市区町村 Q11）

被災住民の車中泊について、対応策が検討されているか否か尋ねた結果は、次の図表のとおりである。全体では 92（7.9%）で検討ができており、244（20.8%）で検討中、今後検討するとしたのは 489（42.2%）で、338（28.9%）では今のところ検討予定がないとのことである。地方別では検討ができているとする市区町村の比率は、四国・近畿・中部で1割を越えるが、北海道と九州では5%程度である。被災の有無ではほとんど差がない。人口規模別では、おおむね規模が大きいほど、検討ができており、および検討中が多い。小規模市区町村では、今後検討するか、今のところ検討予定はないという回答が多い。高齢化の程度では、検討ができており、および検討中の合計は、高齢化率が平均より低い市区町村で 42%、高齢化率が平均より高い市区町村で 23.8%と、相当の差がある。そして防災分野での意思決定等における男女共同参画との関連では、男女共同参画が進展している市区町村で、検討ができており、および検討中が多い。

図表 50 被災住民の車中泊への対応策



4. 備蓄について

(1) 災害時の緊急物資等にかかる備蓄・物流の基本方針（市区町村 Q 12、都道府県 Q 12）

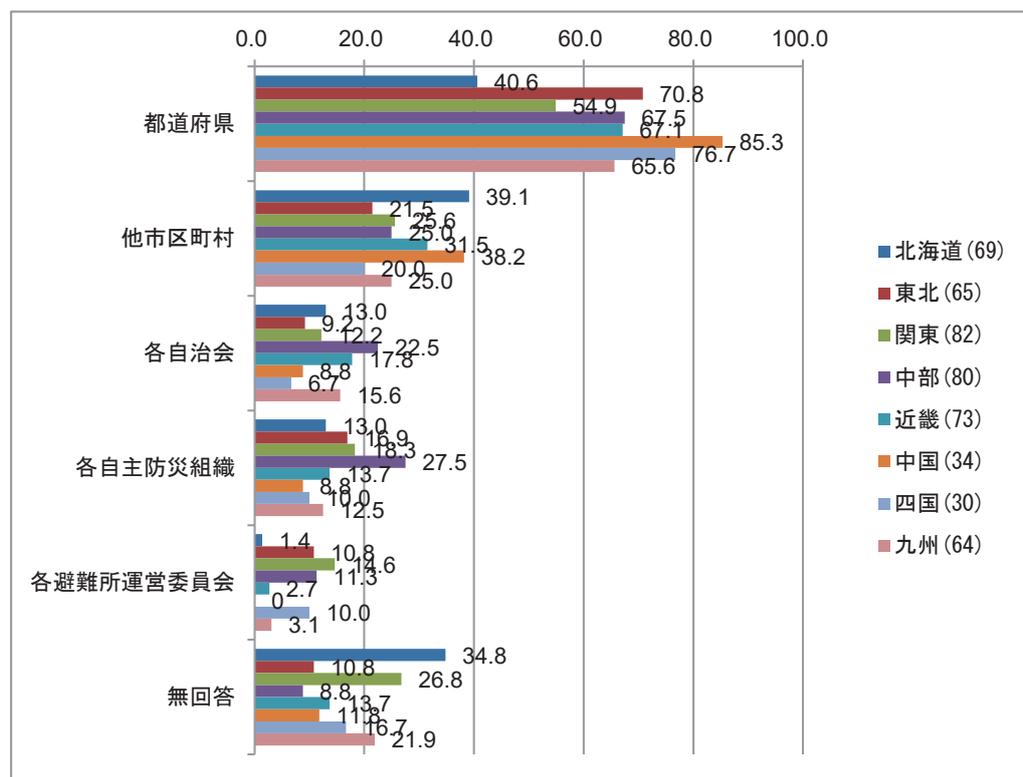
災害時の緊急物資等にかかる備蓄・物流の基本方針を策定しているか否かを尋ねた結果、回答市区町村全体では 497（42.4%）が策定しており、673（57.5%）で未策定である。地方別では、北海道と近畿で策定した市区町村が過半であり（52%超）、中国・四国が 50%前後である。策定率が 36%程度と低いのは九州である。被災の有無別では、被災経験がある市町村で 37.8%、ない市町村で 43.3%が策定している。人口規模別では、規模が大きいほど策定しているという回答が多い。高齢化の程度では、高齢化率が平均より低い市区町村で 50.4%、平均より高い市区町村で 39.6%である。そして防災分野での意思決定等における男女共同参画との関連では、男女共同参画が進展している市区町村で策定率が高い。

都道府県では 37 都道府県（78.7%）が策定しており、10 都道府県（21.3%）が策定していなかった。策定済みの都道府県に対して都道府県の役割、市区町村との役割分担をどのように定めているか記述を求めた。主として発災後の 3 日間について（2 日プラス 1 日などもある）、都道府県と市町村が連携・共同で備蓄という趣旨の記述が 13 県、健常者用の備蓄は市町で県は要配慮者対応の備蓄などと、都道府県と市町村の役割の分担を記述したのが 6 県、市町村が備蓄するのが基本であって都道府県は市町村を支援・補完するという記述が 13 県、輸送体制について記述したのが 5 県だった。基本は、個人備蓄 3 日分あるいは 7 日分（うち非常持ち出し 3 日分）などの記述も見られる。

なお 2008 年度調査では、備蓄品目や量に関して規定やルールを定めているか否かを尋ねており、本調査の結果と対比することができる。2008 年度では 614（35.1%）の市町村、37（78.7%）の都道府県が定めていた。本調査は備蓄や物流の「基本方針」を尋ねて、上記の結果を得た。この 10 年間に、備蓄関連のルール策定は進んだものの、大きな進展とはいえない。

備蓄・物流にかかる基本方針を策定している 497 市区町村に、備蓄情報の共有の定めを尋ねた結果を地方別に示すと、図表 51 のとおりである（策定率が相対的に高い北海道で、無回答が 34%に及んだ）。都道府県との共有の定めは、北海道で 40%程度にすぎないのに対して中国地方では 85%にのぼる。他市区町村との共有は、北海道と中国地方で 40%弱というのが最大であり、各自治会と各自主防災組織は中部地方で 20 - 30%と相対的に多くあげられている。人口規模による傾向的な差は認められない。人口 1 万人未満の小規模市区町村では、都道府県をあげる比率が相対的に低いのに対して、各自治会をあげる比率は相対的に高く、自主防災組織も大規模市区町村なみにあげられている。各避難所運営委員会と共有している市区町村の比率は、人口規模が大きいほど高くなっている。

図表 51 備蓄情報の共有について定めている市区町村の比率、地方別 (%)

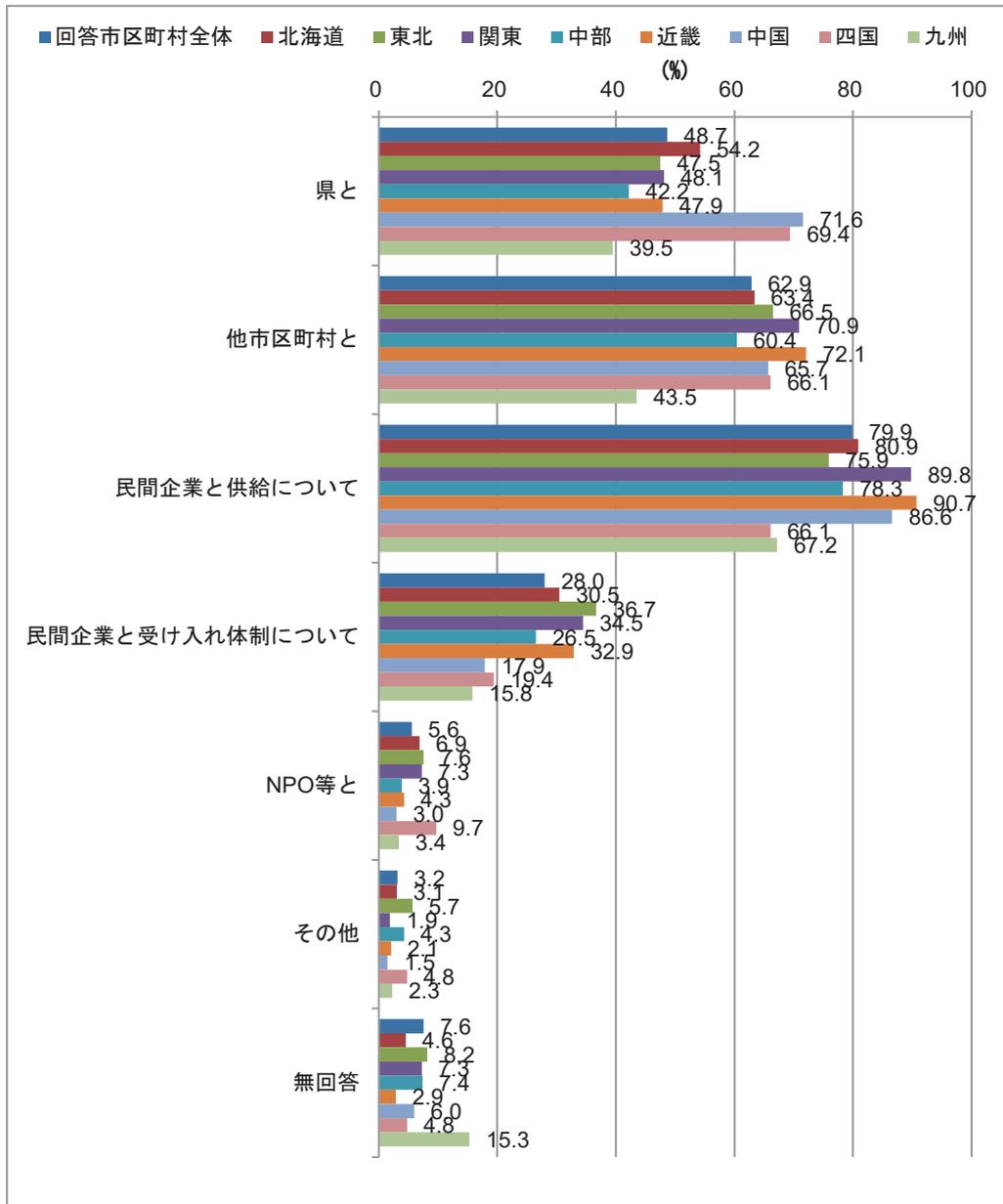


本調査で都道府県に対して、備蓄品の決定に際して、平時から避難所運営委員会などでの検討結果がフィードバックされているか否かを尋ねたところ (Q 13)、されているという回答は4 都道府県 (8.5%) にとどまり、されていない都道府県が 42 (89.4%)、無回答は 1 である。都道府県に対しては、備蓄品決定にかかわる各種委員会の女性比率にルールがあるか否かも尋ねた (Q 14)。その結果、そうしたルールがある都道府県は皆無だった (無回答 1)。

(2) 所定の物資集積拠点と外部組織とのあいだの応援協定・提携 (市区町村 Q 13、都道府県 Q 15)

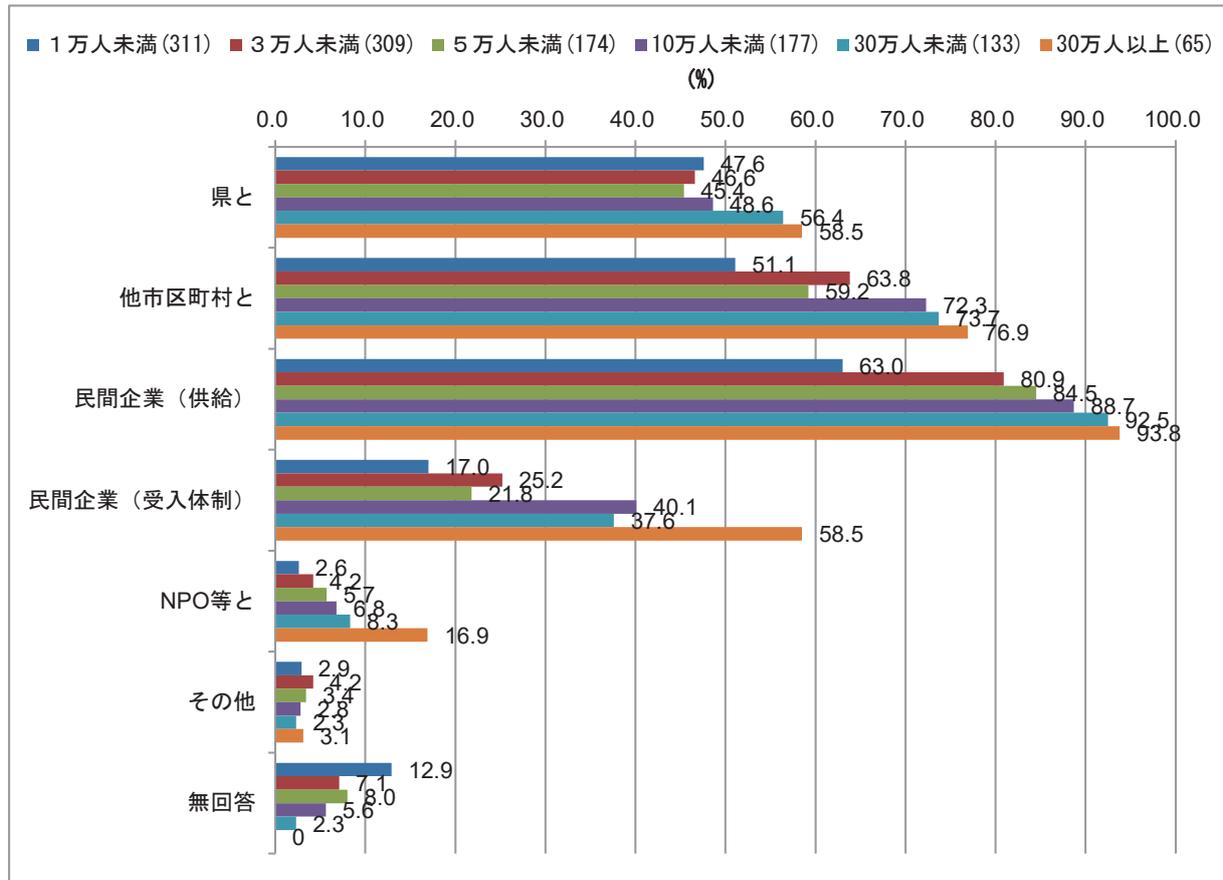
物流調達支援のため、市区町村が定める物資集積拠点と外部組織 (国、県、民間企業、相互応援協定に基づく他市区町村など) のあいだに、応援協定や提携などを結んでいるか否かを尋ねた結果は、図表 52 の回答市区町村全体が示すとおりである。地方別では、九州地方の市区町村で、各種外部組織と応援協定や提携などを結んでいるとする市区町村の比率が低い。

図表 52 地方別、所定の物資集積拠点と外部組織の間に応援協定・提携を結んでいる市区町村の比率



人口規模別では、人口規模が大きいほど、各種外部組織と応援協定や提携などを結んでいるとする市区町村の比率が高い（図表 53）。人口規模による差は、民間企業との間（供給および受け入れ体制）、そしてレベルは低いながら NPO 等との間の協定で、大きい。「その他」の記述には、協定を結んでいない、のほか、特別養護老人ホームや地元商工会などが見られる。そうした応援協定や提携などによる流通備蓄について、広報啓発活動を実施しているのは（市区町村 Q 14）、256 市区町村（21.9%）であり、891 市区町村は広報啓発活動を実施していない（無回答は 24 で、2.0%）。

図表 53 人口規模別、所定の物資集積拠点と外部組織の間に応援協定・提携を結んでいる市区町村の比率



都道府県では、県（ブロック知事会、ブロック外県など）レベルの協定・提携がある都道府県が45（97.9%）、民間企業と物資供給の協定や提携があるのが44（93.6%）、民間企業と物資受け入れ体制について協定や提携があるのが43（91.5%）、相互応援協定に基づく他県他市などとの避難所や物資集積拠点等の運営協定や提携があるのが24（51.1%）、NPOなどと避難所や物資集積拠点などでの運営協定や提携があるのが9（19.1%）、その他が4（8.5%）である。「その他」の記述には、県トラック協会や倉庫協会との協定などが見られる。

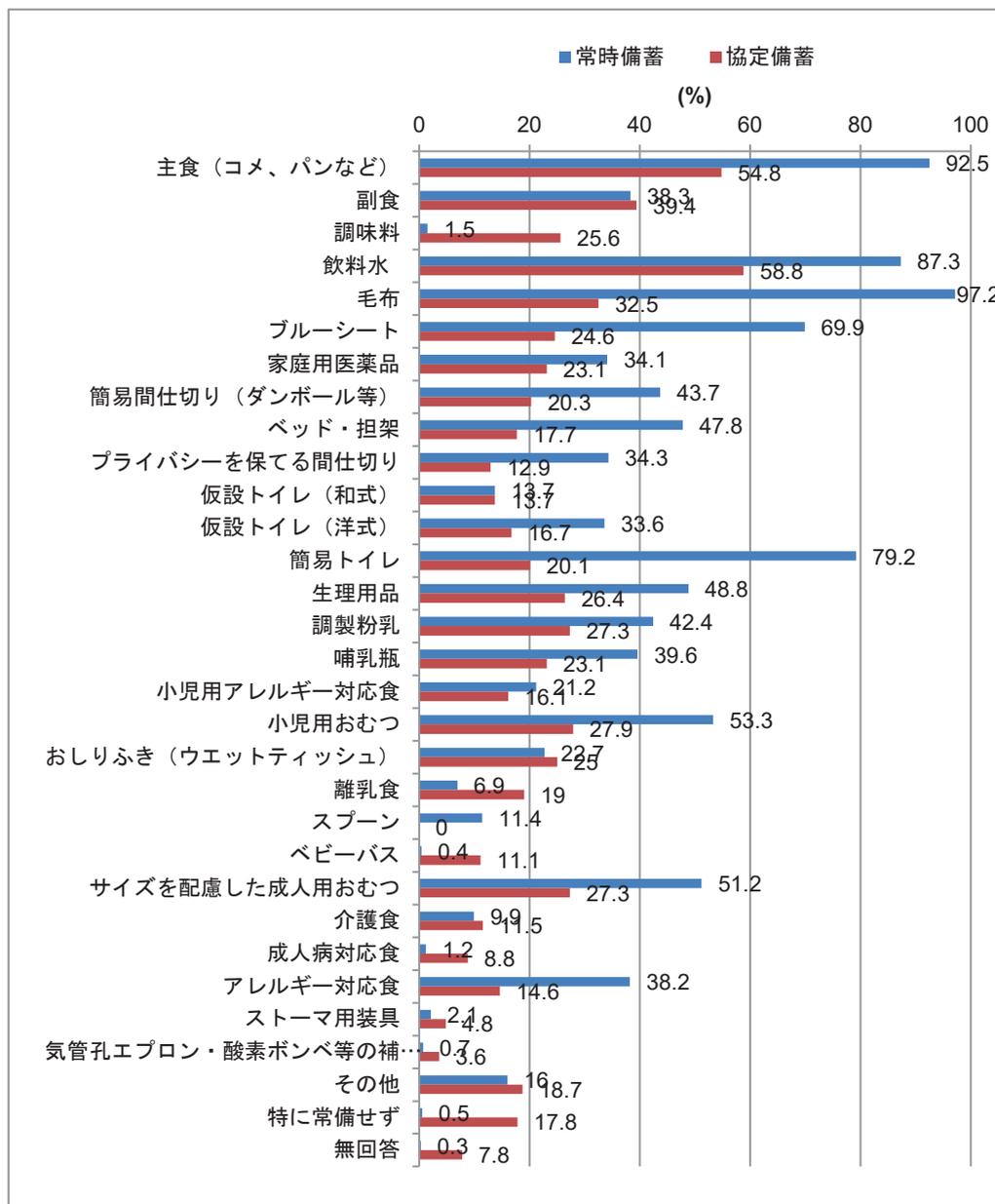
（3）市区町村の備蓄（市区町村 Q 15 - A， Q 15 - B）

備蓄は、地域防災計画に「おおむね」定めることとされている事項の一つであり、地域防災計画は都道府県・市区町村の防災会議によって策定される。防災会議はまた、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされている。

市区町村が主として常時備蓄している品目、および主に外部組織との協定や提携などで準備している備蓄品について、品目を提示して有無を尋ねた結果は、図表 54 のとおりである。100% 近くから 8 割の市区町村で常時備蓄されている品目は、毛布（97.2%）、コメ・パンなどの主食（92.5%）、飲料水（87.3%）、簡易トイレ（87.3%）である。7 割近くから 5 割程度の市区町村で常時備蓄されているのは、ブルーシート（69.9%）、小児用おむつ（53.3%）、およびサイズを配慮した成人用おむつ（51.2%）である。それに続くのは、生理用品（48.8%）、ベッド・担架

(47.8%)、簡易間仕切り (43.7%)、調製粉乳 (42.4%)、哺乳瓶 (39.6%)、アレルギー対応食 (38.2%) である。常時備蓄よりも協定備蓄で対応する市区町村が多い品目で、4割から2割の市区町村で協定備蓄されているのが、副食・調味料・おしりふき・離乳食である。

図表 54 市区町村の備蓄



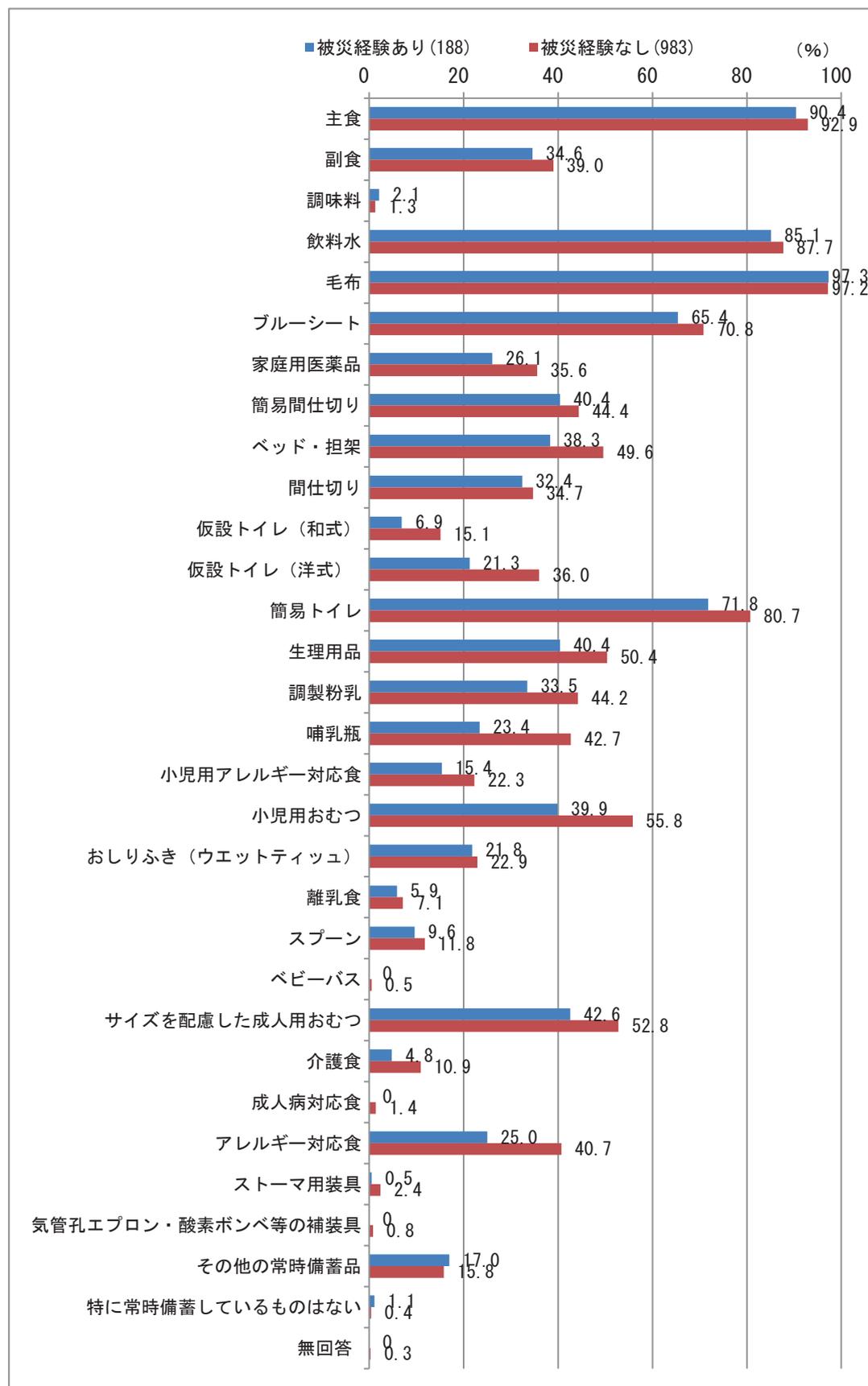
常時備蓄で「その他」としてあげられた数が多いのは、その他医療品・消毒用品・拡声器・無線機・遺体収容袋・工具・資機材 (103 件)、照明・ライト・投光器・電灯・懐中電灯・ろうそく・ラジオライト (75 件)、発電機・非常用小型発電機・ガス発電機・発電機 (インバーター) (58 件)、ガストーブ・石油ストーブ・暖房器具・赤外線ヒーター・カイロ (46 件)、ラップ・ゴミ袋・歯磨き・石鹸・生理用品・ゴム手袋 (38 件)、である (ただし、生理用品は選択肢のなかにある)。協定備蓄で「その他」としてあげられたのは、品目を指定しない・供給可能な物資・必要に応じて要請する (158 件)、トイレトーパー・食器類・衣類等の日用品詳細・介護用品 (156)、

日用品・生活必需品・生活用品（69件）、資機材・除雪用具・作業用品・スコップ・地図（48件）などである。

地方別では、副食と毛布を別として、多くの品目で、関東・中部・近畿、そして四国で常時備蓄すると回答する市区町村が多い。多くの品目において、備蓄すると回答する市区町村の比率が最も低いのは東北である（副食は北海道と四国で相対的に比率が高く、毛布は北よりの地方と四国で比率が高い）。

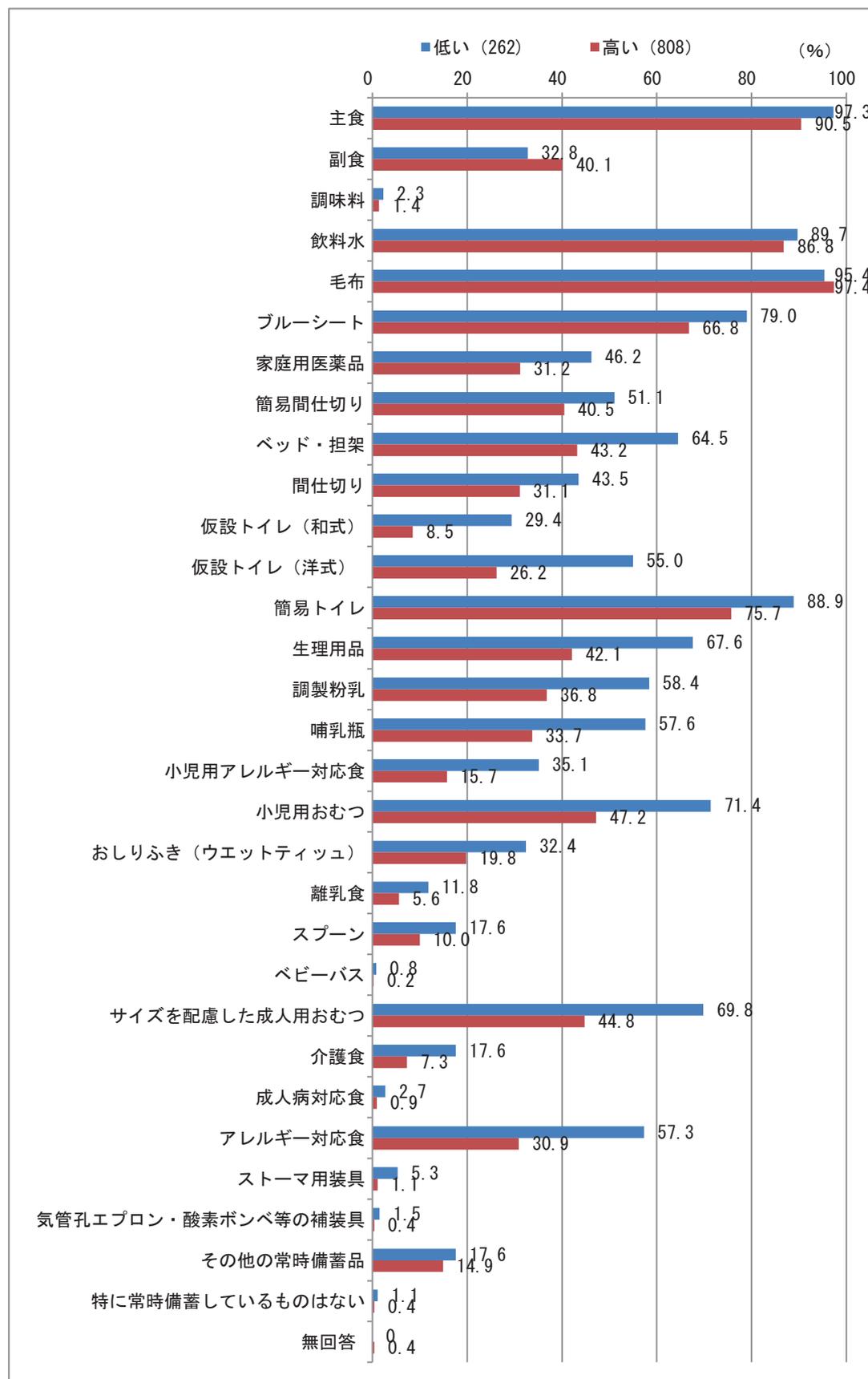
被災の有無別では、図表 55 のように、被災経験がない市町村のほうが、各種の備蓄をしているとする比率が高い。常時備蓄している比率で被災の有無による格差が最も大きいのは、生理用品、育児・介護用品である（被災経験がない市町村のほうが比率が高い）。とくに、調製粉乳、哺乳瓶、乳児用おむつなどの育児用品でその差は顕著である。哺乳瓶は、被災経験がない市町村では 42.7%であるのに対して、被災経験がある市町村では 23.4%である。

図表 55 被災経験の有無別、常時備蓄している回答自治体（市町村）の比率



常時備蓄を人口規模別に見ると、副食と毛布を別として、おおむね大規模市区町村ほど回答率が高く、コメ・パンなどの主食、および飲料水でも、人口1万人未満の市区町村では比率が85%程度に留まる。とくに簡易トイレ、ブルーシート、サイズを配慮した成人用おむつ、アレルギー対応食、および間仕切り（簡易、プライバシー確保）で、人口規模が小さい市区町村の回答率が低い。その差が顕著なのは、小児用おむつ、生理用品、哺乳瓶、調整粉乳などである。

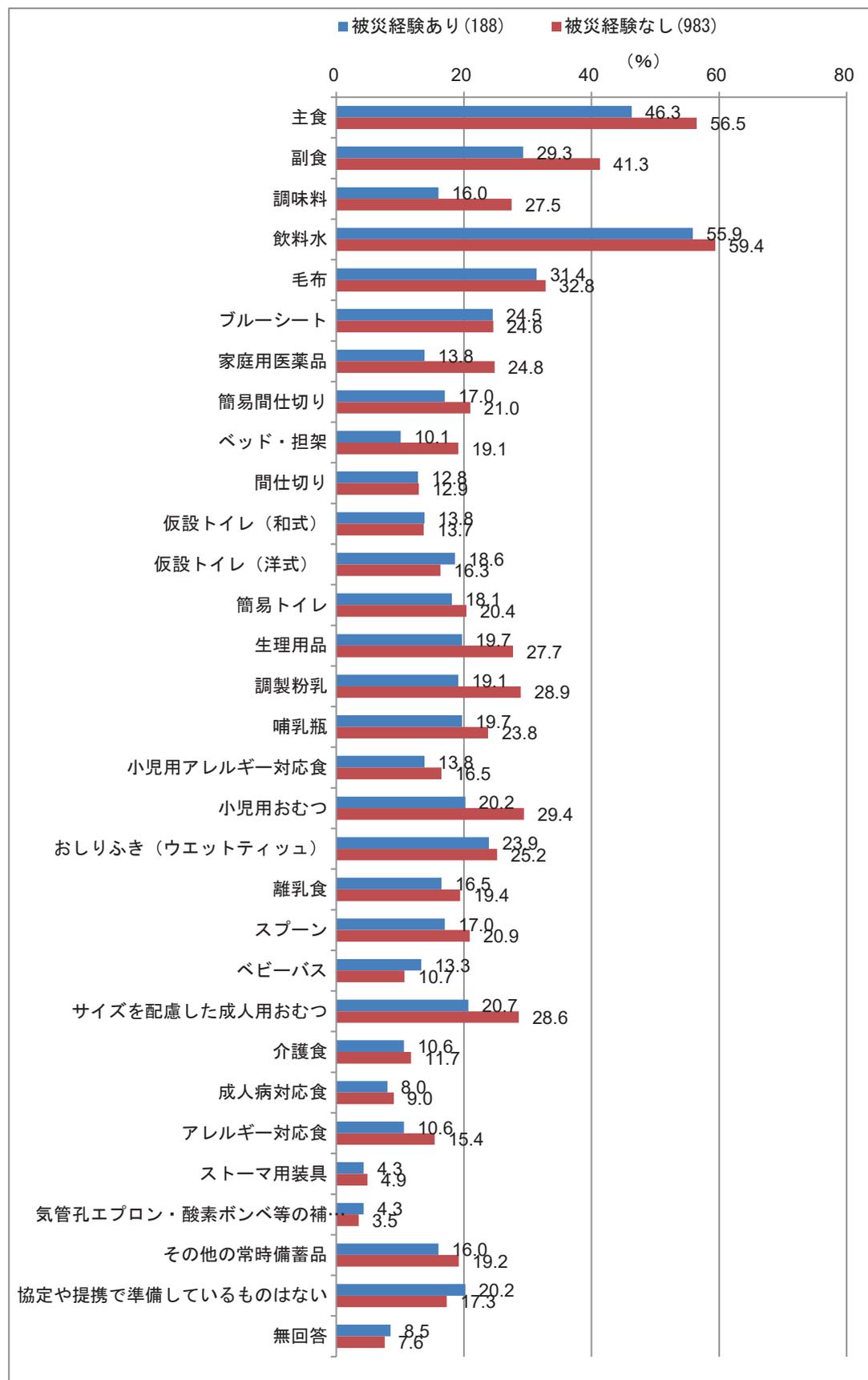
図表 56 高齢化の度合い別、常時備蓄している回答市区町村の比率



注：高齢化率が全国平均（27%）より高いか低いかで区別

高齢化の程度では、図表 56 のように、大半の品目において、高齢化率が平均より低い市区町村のほうが、高い市区町村よりも備蓄しているとする比率が高い。サイズを配慮した成人用おむつは、高齢化率が平均より低い市区町村で 69.8% であるに対して、高齢化が進んだ市区町村では 44.8%、介護食も高齢化率が平均より低い市区町村で 17.6% であるのに対して、高齢化が進んだ市区町村では 7.3% に過ぎない。高齢者のニーズに応ずると考えられる備蓄が、高齢化が進んだ市区町村で整えられているとはいえないのである。洋式の仮設トイレ、簡易トイレ、ベッド・担架も同様の傾向である。いっぽう、生理用品・育児用品で、高齢化の程度による差はさらに大きい。生理用品を常時備蓄している市区町村は、高齢化率が平均より低い場合に 67.6% であるのに対して、高齢化が進んだ市区町村では 42.1%、調製粉乳は同 58.4% に対して 36.8% と低い。

図表 57 被災経験の有無別、外部組織との協定や提携などで準備している回答市区町村の比率

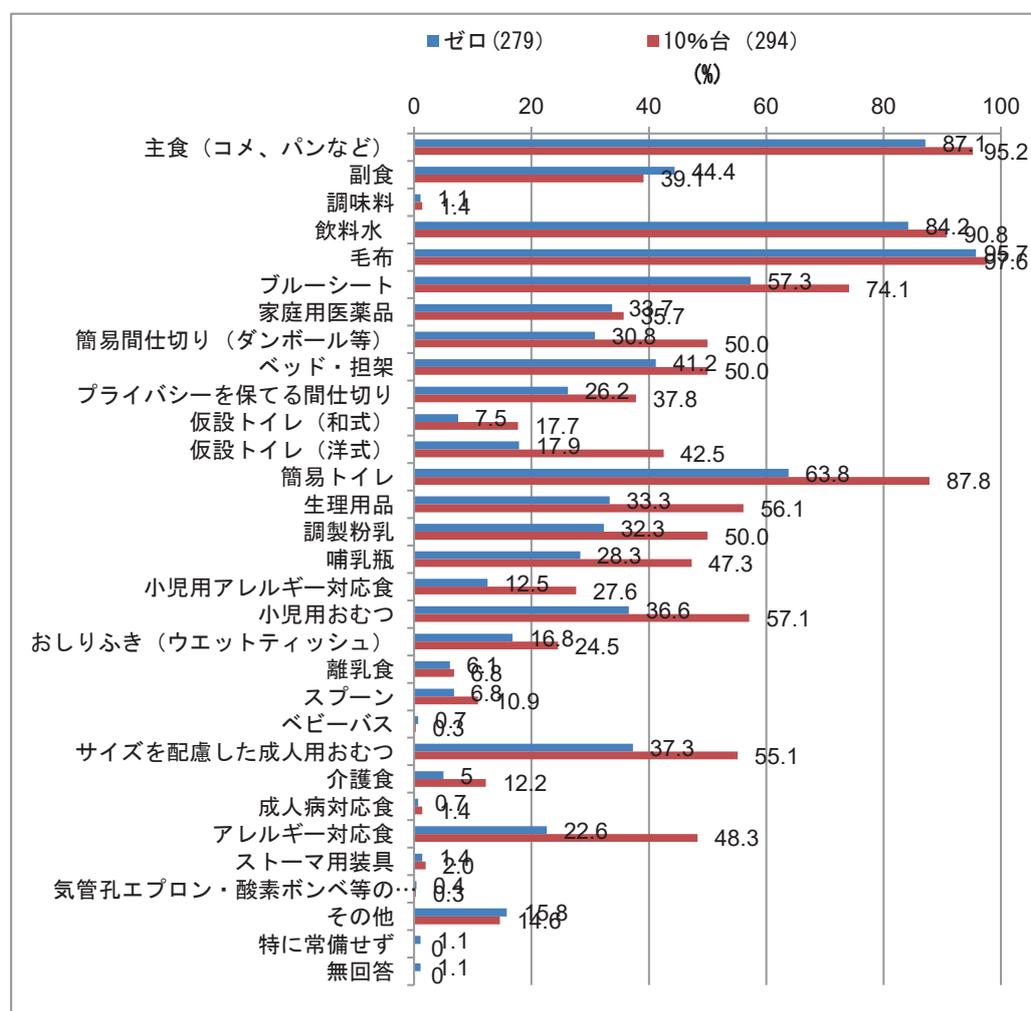


協定備蓄は、地方別では、ほとんどの品目で、中国・近畿で対応しているとする市区町村の比率が相対的に高く、九州での比率が低い。上の図表が示すように、被災経験がない市町村のほうが回答率が高いという差は、協定備蓄では縮小する。それでも育児用品で最も差が大きい。トイレ（和式、様式、簡易）については、被災経験がある市区町村のほうが、準備している比率が高い。

人口規模別では、規模が大きいほど各種の品目を協定備蓄するという市区町村の比率が高い。高齢化の程度別でも、常時備蓄と同様の差が見られる（高齢化が進んだ市区町村で、備蓄するという比率が低い）

上記のように、備蓄については地域防災計画で「おむむね」定めるとされており、その計画は防災会議が策定する。では、防災会議の女性委員の割合による常時備蓄の状況はどうか。

図表 58 常時備蓄、防災会議の女性委員割合による

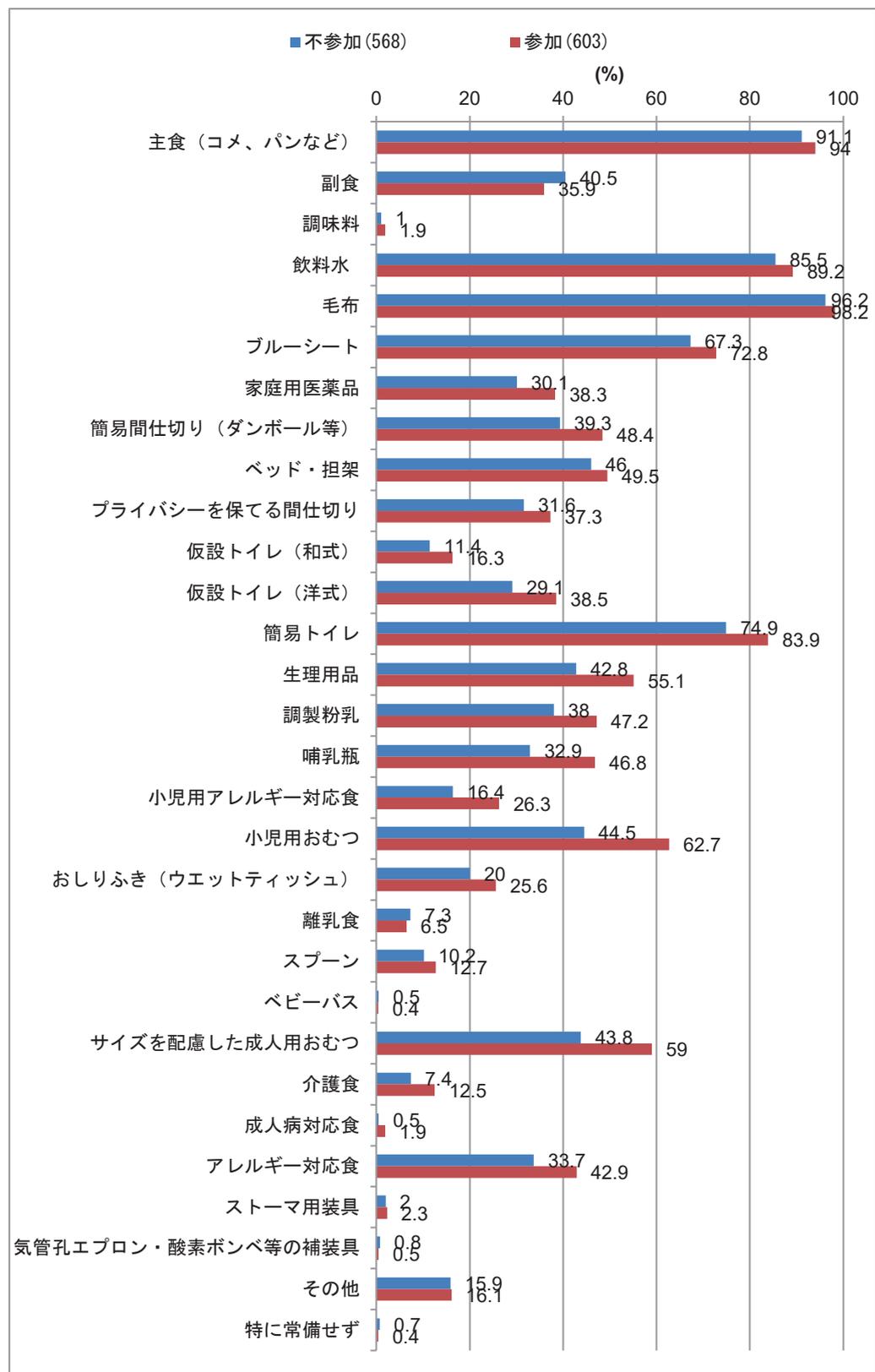


ここでも、回答市区町村における構成比が同等の女性委員ゼロの市区町村（279、23.8%）と女性委員割合が10%台（294、25.1%）の市区町村を取り出すと、図表 58 のとおりである。副食以外の全ての品目で、女性委員割合が10%台の市区町村で備蓄があると回答する比率が、女性委員がゼロの市区町村より高い。女性委員ゼロとの差が大きいのは、ブルーシート、間仕切り、洋式および簡易トイレ、生理用品、育児用品、成人用おむつ、介護食、アレルギー対応食である。

なお協定備蓄には、女性委員割合によってそれほど大きな差は見られない

地域防災計画等の策定に際して、検討の当初から、または節目で、庁内の男女共同参画担当部局が連携・参加したか否かで、常時備蓄の状況を見ると、図表 59 のとおりである。副食と離乳食以外の全ての品目で、男女共同参画担当部局が地域防災計画等の策定に参加した市区町村で、備蓄すると回答する市区町村の比率が高い。それが顕著に高いのは、間仕切り（簡易、プライバシー確保）、各種トイレ、生理用品、哺乳瓶、調整粉乳、おむつ（小児、成人）、アレルギー対応食（小児、一般）などである。

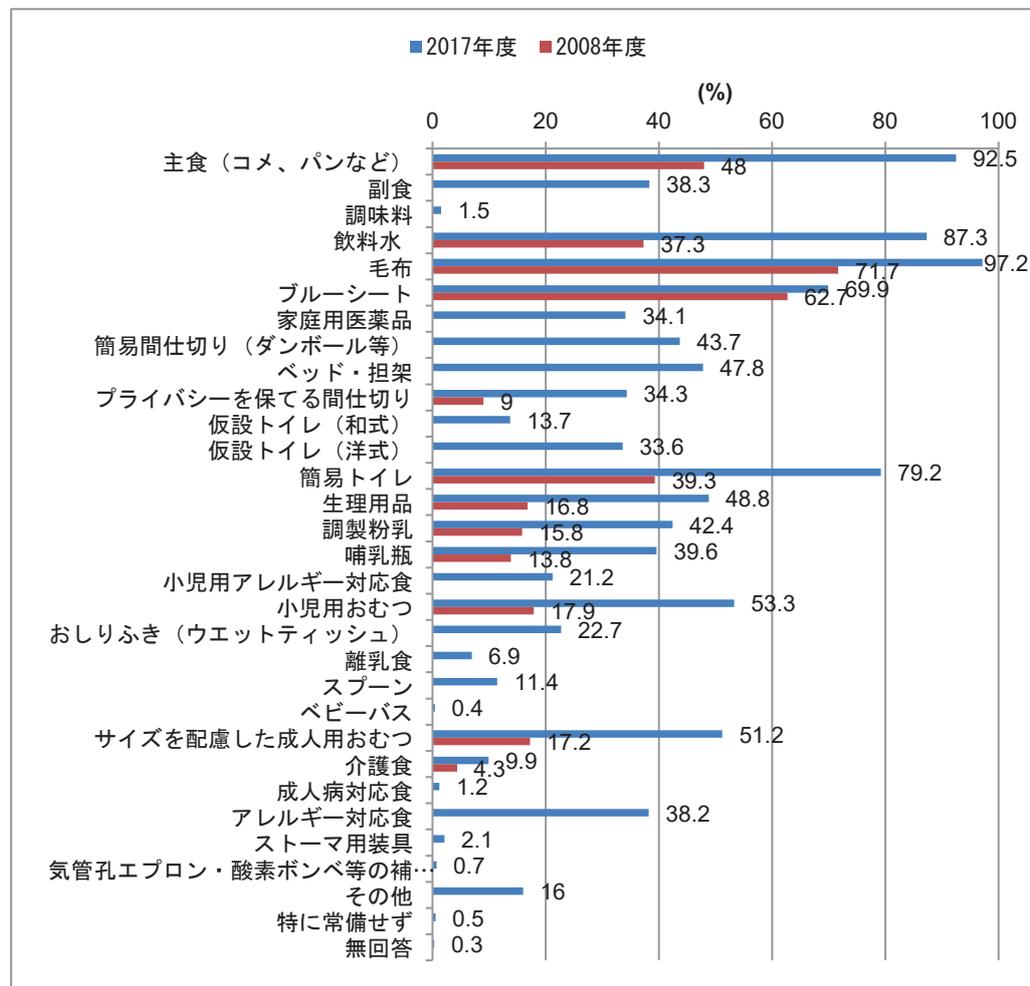
図表 59 常時備蓄、地域防災計画等の策定に男女共同参画担当部局が参加したか否か



なお 2008 年度調査は、都道府県と市町村に対して、主として常時備蓄（流通備蓄とは別に）している品目について品目を示して現状を尋ねた。報告書には、各品目を主として常時備蓄していると回答した市町村数が記載されており、調査市町村数に対する比率をとることで、図表 60 の

ように本調査の結果と対比することができる。2008年度の結果で数値がない品目は、設問で示されなかったものである。この10年間で常時備蓄の対象品目が増えたこと、2008年度にも備蓄されていた品目では、それらを常時備蓄する市区町村の比率が大幅に高まったことが、推測できる。

図表 60 2008年度と2017年度、市区町村の常時備蓄

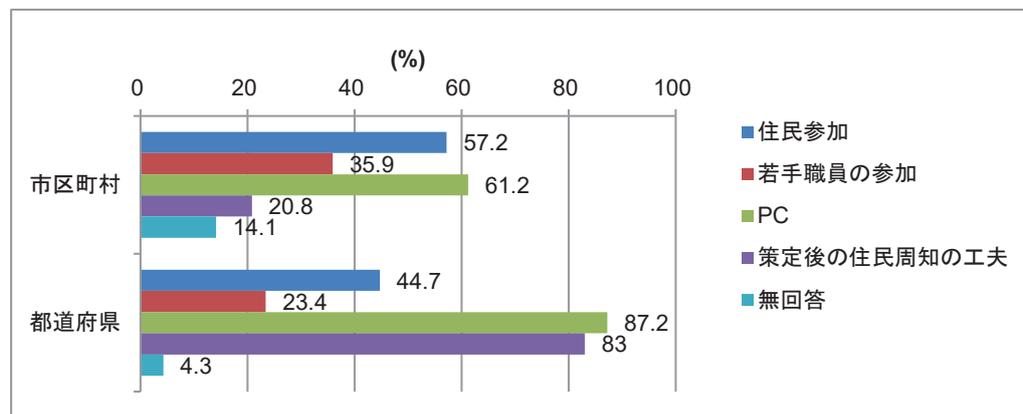


5. まち・ひと・しごと総合戦略について

(1) 策定プロセスについて（市区町村 Q 18、都道府県 Q 18）

策定に際して踏んだプロセスについて、項目をあげて尋ねた。項目は、住民や若手職員の策定ワーキンググループ等への参加、パブリックコメント（PC）、策定後の住民周知の工夫というプロセスである。図表 61 に示されるように、回答市区町村全体では、策定ワーキンググループ等に住民参加があったとする市区町村が 57.2%、同じく若手職員の参加があったとするのは 35.9%、パブリックコメントを行ったのは 61.2%、策定後の住民周知の工夫を行ったのは 20.8%、である。また都道府県では、策定ワーキンググループ等に住民参加があったとするのは 44.7%、同じく若手職員の参加があったとするのは 23.4%、パブリックコメントを行ったのは 87.2%、策定後の住民周知の工夫を行ったのは 83.0%である。

図表 61 まち・ひと・しごと総合戦略の策定に際して踏んだプロセス、市区町村と都道府県での比率

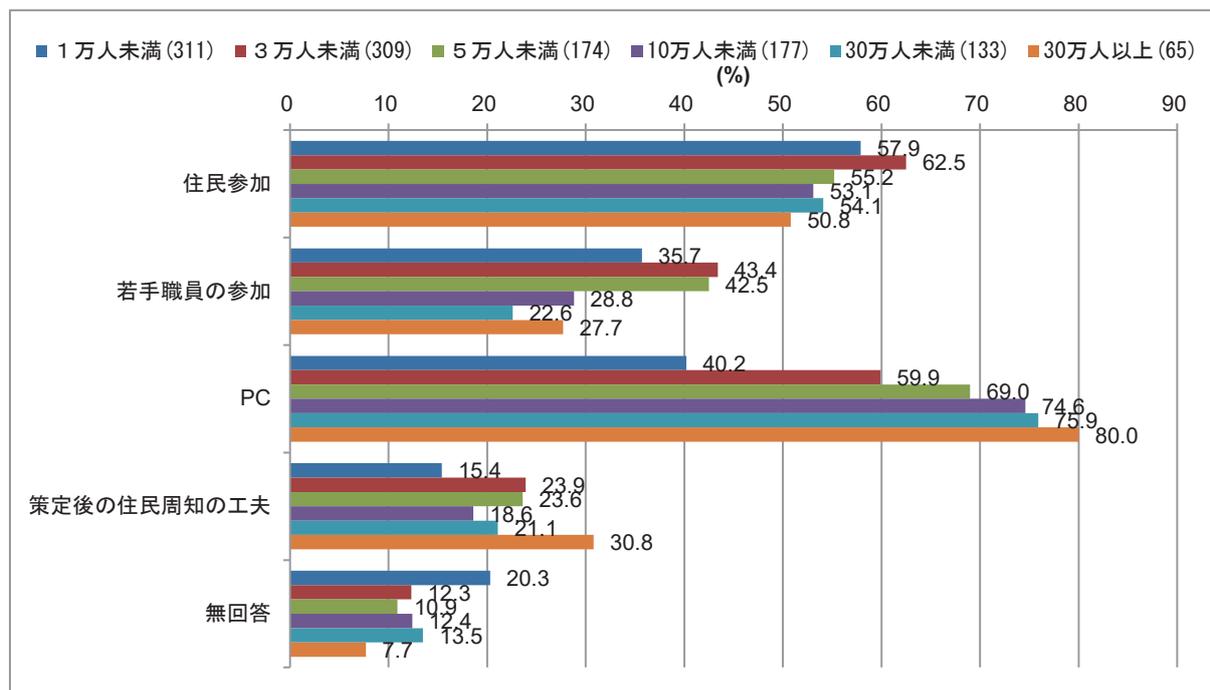


地方別には、パブリックコメントを除く諸項目で、行ったとする市区町村の比率は、関東地方で低い。策定ワーキンググループへの住民参加は、北海道と四国で 65% を越えるというように高く、若手職員の参加は四国の 46.8% が最高であり、九州の 43.5% がこれに次ぐ。パブリックコメントを行った市区町村の比率は、関東と中国で 68% 程度と高く、九州で 52.0% と低い。策定後の住民周知の工夫は、全体に高くないなかで、四国と東北で相対的に高い。被災の有無別では、若手職員の参加と策定後の住民周知の工夫において、被災経験がある市町村で、行ったとする比率が高く、被災経験がない市町村のほうが高いのはパブリックコメントである。

人口規模別では図表 62 のとおりである。策定ワーキンググループへの住民参加および若手職員の参加は、人口 1 万人以上 3 万人未満の市区町村で最も比率が高く（1 万人未満でも低くない）、以降は規模に応じて低くなり、上図のように都道府県でも低い。パブリックコメントの実施では逆のパターンとなり、策定後の住民周知の工夫は、都道府県での実施率が断然高い（上図）。

高齢化の程度では、高齢化率が平均より高い市区町村のほうが、住民・若手職員が参加したとする比率が高く（差が大きいのは若手職員参加）、パブリックコメントを行ったとする比率は、高齢化率が平均より低い市区町村のほうが高い、

図表 62 人口規模別、まち・ひと・しごと総合戦略に際してプロセスを踏んだ市区町村の比率



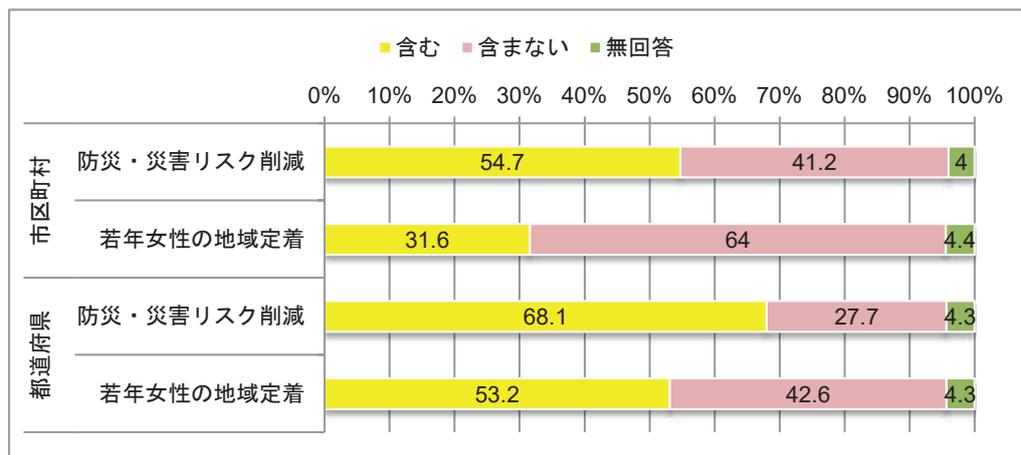
まち・人・しごと総合戦略の策定において、策定ワーキンググループへの住民参加や若手職員参加といった、いわば対面的なプロセスを踏んだのは、比較的人口規模が小さい市区町村であり（北海道・四国の市区町村での比率の高さ、および被災経験がある市町村での若手職員参加の高さと、ある程度関連）、パブリックコメントは大規模市区町村と都道府県に特徴的なプロセスといえるかもしれない。

(2) 総合戦略の目標（市区町村 Q 19、都道府県 Q 19）

まち・ひと・しごと総合戦略が掲げる目標について、地域防災や災害リスク削減が含まれているか、若年女性の地域への定着が含まれているかを尋ねた結果は、図表 63 のとおりである。地方別では、防災・災害リスク削減が目標に含まれる市区町村の比率が低いのは、北海道（35.9%）、東北（48.7%）、九州（53.7%）であり、若年女性の定着が目標に含まれる市区町村の比率は、四国（21.0%）および九州（27.1%）で低い。

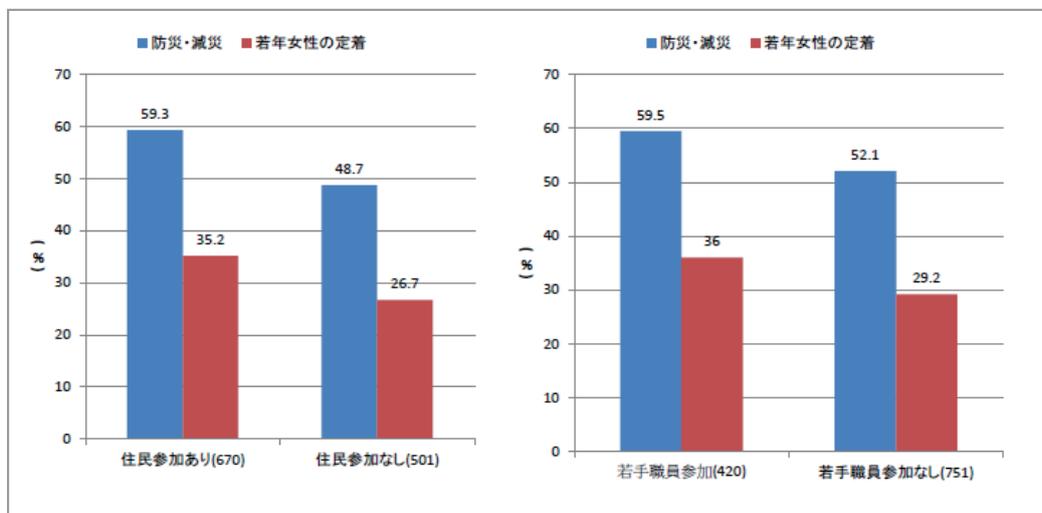
被災経験の有無では差が認められない。人口規模別では、双方の目標とも、規模が大きい市区町村で含まれるとする比率が高い。人口 10 万人以上 30 万人未満および 30 万人以上では、防災・災害リスク削減が目標に含まれる市区町村の比率は 70% 程度と、都道府県の平均より高く、若年女性の定着が目標に含まれる市区町村の比率は、人口 10 万人以上 30 万人未満では 45.9% で、平均より 15% ポイント高い。高齢化の程度では、高齢化率が平均より低い市区町村で、防災・災害リスク削減が目標に含まれる比率が高く（66.4%）、高齢化が平均より進んだ市区町村では、若年女性の定着が目標に含まれる比率が低めである（30.0%）。

図表 63 まち・ひと・しごと総合戦略の目標に含まれるか



市区町村で、防災・災害リスク削減および若年女性の地域定着が、総合戦略の目標に含まれるか否かと、策定プロセスとの関連はどうだろうか。策定ワーキンググループ等への住民や若手職員の参加、パブリックコメント、策定後の住民周知の工夫という各プロセスで、そのプロセスを踏んだ市区町村において、防災・災害リスク削減も若年女性の地域定着も、目標に含まれるとする比率が明らかに高い。

図表 64 策定ワーキンググループ等への住民参加の有無と目標、市区町村



<用語の解説>

浅野幸子・大沢真理

自主防災組織

災害時の被害を軽減するために、集落や町丁、小学校区などの小地域を基盤に作られた任意の住民組織を指す。自治会・町内会を基盤に組織が結成される事例が多い。阪神・淡路大震災後は全国的に自主防災組織の整備が進められている

地域防災計画

災害対策基本法第40条と42条では、国の中央防災会議が策定する「防災基本計画」（防災分野の最上位計画）に基づき、都道府県・市町村の「防災会議」が「地域防災計画」を策定することとしている。防災会議は毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

防災会議は同法第2節に規定されるもので、会長は原則として首長が就任している。地方防災会議の役割は、各自治体の防災計画の作成および実施の推進、首長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議する、意見を述べる、災害が発生した場合において災害復旧に関わる関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関および地方公共機関相互間の連絡調整することなどである。

地域防災計画におおむね定めるものとされる事項は次の3点である。①当該行政機関が災害に関して処理すべき事務や業務の大綱、②防災施設の新設・改良、調査研究、教育・訓練その他の災害予防、情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策と災害復旧に関する事項別の計画、③関連した労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画である。

構成としては、全体に関わる総則に続いて、地震対策編、津波対策編、原子力災害対策編といった形で、災害ごとに計画が策定されている。

避難所運営ガイドライン

東日本大震災・津波の後2013年8月に、内閣府（防災担当）が「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、避難所のあり方全般について方針を示した。2016年4月には「避難所運営ガイドライン」「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」が同時に策定された。

このうち「避難所運営ガイドライン」は一般の避難所の運営全般についてその取組の方向性と具体的な手順を詳細に示しているものであり、全体の構成は以下の通りである。

【参考】避難所運営ガイドラインの目次

- I 運営体制の確立（平時）
 - (1) 平時から実施すべき業務
 - 1. 避難所運営体制の確立
 - 2. 避難所の指定
 - 3. 初動の具体的な事前想定
 - 4. 受援体制の確立
 - 5. 帰宅困難者・在宅避難者対策
- II 避難所の運営（発災後）
 - (1) 基幹業務
 - 6. 避難所の運営サイクルの確立
 - 7. 情報の取得・管理・共有
 - 8. 食料・物資管理
 - 9. トイレの確保・管理
 - (2) 健康管理
 - 10. 衛生的な環境の維持
 - 11. 避難者の健康管理
 - 12. 寝床の改善
- (3) よりよい環境
 - 13. 衣類
 - 14. 入浴
- III ニーズへの対応
 - (1) 要配慮
 - 15. 配慮が必要な方への対応
 - 16. 女性・子供への配慮
 - (2) 安全安心
 - 17. 防犯対策
 - 18. ペットへの対応
- IV 避難所の解消
 - 19. 避難所の解消に向けて

なお、避難所支援も縦割りになりがちであるため、避難所運営をめぐる諸対応について、自治体の中の関連する部署をすべてマトリクスで示し、横断連携で取り組むべきであることが具体的に示された（男女共同参画担当部局も含む）。

福祉避難所

福祉避難所は、災害対策基本法施行令において（災害対策基本法が定める避難所の指定基準の一つとして）、次のように示されている。「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）。また、内閣府令で定める基準は次の通りである（災害対策基本法施行規則第1条の9）。①高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。②災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。③災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

なお、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」によると、福祉避難所の利用の対象となる者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であつて、避難所での生活において、特別な配慮を要する者であること。具体的には、高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族まで含めて差し支えない、としている。また、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれの施設で対応する前提のため、原則として福祉避難所の対象者とはしていない（災害救助法 運用と実務 第一法規 平成26年304頁）。そして、上記を原則としつつ、地域や被災者の被災状況に応じて、さらに避難生活中の状態等の変化に留意し、必要に応じて適切に対処する必要があるとも述べており、在宅避

難者や一般避難所の要配慮者の福祉的支援も視野に入れている。

防災会議委員

災害対策基本法は都道府県の防災会議の委員について、「次に掲げる者をもって充てる」としている（第5条）。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- うち最後の八は、2012年6月の災害対策基本法改正により付加されたもので、この改正について、法改正と同時に発出された内閣府・消防庁連盟の通知「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」は、八について「広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している」と述べている。この通知はくわえて次のように述べている。「防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主管部長宛に通知（平成24年5月8日付府政防第535号・消防災第181号）しているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい。」（http://www.gender.go.jp/policy/saigai/pdf/saigai_21_61.pdf）。市町村防災会議について災害対策基本法に都道府県と同様の委員構成の規定はないが、都道府県に準じて選任されていると思われる。

要配慮者・避難行動要支援者

要配慮者とは、防災施策において「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）」をさす（災害対策基本法第8条2項の一五）。従前は災害時要援護者と呼ばれてきた対象を、2013年の災害対策基本法改正により、要配慮者と呼ぶようになった。また同改正により、災害が発生した場合または発生の恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者、特に迅速な避難のために特に支援を要すると考えられる者を、避難行動要支援者と呼ぶこととなった。同法によれば、市町村長は、避難行動要支援者名簿（避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別等が記載され、災害時に避難支援等関係者が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの）を作成しなければならない。名簿に基づき、平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

こちらは調査票見本です(一覧のためにオンライン画面を編集しています)。
同封のオンライン回答案内をご参照のうえオンライン上でご回答ください。

「2017年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に関する調査」(市区町村調査票)

| 質問事項 | |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【項目1】貴市区町村の防災会議および防災・危機管理部局の構成員についてお伺いします。 | |
| 質問1 | 貴市区町村の防災会議における総委員数と女性委員数をお知らせください。 総委員数 人 うち女性委員数 人 |
| 質問2 | 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし出先機関は除く。)への女性の配置状況をお知らせください。 該当所属職員総数 人 うち兼務者数 人 該当所属職員のうち女性数 人 うち兼務者数 人 該当所属管理職者数 人 うち女性管理職者数 人 |
| 【項目2】要配慮者および避難行動要支援者に関連してお伺いします。 | |
| 質問3 | 貴市区町村では、どのような人を要配慮者および避難行動要支援者と想定していますか。要配慮者に○、避難行動要支援者に◎を、いくつでもご記入ください。 ()1. 高齢者 ()9. 難病患者等 ()2. 視覚障がい者 ()10. アレルギーのある人 ()3. 聴覚・言語障がい者 ()11. 乳幼児 ()4. 肢体不自由者 ()12. 妊産婦 ()5. 身体内部障がい者 ()13. 外国人 (身体障害者福祉法に所定の6つの機能障害) ()14. 災害時負傷者 ()6. 知的障がい者 ()15. 災害孤児 ()7. 発達障がい者 ()16. LGBT ()8. 精神障がい者 ()17. その他 (17. に○をつけた場合、その内容を以下にご記入ください) |
| 質問4 | 貴市区町村では、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性に関して、男女の社会的役割や生理的事情などの違いを勘案した取り組みがありますか。下記の中で該当する項目にいくつでも○をご記入ください。 ()1. 要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性の意見を聞くための常設の会議を定期的に開催している。(防災会議を除く) ()2. 必要に応じてタウンミーティング等を開催し、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性の意見を聞いている。 ()3. 必要に応じて要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性が参加する防災研修会やワークショップを実施している。 ()4. 必要に応じて要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性へのヒアリングを行っている。 ()5. ホームページなど、防災施策に関する意見を聞くための窓口を開設している。 ()6. NPO等の各種団体(自主防災組織を含む)が、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者等、とくに女性に対して、防災分野での支援活動を行う場合に、これらの活動を支援している。 ()7. 自主防災組織の避難所運営訓練が要配慮者等や、とくに女性等を念頭に置いて実施されるよう、マニュアルに記載している。 (1. に○を記入した場合のみご回答ください) 常設の会議等の名称を以下にご記入ください。 |
| 質問5 | 防災訓練や研修等を実施する際、託児所やショートステイサービスを提供するなど、女性や育児・介護を担う人が参加しやすい体制をとっていますか? ()1. はい ()2. いいえ (1. 「はい」と回答された場合のみご回答ください) どのような体制をとっているか具体的にご記入ください。(100文字以内) |
| 【項目3】地域防災計画等や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に関連してお伺いします。 | |
| 質問事項 | |
| 質問6 | 貴市区町村では、地域防災計画等の策定に際して、検討の当初から、または節目で、どのような組織・人が参加しますか。(13以外はいくつでも○をご記入ください) ()1. 都道府県の担当部局 ()8. 外部の防災コンサルタント ()2. 貴市区町村の福祉担当部局 ()9. 専門の学者・研究者 ()3. 貴市区町村の男女共同参画担当部局 ()10. 女性団体 ()4. 貴市区町村のその他関連部局 ()11. NPO ()5. 自主防災組織役員 ()12. その他() ()6. 一般住民 ()13. 貴市区町村の防災部局メンバーのみ ()7. 要配慮者ないし避難行動要支援者 |
| 質問7 | とくに避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)の作成に際して、連携した部署や外部組織が次の中にあればいくつでも○をご記入ください。 ()1. 男女共同参画担当部署 ()6. 消防団 ()2. 福祉担当部署 ()7. 自主防災組織 ()3. 教育担当部署 ()8. ボランティア団体 ()4. その他の部署 ()9. 医師会 ()5. 自治会 ()10. NPO等その他の外部組織 (4. に○を記入した場合、部署や組織の名称をご記入ください) (10. に○を記入した場合、外部組織の名称をご記入ください) |

| | |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問8 | <p>A. 避難所運営に関する手引き・マニュアルに記述されている項目が次の中にあれば、いくつでも○をご記入してください。</p> <p>() 1. プライバシーの確保 () 2. 情報の伝達、コミュニケーションの確保 () 3. バリアフリー・ユニバーサル対応 () 4. 福祉避難所の設置 () 5. こころのケア対策(災害や避難所生活・家族を失ったこと等により、ストレス、不安等が生じた人への対応) () 6. 健康や栄養状態についての指導や助言 () 7. 糖尿病、人工透析等の患者への支援 () 8. 妊産婦、乳幼児を持つ女性への支援 () 9. 避難所内での託児所の設置 () 10. 自宅で病人、障害者、高齢者などの世話をしている家族への支援 () 11. 女性への暴力やセクハラ防止のための安全対策 () 12. 避難所運営への女性の参画の推進 () 13. LGBTへの配慮 () 14. ペット対策 () 15. その他(自由記述欄) (100文字以内)</p> |
| | <p>B. 避難所運営に関する手引き・マニュアルでは、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、また女性の視点などを考慮して、下記の設備の設置が記述されていますか？記述されているものに○をいくつでもご記入ください。</p> <p>() 1. 更衣室 () 2. 授乳室 () 3. オムツ替えスペース(大人用、子供用) () 4. トイレ(男女別、車椅子使用者専用、多目的、オストメイト(人工肛門・人工膀胱保有者)用) () 5. 間仕切り () 6. 風呂 () 7. 洗濯物干し場 () 8. 簡易調理施設(調乳や離乳食・介護食の調理等のため) () 9. その他(自由記述欄) (100文字以内)</p> |
| | <p>C. 貴自治体では、災害時における各種団体やNPOなどボランティアを受け入れる体制ができていますか。</p> <p>() 1. すでに受け入れ体制ができています () 3. 現在構築するか検討中 () 2. 現在作成中 () 4. いまのところ考えていない</p> |
| 質問9 | <p>A. 貴市区町村では、自主防災組織の結成率は、何%ですか？(自主防災組織構成世帯数/全世帯数×100で計算してください)</p> <p>() %</p> |
| | <p>B. 役員に女性が一人もいない自主防災組織は、全自主防災組織のうちのおよそ何割程度ですか？</p> <p>() 割程度</p> |
| | <p>C. 自主防災組織の役員に女性を増やすために、とくに何かの施策を行っていますか？</p> <p>() 1. 実施している () 2. とくに実施していない (1. に○を記入した場合、どのような施策を実施しているか自由記述欄にご記入ください)</p> |
| 質問10 | <p>貴市区町村では、地域防災計画等や指針を策定した後の訓練や対策の評価を行う際に、地域の住民が参加していますか。(該当する項目に○をご記入ください)</p> <p>() 1. 十分に参加している () 3. あまり参加していない () 2. かなり参加している () 4. まったく参加していない (1か2を回答された場合、参加住民の女性割合をご記入ください。)</p> <p>() 割程度</p> |
| | <p>質問11 貴市区町村では、被災住民の車中泊について、対応策が検討されていますか。(該当する項目に○をご記入ください)</p> <p>() 1. 対応策ができています () 3. 今後検討する () 2. 対応策を検討中である () 4. 今のところ検討予定はない</p> |
| <p>【項目4】 備蓄に関してお問い合わせ。</p> | |
| <p>質問事項</p> | |
| 質問12 | <p>貴市区町村では、災害時の緊急物資等にかかる備蓄・物流の基本方針を策定していますか？</p> <p>() 1. 策定している () 2. 策定していない (1. に○を記入した場合、指針では、貴市区町村備蓄情報の共有をどのように定めていますか？ 該当する項目にいくつでも○をご記入ください)</p> <p>() 1. 都道府県と共有している () 3. 各自治会と共有している () 2. 他市区町村と共有している () 4. 各自主防災組織と共有している () 5. 各避難所運営委員会と共有している</p> |
| | <p>質問13 物流調達支援のため、貴市区町村が定める物資集積拠点と外部組織(国、県、民間企業、相互応援協定に基づく他市区町村など)のあいだに応援協定や提携などを結んでいますか。該当する項目に○をご記入ください。</p> <p>() 1. 県との協定・提携をしている () 2. 他市区町村との協定・提携をしている () 3. 民間企業との物資供給協定や提携をしている () 4. 民間企業との物資受け入れ体制についての協定や提携をしている () 5. NPOなどとの避難所や物資集積拠点などでの運営協定や提携をしている () 6. その他(自由記述欄)(100文字以内)</p> |
| 質問14 | <p>貴市区町村では、質問13の各外部組織との応援協定や提携などによる流通備蓄について、広報啓発活動を実施していますか</p> <p>() 1. 実施している () 2. 実施していない</p> |

| | | |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問15 | A. 現時点で、貴市区町村が主として常時備蓄しているものが次の中にあれば、該当する品目に○をご記入ください。(30以外はいくつでもご記入ください) | |
| | <p>《食料》</p> <p>() 1. 主食(コメ、パンなど)</p> <p>() 2. 副食</p> <p>() 3. 調味料</p> <p>() 4. 飲料水</p> <p>《生活用品・資機材》</p> <p>() 5. 毛布</p> <p>() 6. ブルーシート</p> <p>() 7. 家庭用医薬品</p> <p>() 8. 簡易間仕切り(ダンボール等)</p> <p>() 9. ベッド・担架</p> <p>() 10. プライバシーを保てる間仕切り</p> <p>() 11. 仮設トイレ(和式)</p> <p>() 12. 仮設トイレ(洋式)</p> <p>() 13. 簡易トイレ</p> <p>《女性用品》</p> <p>() 14. 生理用品</p> <p>(自由記述欄 100文字以内)</p> | <p>《乳幼児用品》</p> <p>() 15. 調製粉乳</p> <p>() 16. 哺乳瓶</p> <p>() 17. 小児用アレルギー対応食</p> <p>() 18. 小児用おむつ</p> <p>() 19. おしりふき(ウエットティッシュ)</p> <p>() 20. 離乳食</p> <p>() 21. スプーン</p> <p>() 22. ベビーバス</p> <p>《高齢者・病人用品》</p> <p>() 23. サイズを配慮した成人用おむつ</p> <p>() 24. 介護食</p> <p>() 25. 成人病対応食</p> <p>() 26. アレルギー対応食</p> <p>() 27. ストーマ用器具</p> <p>() 28. 気管孔エプロン・酸素ボンベ等の補装具</p> <p>《その他、とくに備蓄しているもの》</p> <p>() 29. その他の常時備蓄品(自由記述)</p> <p>() 30. 特に常時備蓄しているものはない</p> |
| 質問16 | B. 現時点で、貴市区町村が主に外部組織との協定や提携などで準備している備蓄品があれば、該当する品目に○をご記入ください。(30以外はいくつでもご記入ください) | |
| | <p>《食料》</p> <p>() 1. 主食(コメ、パンなど)</p> <p>() 2. 副食</p> <p>() 3. 調味料</p> <p>() 4. 飲料水</p> <p>《生活用品・資機材》</p> <p>() 5. 毛布</p> <p>() 6. ブルーシート</p> <p>() 7. 家庭用医薬品</p> <p>() 8. 簡易間仕切り(ダンボール等)</p> <p>() 9. ベッド・担架</p> <p>() 10. プライバシーを保てる間仕切り</p> <p>() 11. 仮設トイレ(和式)</p> <p>() 12. 仮設トイレ(洋式)</p> <p>() 13. 簡易トイレ</p> <p>《女性用品》</p> <p>() 14. 生理用品</p> <p>(自由記述欄 100文字以内)</p> | <p>《乳幼児用品》</p> <p>() 15. 調製粉乳</p> <p>() 16. 哺乳瓶</p> <p>() 17. 小児用アレルギー対応食</p> <p>() 18. 小児用おむつ</p> <p>() 19. おしりふき(ウエットティッシュ)</p> <p>() 20. 離乳食</p> <p>() 21. スプーン</p> <p>() 22. ベビーバス</p> <p>《高齢者・病人用品》</p> <p>() 23. サイズを配慮した成人用おむつ</p> <p>() 24. 介護食</p> <p>() 25. 成人病対応食</p> <p>() 26. アレルギー対応食</p> <p>() 27. ストーマ用器具</p> <p>() 28. 気管孔エプロン・酸素ボンベ等の補装具</p> <p>《その他、とくに協定や提携で備蓄しているもの》</p> <p>() 29. その他の備蓄品(自由記述)</p> <p>() 30. 協定や提携などで準備しているものはない</p> |
| 【項目5】 防災分野での意思決定過程に関してお伺いします。 | | |
| 質問事項 | | |
| 質問16 | 平成28年4月1日時点で、市区町村防災会議メンバーのうち女性の割合は平均8%でした。平成22年12月の閣議決定により、社会のあらゆる分野において指導的立場に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%とすることとされています。防災会議で女性の登用率が低い理由として当てはまるものはいくつでも○をご記入ください。 | |
| | <p>() 1. 職指定があるため女性委員が就任しにくい</p> <p>() 2. 女性委員候補となる人材が不足している</p> <p>() 3. 女性委員候補となる人材の情報が不足している</p> <p>() 4. その他(自由記述欄)(100文字以内)</p> | |
| 質問17 | 貴市区町村では防災会議以外の防災関係の検討会等で女性登用を促進するための仕組みや取り組みがありますか？ | |
| | <p>() 1. 仕組みや取り組みがある</p> <p>() 2. 仕組みや取り組みがない</p> <p>(1. に○を記入した場合のみご回答ください)</p> <p>仕組みや取組について具体的にご記入ください。(100文字以内)</p> | |
| 【項目6】 貴市区町村のまち・ひと・しごと総合戦略についてお伺いします。 | | |
| 質問18 | 貴市区町村のまち・ひと・しごと総合戦略の策定に際して、以下の1.～4.のプロセスのうち実施したことをいくつでも○をご記入ください。 | |
| | <p>() 1. 策定ワーキンググループ等への住民参加</p> <p>() 2. 策定ワーキンググループ等への若手職員の参加</p> <p>() 3. パブリックコメント</p> <p>() 4. 策定後の住民周知の工夫</p> <p>(4. に○をご記入された場合、具体的にどのような住民周知の機会を設けましたか) (100文字以内)</p> | |

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問19 | 貴市区町村のまち・ひと・しごと総合戦略の目標についてお尋ねします。 A. 地域防災や災害リスク削減が目標に含まれていますか () 1. 含まれている () 2. 含まれていない |
| | B. 若年女性の地域への定着は目標に含まれていますか () 1. 含まれている () 2. 含まれていない |
| | (Bの質問で、1. に○をご記入された場合、数値目標があればご記入ください。また、その数値目標に向けた施策があれば、施策名をご記入ください) <input type="text"/> |

【項目7】 貴市区町村の人口構成についてお伺いします。

| | | 質問事項 | | |
|------|-----------------------------|----------|---------|---|
| 質問20 | 右記の常住人口について、分かる範囲でお知らせください。 | 男性人口 | 総人口 | 人 |
| | | | 0-4歳 | 人 |
| | | | 65-74歳 | 人 |
| | | | 75歳以上 | 人 |
| | | 女性人口 | 女性総人口 | 人 |
| | | | 0-4歳 | 人 |
| | | | 65-74歳 | 人 |
| | | | 75歳以上 | 人 |
| | | 要配慮者 | 男性人口 | 人 |
| | | | 女性人口 | 人 |
| | | 避難行動要支援者 | 男性人口 | 人 |
| | | | 女性人口 | 人 |
| | | 外国人 | 男性外国人人口 | 人 |
| | | | 女性外国人人口 | 人 |

最後まで調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

こちらは調査票見本です(一覧のためオンライン画面を編集しています)。
同封のオンライン回答案内をご参照のうえオンライン上でご回答ください。

「2017年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に関する調査」(都道府県調査票)

| 【項目1】貴都道府県の防災会議および防災・危機管理部局の構成員についてお伺いします。 | | | |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|---|
| 質問事項 | | | |
| 質問1 | 貴都道府県の防災会議における総委員数と女性委員数をお知らせください。 | 総委員数 | 人 |
| | | うち、女性委員数 | 人 |
| 質問2 | 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。但し出先機関は除く。)への女性の配置状況をお知らせください。 | 該当所属職員総数 | 人 |
| | | うち、女性職人数 | 人 |
| | | 該当所属管理職者数 | 人 |
| | | うち、女性管理職者数 | 人 |
| 質問3 | 貴都道府県では、2008年度以降の災害に対して、応援・支援のための職員を派遣しましたか？(「はい」「いいえ」「不明」を選択回答) * | | |
| 質問4 | (前問で「はい」と回答した場合のみご回答ください) 貴都道府県が派遣した職員に、右に示す職種 <small>の女性</small> が参加しましたか？(「はい」「いいえ」「不明」を選択回答) * | 医師 | |
| | | 警察官 | |
| | | 保健師 | |
| | | 看護師 | |
| | | 防災担当職員 | |
| | | 建築・土木職員 | |
| | | 教職員 | |
| | | その他の職種があればご記入ください | |
| 質問5 | <p>貴都道府県では、市町村の防災部局と合同で防災研修会やワークショップを実施していますか。該当する項目に○をご記入ください。また現状の数字もお答えください。</p> <p>1. これまでに実施したことがない()</p> <p>2. 実施したことがあるが、もっと増やしてもよい() (現状は、年に()箇所の市町村と合計()回)</p> <p>3. 実施したことがあるが、もっと減らしてもよい() (現状は、年に()箇所の市町村と合計()回)</p> <p>4. 現状程度の実施回数でよい() (現状は、年に()箇所の市町村と合計()回)</p> <p>2~4の回答の場合、その研修会やワークショップに地域の自主防災組織や避難所運営委員会のメンバーなども参加しますか</p> <p>1. ある()</p> <p>2. ない()</p> | | |
| 質問6 | 貴都道府県では、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性に関して、男女の社会的役割や生理的事情などの違いを勘案した取り組みがありますか？下記の中で該当する項目にいくつでも○をご記入ください。 | | |
| | A. 要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性の意見を聞くための常設の会議を定期的に開催している。(防災会議を除く) | | |
| | B. 必要に応じてタウンミーティング等を開催し、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性の意見を聞いている。 | | |
| | C. 必要に応じて要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性が参加する防災研修会やワークショップを実施している。 | | |
| | D. 必要に応じて要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性へのヒアリングを行っている。 | | |
| | E. ホームページなど、防災施策に関する意見を聞くための窓口を開設している。 | | |
| | F. NPO等の団体(自主防災組織を含む)が、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、とくに女性に対して、防災分野での支援活動を行う場合に、これらの活動を支援している | | |
| G. 自主防災組織の避難所運営訓練が要配慮者等や、とくに女性等を念頭に置いて実施されるよう、マニュアルに記載している。 | | | |
| (Aで「はい」と回答した場合のみご回答ください) | | | |

常設の会議の名称をご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

【項目2】 地域防災計画等や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に関連してお伺いします。

質 問 事 項

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|------------------------|-----------------|--------------------|-------------|---------------------|---------|------------------|------------|------------|-------------------------|-----------------------|--|
| 質問7 | <p>貴都道府県では、地域防災計画等の策定に際して、検討の当初から、または節目で、どのような組織・人が参加しますか。(13以外はいくつでも○をご記入ください)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 貴都道府県の福祉担当部局()</td> <td style="width: 50%;">8. 外部の防災コンサルタント()</td> </tr> <tr> <td>2. 貴都道府県の男女共同参画担当部局()</td> <td>9. 専門の学者・研究者()</td> </tr> <tr> <td>3. 貴都道府県の教育担当部局()</td> <td>10. 女性団体()</td> </tr> <tr> <td>4. 貴都道府県のその他関連部局()</td> <td>11. NPO</td> </tr> <tr> <td>5. 自主防災組織メンバー()</td> <td>12. その他()</td> </tr> <tr> <td>6. 一般住民()</td> <td>13. 貴都道府県の防災部局メンバーのみ()</td> </tr> <tr> <td>7. 要配慮者ないし避難行動要支援者()</td> <td></td> </tr> </table> | 1. 貴都道府県の福祉担当部局() | 8. 外部の防災コンサルタント() | 2. 貴都道府県の男女共同参画担当部局() | 9. 専門の学者・研究者() | 3. 貴都道府県の教育担当部局() | 10. 女性団体() | 4. 貴都道府県のその他関連部局() | 11. NPO | 5. 自主防災組織メンバー() | 12. その他() | 6. 一般住民() | 13. 貴都道府県の防災部局メンバーのみ() | 7. 要配慮者ないし避難行動要支援者() | |
| 1. 貴都道府県の福祉担当部局() | 8. 外部の防災コンサルタント() | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 貴都道府県の男女共同参画担当部局() | 9. 専門の学者・研究者() | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 貴都道府県の教育担当部局() | 10. 女性団体() | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 貴都道府県のその他関連部局() | 11. NPO | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 自主防災組織メンバー() | 12. その他() | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 一般住民() | 13. 貴都道府県の防災部局メンバーのみ() | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 要配慮者ないし避難行動要支援者() | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問8 | <p>とくに避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)の作成に際して、連携した部署や外部組織をあげてください(各項目について「はい」「いいえ」を選択回答)*</p> |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|

| | | |
|--|-----------------|--|
| | A. 男女共同参画担当部署 | |
| | B. 福祉担当部署 | |
| | C. 教育担当部署 | |
| | D. その他の部署 | |
| | E. 自治会 | |
| | F. 消防団 | |
| | G. 自主防災組織 | |
| | H. ボランティア団体 | |
| | I. 医師会 | |
| | J. NPO等その他の外部組織 | |

DとJに「はい」と回答された場合、部署や組織の名称をご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------|
| 質問9 | <p>避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に記載されている項目が次の中にあれば、いくつでも○をご記入ください</p> |
|-----|--------------------------------------------------------------------|

| | | |
|--|------------------------------------------------------|--|
| | A. プライバシーの確保 | |
| | B. 情報の伝達、コミュニケーションの確保 | |
| | C. バリアフリー・ユニバーサル対応 | |
| | D. 福祉避難所の設置 | |
| | E. こころのケア対策(災害や避難所生活・家族を失ったこと等により、ストレス、不安等が生じた人への対応) | |
| | F. 健康や栄養状態についての指導や助言 | |
| | G. 糖尿病、人工透析等の患者への支援 | |
| | H. 妊産婦、乳幼児を持つ女性への支援 | |
| | I. 避難所内での託児所の設置 | |
| | J. 自宅で病人、障害者、高齢者などの世話をしている家族への支援 | |
| | K. 女性への暴力やセクハラ防止のための安全対策 | |
| | L. 避難所運営への女性の参画の推進 | |
| | M. LGBTへの配慮 | |
| | N. ペット対策 | |
| | N. その他(自由記述欄)(100文字以内) | |

避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)では、要配慮者および避難行動要支援者やその関係者、またとくに女性の視点などを考慮して、下記の設備の設置が記述されていますか? 記述されてるものに○をいくつでもご記入ください。

| | | |
|------|-----------------------|--|
| 質問10 | A. 更衣室 | |
| | B. 授乳室 | |
| | C. オムツ替えスペース(大人用、子供用) | |

| | | |
|------|---------------------------------------------------------------------|--|
| 質問17 | 貴都道府県では防災会議以外の防災関係の検討会等で女性登用を促進するための仕組みや取組みがありますか？（「はい」「いいえ」を選択回答）* | |
| | （「はい」と回答された場合のみご回答ください） 仕組みや取組について具体的に記入ください。（100文字以内） | |

【項目5】 貴都道府県のまち・ひと・しごと総合戦略についてお伺いします。

| | | |
|------|--------------------------------------------------------------|--|
| 質問18 | 貴都道府県のまち・ひと・しごと総合戦略の策定に際して、以下のプロセスを踏みましたか。 | |
| | A. 策定ワーキンググループ等への住民参加 | |
| | B. 策定ワーキンググループ等への若手職員の参加 | |
| | C. パブリックコメント | |
| | D. 策定後の住民周知の工夫 | |
| | Dに「はい」と回答された場合、具体的にどのような住民周知の機会を設けましたか（100文字以内） | |
| 質問19 | 貴都道府県のまち・ひと・しごと総合戦略の目標についてお尋ねします。 | |
| | A. 地域防災や災害リスク削減が目標に含まれていますか | |
| | B. 若年女性の地域への定着は目標に含まれていますか | |
| | Bに「はい」と回答された場合、数値目標があればご記入ください。その数値目標に向けた施策があれば、施策名をご記入ください。 | |

【項目6】 貴都道府県の人口構成についてお伺いします。

| | | 質問事項 | | |
|------|-----------------------------|--------------------------------------|---------|---|
| 質問20 | 右記の常住人口について、分かる範囲でお知らせください。 | 男性人口 | 総人口 | 人 |
| | | | 0-4歳 | 人 |
| | | | 65-74歳 | 人 |
| | | | 75歳以上 | 人 |
| | | 女性人口 | 総人口 | 人 |
| | | | 0-4歳 | 人 |
| | | | 65-74歳 | 人 |
| | | | 75歳以上 | 人 |
| | | 要配慮者 | 男性人口 | 人 |
| | | | 女性人口 | 人 |
| | | 避 支 難 援 行 者 動 要 | 男性人口 | 人 |
| | | | 女性人口 | 人 |
| | | 外国 人 | 男性外国人人口 | 人 |
| | | | 女性外国人人口 | 人 |

最後まで調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

2019年3月発行（非売品）

東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 66

大沢真理編

防災・減災と男女共同参画

2019年2月1日 第30回社研シンポの要旨

「2017年度女性・地域住民から見た防災・災害リスク削減策に
関する調査」報告

発行所 〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

TEL 03-5841-4908 FAX 03-5841-4905

東京大学社会科学研究所
